

令和 3 年 12 月

開催地 東京都

# 日本水道協会第99回総会議事録

公益社団法人 日本水道協会

# 日本水道協会第99回総会議事録目次

1. 日本水道協会第99回総会日程	1
2. 出席者名簿	3
3. 令和3年度日本水道協会会長表彰受賞者名簿	14
4. 第99回総会上程議案	31
第1号議案 名誉会員の承認について	33
第2号議案 公益社団法人日本水道協会運営会議委員の選任について	37
第3号議案 会員提出問題について	43

## 日本水道協会第99回総会議事録

1. 開会式	80
(1) 開会のことば	80
(2) 開会挨拶	80
(3) 行政施策説明者紹介	82
(4) 令和3年度日本水道協会会長表彰	82
2. 会 議	83
(1) 議長選任・議事録署名人選任	83
(2) 第1号議案 名誉会員の承認について	84
(3) 第2号議案 公益社団法人日本水道協会運営会議委員の選任について	86
(4) 第3号議案 会員提出問題について	87
I. 防災・減災、国土強靱化	
問題1 東日本大震災関係	87
問題2～4 災害対策関係	89
II. 水道の基盤強化	
問題5 新型コロナウイルス感染症関係	96
問題6～9 補助関係	97
問題10～11 起債・繰出関係	104
III. 安定・安全の確保	
問題12～15 水源関係	112
問題16 水質関係	117
IV. その他の重要事項	
問題17～23 その他	123
行政施策説明	134
事務局名簿	171

# 1. 日本水道協会第99回総会日程

1. 日 時 令和3年12月1日（水） 午後1時30分より午後5時00分まで
2. 場 所 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9  
日本水道協会7階会議室（Web会議システム（Zoom）を併用）
3. 議 題 第1号議案 名誉会員の承認について  
第2号議案 公益社団法人日本水道協会運営会議委員の選任  
について  
第3号議案 会員提出問題について
4. 次年度全国会議開催地について
5. 行政施策説明 議案の審議終了後、厚生労働省及び総務省より水道行政  
に関する施策説明をいただきます（各20分程度）。  
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
名 倉 良 雄 氏  
総務省自治財政局公営企業経営室長  
小野寺 則 博 氏

## 2. 出席者名簿

(順不同・敬称略)

### 特別出席

厚生労働省 医薬・生活衛生局水道課長 名倉良雄  
 総務省 自治財政局公営企業経営室長 小野寺則博

### 正 会 員

都道府県	会員名	所属・役職名	氏 名
北海道	札幌市	水道局総務部長	高 棹 則 嗣*
〃	恵庭市	水道部上水道課長	萩 原 由 紀 夫*
〃	石狩西部広域水道企業団	施設課企画係長	川 村 美 穂*
〃	旭川市	水道事業管理者	木 口 信 正*
宮城県	仙台市	水道事業管理者	芳 賀 洋 一*
〃	石巻地方広域水道企業団	事務局長	尾 形 涉*
〃	宮城県	企業局水道経営課技術主査	西 村 弘 道*
福島県	郡山市	上下水道局次長	大 竹 伸 裕*
〃	福島市	水道事業管理者	八 島 洋 一*
〃	福島地方水道用水供給企業団	事務局長	佐々木 宏 明*
青森県	青森市	公営企業管理者	鈴 木 裕 司*
〃	八戸圏域水道企業団	副 企 業 長	古 川 勲*
山形県	山形県	企業局水道事業課課長補佐	歌 丸 恒 之*
〃	最上川中部水道企業団	工 務 課 長	石 川 達 也*
〃	〃	業 務 課 業 務 係 長	大 山 雄 平*
〃	白鷹町	上下水道課課長補佐	高 橋 眞 澄*
岩手県	盛岡市	上下水道事業管理者	古 山 裕 康*
〃	金ヶ崎町	町 長	高 橋 由 一*
東京都	東京都	公営企業管理者・水道局長	浜 佳 葉 子*
〃	武蔵野市	水道部工務課長	川 越 岳 夫*
〃	〃	水道部工務課課長補佐	高 橋 正 之*
神奈川県	横浜市	水道局総務課課長補佐(庶務係長)	丹 羽 隆 隆*
〃	川崎市	上下水道局水道部長	渡 辺 浩 一*
〃	神奈川県	企業庁水道部長	宮 林 正 也*

神奈川県	横須賀市	上下水道事業管理者（上下水道局長）	長島洋*
〃	〃	経営部次長（総務課長）	中田良一*
〃	神奈川県内広域水道企業団	副 企 業 長	山隈隆弘*
〃	〃	理 機 課 長	佐藤正志*
〃	〃	電 機 課 長	廣井孝充*
〃	開成町	都市経済部長兼環境上下水道課長	井上新*
千葉県	千葉県	企業局管理部長	入江信明*
〃	我孫子市	水道事業管理者水道局長	古谷靖*
〃	市原市	水道事業管理者	石井賢二*
〃	印旛郡市広域町村圏事務組合	水道企業部長	森本茂明*
〃	かずさ水道広域連合企業団	事務局 長	松上晴彦*
〃	九十九里地域水道企業団	総 務 課 長	鶴岡まち子*
埼玉県	さいたま市	水道局業務部副理事	有路松生*
〃	川口市	管理部上下水道総務課長	清野真一*
〃	加須市	上下水道部副部長兼水道課長	立岡昭一*
〃	久喜市	上下水道部長	野口智樹*
〃	八潮市	水道部 経営 課 長	本間尚行*
群馬県	前橋市	公営企業管理者	稲垣重之*
栃木県	足利市	上下水道部企業経営課長	植竹優太*
茨城県	日立市	企業局上下水道部総務課主事	遠藤進*
〃	茨城県	企業局業務課長	羽生有希子*
〃	ひたちなか市	水道事業所総務課主任	辻川哲夫*
〃	茨城県南水道企業団	総 務 課 長	小嶋一貴*
山梨県	都留市	産業建設部上下水道課長	渡辺貢志*
愛知県	名古屋	水道事業管理者	飯田徹正*
〃	〃	上下水道局総務部主幹	根崎正樹*
〃	豊橋市	水道事業及び下水道事業管理者	牧野康仁*
〃	愛知県	企業庁水道部長	塚和田雅也*
〃	一宮市	上下水道部次長	多和田克司*
〃	稲沢市	上下水道部次長	櫛田崇弘*
〃	刈谷市	水資源部水道課主任主査	岡田永光*
〃	海部南部水道企業団	工 務 課 長	日勝又紀雄*
〃	丹羽広域事務組合	水道部長兼管理課長	勝田村隆学*
三重県	津市	上下水道事業管理者	田倉野隆昇*
〃	伊勢市	上下水道部次長（兼）水道課長	倉野隆昇*
〃	松阪市	上下水道事業管理者	廣田

三重県	四日市市	上下水道事業管理者	山本勝久*
静岡県	静岡市	上下水道局水道部水道総務課主任	瀬橋伸人*
〃	〃	上下水道部参事兼水道工事課長	高橋伸一*
〃	〃	企業局経営課主幹	芝田仁*
〃	〃	企業局水道企画課技師	松丸恵子*
岐阜県	沼高山市	水道部長	原中垣内
〃	〃	水道部長	林宏樹*
〃	〃	上下水道課係長	林鈴木
〃	〃	上下水道課主任	鈴木木嶋
石川県	金沢市	公営企業管理者	平永三喜多
〃	〃	上下水道部長	田浦
長野県	上田市	上下水道局長	三喜多村
〃	〃	上下水道局総務課長	佐藤
新潟県	新潟市	水道事業管理者・水道局長	高谷
〃	〃	水道局長	高谷
〃	〃	水道事業管理者	高谷
大阪府	大阪市	上下水道事業管理者	吉増
〃	〃	上下水道事業管理者	吉増
〃	〃	上下水道部総務課長	小野原
〃	〃	水道事業管理者	上田
〃	〃	上下水道事業管理者	植田
〃	〃	上下水道事業管理者	伊藤
〃	〃	水道事業管理者	南野
〃	〃	水道事業管理者	赤鹿
〃	〃	水道事業管理者	赤鹿
京都府	京都市	公営企業管理者上下水道局長	吉川
〃	〃	公営企画課長	榎戸
〃	〃	公営企画課主査	高橋
〃	〃	公営企業管理者職務代理者上下水道部長	大杉
兵庫県	明石市	公営企業管理者・水道局長	杉浦
〃	〃	水道局副局長(水道技術管理者)	田中
〃	〃	水道局副局長(水道技術管理者)	田中
〃	〃	総務部長	阪内
〃	〃	企業庁水道課長	内藤
〃	〃	公営企業管理者	有川

兵庫	加古川市	上下水道事業管理者	井手秀司*
〃	川西市	上下水道事業管理者	酒本恭聖*
〃	高砂市	上下水道事業管理者	江谷恭一*
〃	〃	上下水道部長	井上恭陽*
〃	西市	上下水道事業管理者	青山弘*
〃	〃	上下水道局次長	向山靖弘*
〃	〃	上下水道局上下水道総括室上下水道総務課長	片山ちはる*
〃	〃	上下水道局上下水道総括室上下水道総務課主事	松永和磨*
〃	淡路広域水道企業団	事務局長	谷口伸治*
〃	猪名川町	上下水道課	倉成典功*
〃	佐用町	町	庵道典章*
滋賀	大津市	企業局施設部施設事業長	山田透*
〃	滋賀県	企業庁経営課長	小川好成*
和歌山	由良町	上下水道課長	上田晃広*
広島	広島市	水道事業管理者	友田広整二*
〃	呉市	上下水道事業管理者	澤村直樹*
〃	福山市	上下水道事業管理者	小坂林平*
〃	広島県	企業局水道課長	坂本聡*
〃	〃	企業局水道課水道整備担当監	益田康司*
〃	尾道市	上下水道局主幹	亀田裕二*
〃	石高町	環境衛生課長	森山郁夫*
岡山	岡山市	水道事業管理者	今川佳和*
〃	〃	水道局総務部企画総務課危機管理担当課長	小松川富士雄*
〃	〃	水道局総務部管財課検査担当課長	笹谷太一*
〃	倉敷市	水道事業管理者	古近藤隆和*
〃	高梁市	水道局長	小林智幸*
〃	津山市	水道局長	小村林義之*
〃	岡山県広域水道企業団	事務局長	村田敬助*
山口	下関市	上下水道事業管理者	林辻村崎英博*
〃	岩国市	水道事業管理者	田宮武朝*
〃	長門市	上下水道局長	宮崎博樹*
〃	光市	水道事業管理者	宮崎博樹*
鳥取	鳥取市	水道事業管理者	武朝博樹*
〃	米子市	水道事業管理者	武朝博樹*
〃	松江市	上下水道事業管理者(上下水道局長)	小塚大和*
〃	海士町	町	大江和彦*

愛媛県	松山市	公営企業管理者	大町一郎*
高知県	高知市	上下水道事業管理者	山本三四年*
福岡県	福岡市	水道事業管理者	坂本秀和*
〃	北九州市	上下水道局長	兼尾明利*
〃	〃	上下水道局水道部水質試験所長	徳原賢*
〃	春日那珂川水道企業団	局長	安藤敏洋*
〃	福岡県南広域水道企業団	企業長	鞆木賢*
大分県	大分市	上下水道局総務課長	清水昭男*
長崎県	長崎市	上下水道局業務部次長兼総務課長	瀬崎義行*
〃	大村市	上下水道事業管理者	原慶一郎*
佐賀県	佐賀市	上下水道局水循環部副局長兼水循環部長	若林直樹*
〃	佐賀西部広域水道企業団	建設課副課長	池上直巳*
〃	〃	経営企画課係長	生田新吾*
〃	佐賀東部水道企業団	企業長	松尾安朋*
熊本県	大津菊陽水道企業団	次長兼総務課長	赤星幸喜*
沖縄県	沖縄県	企業局総務企画課主査	村山小恒彦*
〃	浦添市	上下水道部長	島尻恒彦*
〃	南部水道企業団	企業長	金城政光*
〃	〃	次長	玉城秀樹*
〃	読谷村	上下水道部長兼上下水道課長	新垣和男*

\*は Web による出席



## 特 別 会 員

都道府県	会員名
北海道	北海道環境生活部環境局環境政策課（水道整備係長 中村 賢洋）
〃	市 川 浩 樹
〃	佐 渡 明
宮城県	安 藤 健 一
秋田県	草 皆 次 夫
茨城県	茨城県県民生活環境部水政課水道整備グループ（主事 青野 太一）
埼玉県	下 村 政 裕
〃	高 田 武
千葉県	千葉県総合企画部水政課（副主査 平野 達也）
東京都	高 柳 昌 央
〃	増 子 敦
〃	小 山 隆
〃	林 秀 樹
〃	宮 崎 正 信
神奈川県	國 富 進
〃	高 橋 照 章
〃	小 島 高 志
〃	酒 井 晃
〃	神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室（副主幹 清水 悟）
〃	土 井 一 成
愛知県	愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課 （水道計画・管理グループ主任 都築 祐貴）
〃	小 林 貞 昭
大阪府	山 崎 弘 太 郎
兵庫県	安 藤 伸 雄
鳥取県	鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課 （上下水道担当係長 西田 英生）
岡山県	岡山県保健福祉部生活衛生課（主任 餅川 友祐）
広島県	江 郷 道 生
山口県	山口県環境生活部生活衛生課（水道班・主任 甲斐 祐介）
徳島県	徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課 （主事 小野寺 駿輝）
愛媛県	愛媛県県民環境部環境局環境政策課（水道整備係長 宮川 利光）
沖縄県	福 山 一 郎

特別会員については、Web 出席のみ

## 賛 助 会 員

都道府県	会 員 名	所属・役職名	氏 名
宮城県	(株)アイ・ケー・エス	代 表 取 締 役	森 田 和
福島県	(株)クレハ環境	環 境 営 業 部	白 土 晶 浩
秋田県	(株)三木設計事務所	取 締 役	金 森 久 幸
東京都	水 i n g (株)	エンジニアリング本部 エンジニアリング企画統括部副統括部長	木 村 直 人
〃	〃	エンジニアリング本部 エンジニアリング企画統括部	江 口 藤 徳
〃	(株)日立製作所	理事水・環境ビジネスユニット水事業部事業部長	柳 澤 志 好
〃	〃	水・環境ビジネスユニット水事業部主管技師長	柳 館 隆 広
〃	〃	水・環境ビジネスユニット企画本部 事業企画部 GL 主任技師	堀 田 卓
〃	〃	水・環境営業統括本部社会 ソリューション第一営業本部部長	山 本 英 夫
〃	〃	水・環境営業統括本部社会ソリューション 第一営業本部社会イノベーション戦略部部長	加 藤 篤 史
〃	〃	水・環境営業統括本部社会ソリューション 第一営業本部営業第二部部長	榎 戸 啓 二
〃	〃	水・環境営業統括本部社会ソリューション 第一営業本部営業第二部部長代理	谷 根 憲
〃	〃	水・環境営業統括本部社会ソリューション 第一営業本部技術顧問	芦 田 裕 志
〃	メタウォーター(株)	営 業 本 部 主 幹	児 島 憲 治
〃	JFEエンジニアリング(株)	環 境 本 部 ア ク ア 事 業 部	佐 久 間 郁 夫
〃	〃	環 境 本 部 ア ク ア 事 業 部	中 園 隼 人
〃	(株)東京設計事務所	代 表 取 締 役 副 社 長	片 石 謹 也
〃	(株) N J S	水 道 本 部 本 部 長	大 嶽 公 康
〃	〃	水 道 本 部 副 本 部 長	天 野 幹 大
〃	〃	水 道 本 部 副 本 部 長	木 崎 豊
〃	〃	水 道 本 部 企 画 戦 略 部 ・ 専 門 部 長	與 三 本 毅
〃	(株) 石 垣	環 境 機 械 事 業 部 管 理 部 主 任	村 上 裕 亮
〃	東 京 水 道 (株)	取 締 役	本 荘 谷 勇 一
〃	〃	管 理 本 部 総 務 部 総 務 課 長	戸 嶋 宏 裕
〃	月 島 機 械 (株)	水 環 境 事 業 本 部 事 業 統 括 部 副 參 事	荒 井 健
〃	日 本 水 工 設 計 (株)	執 行 役 員 ・ 水 道 事 業 統 括	西 宏 志 郎
〃	(株)森田鉄工所	代 表 取 締 役 社 長	森 田 昌 明

東京都	(株)森田鉄工所	企画広報室室長	江原	仲道	行
〃	月島テクノメンテサービス株	代表取締役社長	伊藤	久保	夫
〃	〃	取締役営業本部長	田久	幸	夫
〃	〃	維持管理技術部技監	中村	晴	彦
〃	〃	営業推進部部長	今坂	俊	之
〃	横河ソリューションサービス株	執行役員環境システム本部長	北村	剛	男
〃	荏原実業(株)	環境システム首都圏・西日本本部・本部長	川村	幸	辰
〃	塩化ビニル管・継手協会	専務理事	醍醐	田	博
〃	(株)栗本鐵工所東京支社	パイプシステム事業部業務顧問	山尾	川	毅
〃	〃	パイプシステム事業部業務顧問	栗本	健	志
〃	〃	パイプシステム事業部東営業部長	佐藤	勝	一
〃	コスモ工機(株)	常務取締役営業部長	名倉	和	靖
〃	〃	副部長	高橋	達	哉
〃	三協工業(株)	代表取締役	渡邊	直	人
〃	〃	本社営業部統括部長取締役	桑原	行	彦
〃	〃	本社営業部営業部長取締役	齊藤	野	秀
〃	(株)クボタケミックス	事業企画部インフラ第二グループ長	佐野	智	裕
〃	(株)神鋼環境ソリューション	水環境営業部副部長	柴原	川	操
〃	水道バルブ工業会	専務理事	峯	剛	史
〃	積水化学工業(株)	開発部長	鈴木	川	祐
〃	〃	課長	西川	幸	男
〃	(株)ウォーターテック	関西支店支店長	中村	克	浩
〃	〃	西日本支店支店長	早坂	賢	一
〃	〃	代表取締役社長	濱田	嶋	平
〃	〃	取締役	比江	隅	直
〃	〃	営業統括部部長	大林	瀬	直
〃	〃	東日本支店支店長	村山	本	直
〃	〃	北日本支店支店長	村山	大	濱
〃	日本ダクタイル異形管工業会	専務理事	吉田	哲	夫
〃	〃	技事務局長	佐々木	史	朗
〃	(一社)日本ダクタイル鉄管協会	専務理事	椎谷	和	彦
〃	日本水道鋼管協会	企画部総括室長	椎深	澤	貴
〃	日本鑄鉄管(株)	代表取締役社長	関野	雄	一
〃	フジ地中情報(株)	取			
〃	〃	締			

東京都	フジテコム(株)	代表取締役	森山慎一
〃	〃	執行役員営業本部長	山本裕司
〃	〃	大阪支店支店長	桑原貴彦
〃	前澤給装工業(株)	顧問	長島俊彰
〃	(株) トミス	営業本部常務取締役	龍井茂誠
〃	(株) フソウ	顧問	今井茂樹
〃	〃	顧問	平尾貢一
〃	〃	水環境事業本部建設事業部 営業本部営業企画課課長	澤田大介
〃	配水用ポリエチレン パイプシステム協会	事務局・事務局長	白澤洋
〃	西川計測(株)	取締役公共営業本部長	須田真
〃	〃	公共営業本部部長	渥美宗幸
〃	〃	公共営業本部課長	牧野義雄
〃	〃	公共営業本部課長	森谷慎
〃	〃	公共営業本部千葉営業所長	本田貴晶
〃	水道用鉄蓋工業会	事務局	窪田亜美
〃	第一環境(株)	代表取締役社長	岡地雄一
〃	〃	取締役総務本部本部長	玉木孝一
〃	〃	執行役員業務統括・指導本部本部長	小川正晃
〃	クボタ環境サービス(株)	維持管理技術部顧問	増田武司
〃	〃	維持管理企画部企画課課長	栢森俊之
〃	(株) 第一テクノ	インフラシステム部長	西尾光平
〃	(一社) 日本水道運営管理協会	会長	飯嶋宣雄
〃	〃	運営委員長兼事務局長	森研己
〃	ヴェオリア・ジェネッツ(株)	官需水CS・管網管理事業本部本部長	竹内健博
〃	〃	官需事業開発本部副本部長	池畑隆章
〃	東亜グラウト工業(株)	管路グループ技術開発室・室長	田熊楠晃
〃	日本レジン製品協会	事務局 長	畑楠晃
〃	水道技術経営パートナーズ(株)	本 社	福本治博
〃	アジア航測(株)	西日本インフラ技術部社会インフラ技術一課	谷山靖史
〃	〃	西日本インフラ技術部社会インフラ技術一課	山口史
〃	(株) 日立インダストリアル プロダクツ	機械システム営業本部シニアアドバイザー	新田隆
〃	(株) J E C C	水道プラットフォーム事業推進部・課長	橋本和人
神奈川県	日本原料(株)	代表取締役社長	齋藤安弘
〃	〃	専務取締役	江嶋洋

神奈川県	(株) デ ッ ク	営業部	営業室	室長	森川知彦
千葉県	サンエス護謨工業(株)	常務	取締役	役員	堀江吉昭
埼玉県	前澤工業(株)	代表取締役	取締役	会長	松原正
〃	〃	総務部	課長	部長	中藤康拓
〃	(株)関東サービス工社	管	理	部	多田好宏
〃	日本環境クリアー(株)	電気保安管理部・専務	取締役	役員	松本朗
〃	〃	上下水道本部	・課長		服部伸雄
〃	〃	上下水道本部			高柳公博
〃	(株)前澤エンジニアリング	営業部		部長	池田豊
〃	サービ	営業部		次長	島村右京
群馬県	都市開発設計(株)	代表取締役		社長	小林武彦
〃	〃	営業部		部長代理	鈴木勝也
愛知県	愛知時計電機(株)	水機器	営業推進部		佐藤龍一
〃	東海鋼管(株)	本社営業部	常務取締役	営業部長	都筑謙一
岐阜県	(株)安部日鋼工業	事業本部	副本部長		福井博一
大阪府	(株)クボタ	特任	顧問	問	久保俊裕
〃	〃	常務執行役員	水環境事業本部	副本部長	内田陸雄
〃	〃	パイプシステム	営業推進部	部長	池田安正
〃	〃	常務執行役員	パイプインフラ	事業部長	吉岡栄司
〃	〃	エグゼクティブ	オフィサー	パイプインフラ事業部	パイプシステム事業部
〃	〃	エグゼクティブ	オフィサー	パイプインフラ事業部	パイプシステム事業部
〃	(株)栗本鐵工所	代表取締役		社長	菊本一高
〃	〃	取締役		会長	串田守可
〃	〃	上席執行役員	パイプシステム	事業部長	吉永泰治
〃	〃	執行役員	バルブシステム	事業部長	田淵泰志
〃	〃	パイプシステム	事業部	技師長	山本吉彦
〃	〃	パイプシステム	事業部	業務顧問	齊籐昭登
〃	〃	パイプシステム	事業部	業務顧問	小川繁
〃	〃	パイプシステム	事業部	業務顧問	藤野恭裕
〃	〃	パイプシステム	事業部		高木啓介
〃	〃	パイプソリューション	統括部	部長	中本光二
〃	〃	パイプシステム	事業部	研究部長	中之幸治
〃	〃	バルブシステム	事業部	営業本部長	中玉置健
〃	〃	パイプシステム	事業部	西部営業部長	玉置隆司
〃	大成機工(株)	取締役		会長	矢野隆
〃	〃	代表取締役		社長	鈴木仁

大阪府	(株)光明製作所	代表取締役	金村哲志
〃	コスモ工機(株)大阪支店	大阪支店・顧問	片山隆文
〃	(株)三水コンサルタント	業務推進本部執行役員水道統括部長	中込修
〃	(株)タブチ	SPアドバイザー・顧問	安藤朝廣
〃	〃	顧問	森田健次
〃	(株)トーケミ	フィルターメディア事業部副事業部長	細川太郎
〃	(一社)日本ダクタイル 鉄管協会関西支部	顧問	牧龍一郎
〃	〃	顧問	松本要一
〃	日本メンテナンス エンジニアリング(株)	営業部副部長	堀江卓司
兵庫県	六菱ゴム(株)	営業部取締役営業部長	横溝賢治
〃	(株)巴製作所	代表取締役社長	横田裕司
〃	(株)管総研	営業部担当部長	豊田光彦
奈良県	(株)潮技術コンサルタント		松岡紀子
滋賀県	(株)清水合金製作所	代表取締役	小田仁志
〃	〃	取締役営業本部長	西川澤輝哉
〃	〃	取締役技術本部長	川崎幸一
〃	〃	常任顧問	橋岡由男

賛助会員については、Web出席のみ

### 3. 令和3年度日本水道協会 会長表彰受賞者名簿

(順不同・敬称略)

#### 会長表彰受賞者

#### 1) 功 勞 賞 (5名)

阪 庄 司	(前 札幌市水道局給水部長)
近 藤 博 幸	(前 横浜市水道局施設部長)
山 田 喜美雄	(前 名古屋市上下水道局技術本部長)
河 谷 幸 生	(前 大阪市水道局長)
岸 本 憲 二	(元 岡山市水道局統括審議監)

## 2) 特 別 賞 (78名)

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 高橋 明      | (前 札幌市水道局総務部部長職)           |
| 高橋 春夫     | (前 札幌市水道局総務部部長職)           |
| 牧野 敏彦     | (前 千歳市公営企業管理者)             |
| 坂下 信彦     | (前 長幌上水道企業団企業局施設担当次長兼施設部長) |
| 加保 幸雄     | (前 函館市企業局上下水道部長)           |
| 高橋 修      | (前 仙台市水道局次長)               |
| 岩間 久則     | (前 仙台市水道局給水部南配水課主幹)        |
| 中川 覚      | (前 青森市公営企業管理者)             |
| 石川 善勝     | (前 庄内町企業課長)                |
| 藤原 秀一     | (前 由利本荘市企業管理者)             |
| 対馬 一郎     | (前 東京都水道局総務部担当課長 (統括課長))   |
| 佐藤 隆美     | (前 東京都水道局総務部局務担当課長)        |
| 田代 則史     | (前 東京都水道局給水部管理課長 (統括課長))   |
| 温井 浩徳     | (前 横浜市水道局水源林管理所長)          |
| 金子 督      | (前 川崎市上下水道事業管理者)           |
| 森下 和彦     | (前 川崎市上下水道局水道管路課長)         |
| 斎田 哲      | (前 神奈川県企業庁厚木水道営業所配水課長)     |
| 平部 眞公十    | (前 神奈川県内広域水道企業団理事)         |
| 大江 伸治     | (前 神奈川県内広域水道企業団総務部長)       |
| 岡本 和貴     | (前 千葉県企業局長 (水道事業管理者))      |
| 縣 雅明      | (前 千葉県企業局水道部長)             |
| 宇内 光太郎    | (前 千葉県企業局水道部次長)            |
| 秋谷 修      | (前 習志野市企業局業務部長)            |
| 吉橋 敏夫     | (前 習志野市企業局ガス水道保安課長)        |
| (故) 中村 充宗 | (前 習志野市企業局料金課長)            |
| 斉藤 弘美     | (前 野田市水道事業管理者)             |



伊能徹雄（前 北千葉広域水道企業団総務部長）  
蓮見厚人（前 さいたま市水道局水道局長）  
橋口純一（前 川口市上下水道事業管理者）  
山崎利昭（前 杉戸町上下水道課長）  
木暮隆（前 渋川市上下水道局浄水管理センター所長）  
伊藤陸雄（前 茨城県企業局水質管理センター長）  
栗山芳樹（前 名古屋市上下水道局安全衛生課長）  
藪本裕也（前 名古屋市上下水道局情報システム課長）  
伊藤健次（前 名古屋市上下水道局契約監理課長）  
森井秀幸（前 愛知県企業庁尾張水道事務所長）  
岡田信之（前 一宮市上下水道部施設保全課長）  
杉山鐘辞（前 大府市水道部長）  
石原正規（前 海部南部水道企業団局長）  
森高広（前 三重県企業庁次長）  
菅内厚視（前 土岐市建設水道部長）  
谷澤正博（前 福井市企業管理者）  
上野浩一（前 金沢市企業局担当部長兼建設課長）  
関口光浩（前 佐久水道企業団局長）  
浅沼洋雅（前 佐久水道企業団浅麓水道企業団局長）  
宮本浩治（前 大阪市水道局工務部工務課長）  
兎玉隆広（前 堺市上下水道局部理事）  
太田泰司（前 吹田市水道部工務室長）  
賀川広宣（前 東大阪市上下水道局次長）  
小川清司（前 木津川市上下水道部水道工務課長）  
西本昇（前 明石市公営企業管理者）  
谷本光司（前 阪神水道企業団企業長）  
橋本利明（前 阪神水道企業団技術部長）

- 村 上 恵 一 (前 阪神水道企業団企画調整課主幹)
- 熊 本 修 (前 奈良県水道局広域水道センター桜井浄水場浄水課長)
- 岡 本 経二郎 (前 橿原市上下水道部副部长)
- 岩 坂 一 弥 (前 大津市企業局水質管理課長)
- 井 上 哲 孝 (前 長浜水道企業団局長)
- 松 本 嘉 文 (前 高野町生活環境課長)
- 渡 邊 清 文 (前 福山市上下水道事業管理者)
- 香 西 秀 輝 (元 岡山市水道局審議監 (老朽管更新・西幹線工事担当))
- 橋 爪 裕 史 (前 岡山市水道局検針料金担当所長)
- 松 岡 哲 也 (前 宇部市上下水道局局長次長財務課長事務取扱)
- 細 川 庸一郎 (前 米子市水道事業管理者)
- 川 原 良 一 (前 松江市上下水道局長 (上下水道事業管理者))
- 錦 織 雅 夫 (前 島根県企業局西部事務所長)
- 野 島 康 博 (前 伊予市水道課長)
- 清 水 昭 広 (前 西予市建設部長)
- 重 松 岩 敏 (前 春日那珂川水道企業団施設課長)
- 井 上 光 (前 三井水道企業団総務課長)
- 三重野 小二郎 (前 大分市上下水道事業管理者)
- 福 重 利 彦 (前 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団事務局長)
- 秋 野 博 臣 (前 鹿児島市水道事業管理者)
- 比 嘉 学 (前 那覇市上下水道局企画経営課副参事)
- 清 水 敏 雄 (前 日本水道協会大阪支所次長)
- 池 本 孝 仁 (前 日本水道協会大阪支所大阪検査事業所長)
- 藤 本 修 身 (前 日本水道協会大阪支所品質管理課長)
- 真 野 秀 之 (前 日本水道協会大阪支所滋賀検査事業所長)

### 3) 有 効 賞 (10名)

#### 論文名

「全国の水道原水中における2-メチルイソボルネオールの粉末活性炭への非平衡吸着」

井 上 拓 也	阪神水道企業団総務部総務課
浅 田 安 廣	国立保健医療科学院生活環境研究部
田 代 新	新潟市水道局水質管理課
船 橋 康 史	大阪市水道局工務部工務課
岡 本 朗	和歌山市企業局工務部水道企画課

#### 論文名

「ラフィド藻類の塩素処理による給水トリクロロ酢酸濃度の上昇及びその原因調査」

横 井 貴 大	京都市上下水道局技術監理室水質管理センター
荻 野 賢 治	京都市上下水道局技術監理室水質管理センター
細 田 耕	京都市上下水道局技術監理室水質管理センター
船 岡 英 彰	京都市上下水道局技術監理室水質管理センター
小 倉 明 生	京都市上下水道局技術監理室水質管理センター

※所属・役職は論文掲載時のもの

4) 勤 続 賞 (735名)

(1) 北海道地方支部(20名) (2) 東北地方支部(21名) 七戸町上下水道課

札幌市水道局

松浦 恭明

阿部 裕一

野間田 哲也

舛屋 尚一

半田 博文

青木 卓

白髪 一伸

渡部 仁

小笠原 稔

川口 宏志

吉田 豊

竹田 徹

正源 直行

畠山 政博

佐藤 洋一

高辻 昌幸

長幌上水道企業団

久松 和恵

函館市企業局

埜澤 剛

旭川市水道局

糸川 敏明

名寄市上下水道室

藤井 浩司

仙台市水道局

八重樫 篤

金山 敬一

安部 健

小川内 宜彦

石巻地方広域水道企業団

本木 雅治

早坂 貴由

塩竈市水道部

棕澤 俊一

福島市水道局

石川 英克

佐々木 一真

高橋 栄市

植松 将司

会津若松市上下水道局

山内 覚

いわき市水道局

熊倉 強

青森市企業局水道部

吉崎 宏

八戸圏域水道企業団

巻 泰伸

大下 克彦

津軽広域企業団西北事業部

佐藤 律子

小原 信明

山形県企業局

保科 充宏

秋田市上下水道局

堀野 茂

二戸市水道事業所

川口 一彦

(3) 関東地方支部(291名)

東京都水道局

鳴沢 清隆

宮崎 正彦

片山 智博

千葉 由美子

露木 博史

市川 正憲

小見山 広幸

大江 聡

下田 剛司

清水 保光

橘田 良知

島根 新吾

石森 久茂

小野 孝夫

今井 隆資

氏井 行雄

廿浦比呂見	座間雅弘	和島茂雄
村山五十八	原野博紀幸	浅野山真浩
島田正人樹	高野藤直志	勝山原里志
今壽好司枝	伊上浩浩史	石久保裕美
高崎利文治	福嶋下浩二	大久保部政
林澤俊正祥	山下中場義	恩田山由雄
吉澤正靖真	馬須池田康	有山野橋良
兔齋嶋村大	須池田田正	小早野橋原
平山藤伸弘	李廣若飯	高萩湯八木
近内岡隆	廣若飯並	八木浦嶋山
中村祐一郎	並野磯山岡	松生宇今山
小田桐勝一	磯山岡久保	宇今山長谷
平島隆和敏	大久保森	山長谷川井
山木原則美	森工藤下	長谷川井須
栗原池美孝	工藤下釜	白藤高木
菊池則美孝	下釜藤島	高木谷部
菅原武洋二郎	中釜藤島	白藤高木
小山林德裕	須飯市川	長谷部井
小金子瀨尚	須飯市川	酒井潤
下牧野巧大	市川正英	長谷川妙子

星	伸	輝	荒	澤	勝	博	笠	原	誠	
川	場	陽	指	田	雅	史	橋	本	大	輔
加	藤	哲	高	橋	康	宏	本	山	和	広
<b>横浜市水道局</b>			柏	谷	龍		江	川	賢	一
我	妻	達	江	部	将	彦	岩	田	新	一
渡	辺	一	大	島	太	郎	川	崎	泰	朗
尾	崎	裕	伊	神		明	加	藤	昌	博
畑		経	栗	原	和	昌	岡	田	浩	昭
井	本	達	山	口	哲	司	安	田	道	貴
徳	成		石	渡	雅	美	加	曾	利	泰
森	谷	則	平	野	豊		笠	原		実
谷	津	新太郎	笹	川	節	子	青	田	慎	介
齋	藤	喜之典	坂	本	加津美		高	橋	直	人
林		祐典	岩	澤	守久	夫	佐	野	弘	和
遠	藤	篤哉	川	合	健	一	三	荒	喜	道
外	記	智博	逸	見	悟		新	井	英	明
三	浦	英夫	阿	部	淳	也	成	田	仁	務
元	島		金	子		悟	本	郷		修
蕎	麦	稔	荒	木	和	也	中	村		進
山	下	克生	上	大	泰	明	役		賢	一
三	澤	靖洋	吉	田	良	太	高	橋	智	弘
藤	卷	利壽	杉	崎	宏	至	長	谷	川	広
佐	野	正和	及	川	雄	之	佐	々	木	弘
武	野	泰正	千	葉	欣	範	速	水		聡
小	長	恵美	保	田		真	佐	藤	勝	広
奥	原	寛考	石	井	正	浩	松	崎	宏	信
山	中	康平	佐	藤	誠	一	吉	永	淳	二
石	垣	篤志	水	之	浦	浩	恩	田	崇	之

森 山 一 昭  
渡 辺 浩 平  
山 本 弘  
林 政 貴  
佐 藤 徹 也  
世 良 博 志  
熊 谷 潤 一  
坂 本 昇

**川崎市上下水道局**

柿 澤 宜 孝  
堀 木 泉 保  
三 浦 恒  
坂 口 由美子  
中 島 剛  
今 井 寛  
遠 藤 彰  
沼 田 稔  
安 藤 知 之  
井 田 郁 男  
高 橋 一 博  
棚 本 正 己  
鶴 岡 正 人  
鳥 羽 宗一郎  
加賀田 甲 次  
小 俣 富  
小 泉 学  
下 村 一 定  
小 林 剛

名 倉 徹  
西 田 義 之  
小 宮 淳 広  
中 井 章 博  
林 八州実

**神奈川県企業庁企業局**

佐 藤 博 幸  
飛 澤 正 行  
市 川 浩  
佐 藤 建  
和 氣 義 直  
山 本 栄  
脇 正 彦  
田 所 清 司  
青 柳 一 郎  
関 山 真 樹

**横須賀市上下水道局**

片 山 強  
青 木 啓 悟  
門 松 康 雄  
森 谷 智 樹

**神奈川県内広域水道企業団**

矢 鳥 敏 一  
津 田 宏  
古 谷 祐 二  
小 嶋 重 成  
梶 山 貴 司  
高 梨 雅 裕

牟 田 亮 介  
太 鼓 仁  
小 野 正 和  
千 葉 智 博  
赤 井 寿 充

**千葉県企業局**

土 佐 昌 巳  
吉 村 浩 司

**習志野市企業局**

藤 倉 雅 樹  
吉 川 充 定  
御 山 俊 行  
盛 康 二  
三代川 賢 一

**柏市水道部**

金 子 光 治

**我孫子市水道局**

遠 藤 忠 信

**野田市水道部**

小 林 康 孝

**北千葉広域水道企業団**

小 西 道 生  
各 務 喜 秀  
杉 崙 隆 弘

**香取市建設水道部水道課**

田 村 芳 晴

**東総広域水道企業団**

塚 本 聡

伊藤貴史	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	坪井典子
九十九里地域水道企業団	吉澤俊明	酒谷智成
川嶋和彦	小島彰朗	野々昭男
山武郡市広域水道企業団	小林栄	近藤弘昭
齊藤治幸	高橋俊行	小島雅史
齋藤祐一	秩父広域市町村圏組合水道局	松原実成
内山貴雄	井上昌行	橋本祐治
南房総広域水道企業団	ときがわ町水道課	今井孝
大川明克	伊得正巳	佐藤正和
佐藤良一	藤岡市上下水道部	伊勢達也
高橋早苗	宇佐見護	小林幸代
かずさ水道広域連合企業団	茨城県南水道企業団	長谷川仁
鮎川正弘	山本信之	井上明和
齊藤新一	関野修一	夏目章子
市川浩一	豊島正紀	佐久間暢彦
金木忠俊	稲敷市土木管理部水道課	西邨輝真
鈴木基之	沼崎俊二	笥正人
さいたま市水道局	茨城県企業局	伊藤吾郎
山中恒明	佐藤正弘	鬼頭隆好
平田恵英	根本知彰	佐藤勇
水野久	甲府市上下水道局	松枝賢吾
代英俊	星野徳仁	中島真二
波田野正男	日本水道協会	宮田知孝
埼玉県企業局	中根智子	山田吉輝
加納弘司		田中誠人
長井潔	(4) 中部地方支部(88名)	豊田泰司
福原孝明	名古屋市上下水道局	佐藤宏志
	津田典幸	菱田政美



竹内 浩  
豊橋市上下水道局  
河合利彦  
愛知県企業庁  
野々山 賢二  
山田智久  
石塚友和  
米山 徹  
石塚元章  
濱島康司  
黒宮正守  
一宮市上下水道部  
近藤英樹  
伊神 浩  
蒲郡市上下水道部  
森 康人  
小牧市上下水道部  
丹羽和男  
豊田市上下水道局  
河上 智  
西尾市上下水道部  
星野敏文  
愛知中部水道企業団  
山田紀夫  
竹谷勝典  
村上真樹  
小林康夫  
加藤尚生

星野英二  
海部南部水道企業団  
岩間一弘  
佐野 徹  
北名古屋水道企業団  
大野温司  
丹羽広域事務組合水道部  
岩佐栄興  
津市上下水道事業局  
山岡信哉  
松岡泰成  
三重県企業庁  
宮木雅史  
静岡市上下水道局  
渡辺金生  
三島市都市基盤部  
渡邊泰三  
岐阜県東部広域水道事務所  
足立芳正  
棚橋一心  
片倉千寿男  
金沢市企業局  
菊地良徳  
𨔵野重樹  
小松市上下水道局  
美川昭規  
眞田健志

輪島市上下水道局  
吉村正一  
長野市上下水道局  
佐藤 毅  
酒井宏始  
水内達昌  
山口浩樹  
新潟市水道局  
本間徳雄  
伊藤康範  
酒井 仁  
伊藤興栄  
永井正之  
谷川正紀  
古俣篤人  
遠藤英明  
佐藤富英  
唐沢良紀  
岩野裕次  
佐藤孝行  
小千谷市ガス水道局  
岩田博昭  
佐藤貴司  
新発田市水道局  
小林史明  
上越市ガス水道局  
中島英樹

燕・弥彦総合事務組合水道局

梅田浩徳

(5) 関西地方支部(171名)

大阪市水道局

兼岡俊樹

吉澤茂樹

津田聡

今岡清二

西山裕久

岡上真明

西岡勝

池内和男

酒井正治

岩橋裕紀

村上弘高

鬼辻勉

中辻克巳

坂田武雄

上畑博史

白谷一博

大谷浩

富山勝弘

山波孝至

池田雅之

益尚孝

杉本耕一

乾正雄

仲谷昌洋

梶浩二

片岡千俊

北脇潤也

古賀一正

田島直樹

寺岡貴則

森脇靖

舟橋美佳

吉田由紀子

石川真士

逢坂英樹

強田康宏

則定雅克

池田和弘

西浦康彦

森本尊史

山本篤史

渡辺保洋

宮田雅典

山本博章

大谷幸治

中谷俊行

林一仁

豊中市上下水道局

栗山晋

馬場浩二

堺市上下水道局

新田史朗

松岡宏明

瀬崎浩一

阪谷泰隆

赤坂陽一

茨木市水道部

吉備真人

坂口和久

岸和田市上下水道局

平井克久

吹田市水道部

山本勉

有明弘之

富田林市上下水道部

香川尚之

奥野雅之

枚方市上下水道局

宮前伸治

津熊健行

箕面市上下水道局

松本卓也

橋本圭司

中尾晃志

八尾市水道局

長田浩幸

大阪広域水道企業団

森幸正

斎藤威夫  
三木誠  
大橋正宏  
穂満範人  
堤重徳  
丸山博功  
廣岡昭仁  
山村健一  
西谷茂樹  
川口章  
遠藤剛志  
藤野純也  
青木康治  
田中正剛  
田中誠志  
加藤直樹

**京都市上下水道局**

山口元章  
木村俊典  
平賀和義  
田中美由姫  
辰巳修二  
松田安史  
高木竜次  
徳田幸徳  
森川和繁  
奥村良造  
小倉弘靖

國府宏  
**京田辺市上下水道部**

村上喜直  
**明石市水道局**  
辻和也  
横山知史  
藤井昇  
和田哲

**神戸市水道局**

櫻井靖郎  
橋本進  
浜本俊史  
宇野直弘  
北島一英  
西岡優也  
檜原知也  
島田浩  
花川英司  
松本孝幸  
水島崇  
藤本健剛  
上原重徳  
田内修  
末石康浩  
坂井一尋  
石田謹也  
繁本昌雄  
植野良志

赤松宏哲  
中野隆信  
末原雅明  
上松大  
竹池策治  
岡本大介  
山本明  
白山勤  
辻永浩司

**阪神水道企業団**

福井憲吾  
本莊浩良  
右田哲彦  
櫻田誠  
藤田稔博  
坂本正浩  
藤元武  
前田裕代  
大野淳史  
山路克也  
飯田和明  
濱田剛  
上野一  
蓬萊憲治

**赤穂市上下水道部**

吉田幸史

**尼崎市公営企業局**

植田光芳

川西市上下水道局	中川喜一	岡田英吾
児玉孝史	草津市上下水道部	田中徹
三田市上下水道部	松尾佳信	井元章二
小西真二	北條弘	呉市上下水道局
宝塚市上下水道局	田辺市水道部	伊原俊治
三宅一茂	榎本浩和	楠直樹
西宮市上下水道局	安井徹	河野仁
西本斎弘	岩本幹雄	福山市上下水道局
池田千生	木本道雄	鳴田佳樹
坂井孝治	山本暁大	藤井幸信
酒井巧	高野町生活環境課	藤井慎哉
淡路広域水道企業団	松本嘉文	広島県企業局
谷口伸治		大谷和久
播磨高原広域事務組合	(6) 中国四国地方支部(93名)	三原市水道部
潮海清貴	広島市水道局	池田幸慶
奈良市企業局	大庭敦志	岡山市水道局
南條実	古本貴子	矢野博之
辻井正幸	佐々木利英	村上園美
馬場裕之	高辺勇生	渋谷悟
小澤良之	山中みね子	池田昌朋
天理市上下水道局	福島雄二	江本文史
中東浩之	環野一夫	越賀裕次
大淀町上下水道部	吉田稔	高橋哲治
中島史貴	石崎正雄	尼崎史恵
大津市企業局	吉貞雅生	大森剛
木村俊彦	大野泰広	宇川博
滋賀県企業庁	井林省司	矢野光信
村田彰宏	岡田淳	西村朋一

田中純一  
菊山彰  
田中宏幸  
倉敷市水道局  
高木慎一  
津山市水道局  
荒田将寛  
岡山県西南水道企業団  
平山博士  
岡山県広域水道企業団  
西岡幸夫  
三村明子  
楽間みづほ  
下関市上下水道局  
三好るみ子  
宇部市上下水道局  
芝尾尚美  
嶋本武史  
下松市上下水道局  
水木順一  
北村研二  
山陽小野田市水道局  
羽根敏昭  
山田智則  
津嶋浩美  
鳥取市水道局  
川戸敏幸  
佐々木基

米子市水道局  
湯崎洋志  
景山一志  
松田真弓美  
松尾英俊  
田中秀聰  
佐々木俊治  
草原ひかる  
長澤伸也  
松江市上下水道局  
鍛冶紀夫  
岡田敬司  
香川県広域水道企業団  
木村勇二  
植松崇  
木村守  
佐々木孝  
瀧豊宏  
白川功幸  
高島春吉  
江戸勲  
久保啓二  
大廣隆夫  
福家拓生  
松山市公営企業局  
伊藤慎一郎  
井手本公治  
土居孝

今治市水道部  
浅海宏晃  
伊予市水道課  
野島康博  
四国中央市水道局  
石川照人  
新居浜市上下水道局  
曾我部裕彦  
南予水道企業団  
藤堂清忠  
徳島市上下水道局  
勝野隆志  
小村浩樹  
佐々木和也  
高知市上下水道局  
池田光輝  
大谷修一  
川崎康平  
橋詰健史  
濱田統  
野村眞司

(7) 九州地方支部(51名)

福岡市水道局  
笠雅之  
大江喜足  
橋山房生  
武末潤

中野 修  
北九州市上下水道局

森川 真一  
下川 明彦  
村上 輝正

春日那珂川水道企業団

中島 勝巳  
田川広域水道企業団

田中 浩一  
森下 延樹  
永末 慶太

別府市上下水道局

真鍋 誠

長崎市上下水道局

道田 正人  
吉田 和彦  
下口 敏高

佐世保市水道局

藤村 剛  
石橋 誠

佐賀市上下水道局

末次 幸利  
大町 信二  
馬渡 武  
内田 雅之

佐賀西部広域水道企業団

栗山 良直  
中野 義男

瀨野 浩司  
佐賀東部水道企業団

小野 満明  
實松 忠義  
坂口 博徳

熊本市上下水道局

山口 康浩  
坂口 潔

福島 勝浩  
河野 真也  
田添 博文

元松 信明

濱田 恭廣  
境 久雄

島村 幸一

奥田 博光

真島 章次

松本 正美

大津菊陽水道企業団

富永 博文

宮崎市上下水道局

毛利 真一

奄美市上下水道部

藤山 浩俊

那覇市上下水道局

岡留 邦英

沖縄県企業局

神山 敦

手登根 巨和

榮野川 秀次

新垣 悟

奥平 泰

宮古島市上下水道部

下里 和広

金武町上下水道課

仲間 安二

## 5) 水道イノベーション賞 (3団体)

[大賞]

堺市上下水道局

「スマホアプリ「すいりん」で窓口クラウド化とペーパーレス化を実現！」

[特別賞]

豊田市上下水道局

「AI水道管劣化予測診断ツールの導入及び予測精度向上の取組み」

静岡県企業局

「水質分析による地表水の発生元判別方法の確立」

## 4. 第99回総会上程議案

議案	議事録頁
第1号議案 名誉会員の承認について	33
第2号議案 公益社団法人日本水道協会運営会議委員の選任について	37
第3号議案 会員提出問題について	43



## 第1号議案

### 名誉会員の承認について

## 名誉会員の承認について

公益社団法人日本水道協会定款第7条第2項により、下記の者を名誉会員として承認する。

### 記

小 倉 晋（元神戸市水道事業管理者）

（参 考）

公益社団法人日本水道協会定款第7条第2項

水道の普及発達に特別の功績がある者は、理事長の推薦により総会の承認を経て、名誉会員とすることができる。

# 日本水道協会名誉会員候補者略歴書

氏 名 小 倉 晉

生年月日 昭和18年1月1日（78歳）

## （略 歴）

昭和41年4月	神戸市水道局技術部工務課
昭和49年4月	〃 技術部計画課設計係長
昭和61年4月	〃 技術部垂水配水管理事務所長
昭和63年4月	〃 技術部計画課長
平成元年4月	〃 技術部配水課長
平成4年4月	〃 中部センター所長
平成6年4月	〃 技術部長・水道技術管理者
平成9年4月	〃 参与（技術部長事務取扱）・水道技術管理者
平成10年4月	神戸市水道事業管理者
平成15年3月	退任
平成15年8月	阪神水道企業団副企業長
平成21年8月	退任

## （表彰受賞歴）

平成15年10月	日本水道協会会長表彰功労賞受賞
平成16年10月	水道関係功労者厚生労働大臣表彰受章

## （日本水道協会委員歴）

平成6年4月～平成10年3月	工務常設調査委員会
平成8年4月～平成10年3月	水道維持管理指針改訂特別調査委員会
平成10年6月～平成11年7月	水道施設基準検討委員会
平成11年4月～平成15年3月	認証制度運営委員会

## 第2号議案

公益社団法人日本水道協会運営会議委員の  
選任について

# 公益社団法人日本水道協会運営会議現委員

任期：令和3年6月24日～令和5年6月の総会終結の日まで

(◎：地方支部長 ○：都府県支部長 ●：地区協議会区長)

【正会員 (78名)】 (会員名簿順)

## 北海道地方支部 (7名)

- 道央 ◎ 札幌市
- 〃 ● 岩見沢市
- 道東 ● 釧路市
- 〃 帯広市
- 道南 ● 室蘭市
- 道西 ● 函館市
- 道北 ● 旭川市

## 東北地方支部 (9名)

- 宮城県 ◎ 仙台市
- 〃 ○ 石巻地方広域水道企業団
- 福島県 ○ 郡山市
- 〃 福島市
- 青森県 ○ 青森市
- 〃 八戸圏域水道企業団
- 山形県 ○ 山形市
- 秋田県 ○ 秋田市
- 岩手県 ○ 盛岡市

## 関東地方支部 (13名)

- 東京都 ○ 東京都
- 神奈川県 ◎ 横浜市
- 〃 ○ 川崎市
- 〃 神奈川県
- 千葉県 ○ 千葉市
- 〃 いすみ市
- 埼玉県 ○ さいたま市
- 〃 川口市
- 群馬県 ○ 前橋市
- 栃木県 ○ 宇都宮市
- 茨城県 ○ 日立市
- 〃 水戸市
- 山梨県 ○ 甲府市

## 中部地方支部 (14名)

- 愛知県 ◎ 名古屋市
- 〃 ○ 豊橋市
- 〃 愛知県
- 〃 一宮市
- 三重県 ○ 津市
- 静岡県 ○ 静岡市
- 〃 浜松市
- 岐阜県 ○ 岐阜市
- 福井県 ○ 福井市
- 石川県 ○ 金沢市
- 富山県 ○ 富山市
- 長野県 ○ 長野市
- 新潟県 ○ 新潟市
- 〃 長岡市

**関西地方支部（10名）**

- |      |   |         |
|------|---|---------|
| 大阪府  | ◎ | 大阪市     |
| 〃    | ○ | 豊中市     |
| 〃    |   | 堺市      |
| 京都府  | ○ | 京都市     |
| 兵庫県  | ○ | 明石市     |
| 〃    |   | 阪神水道企業団 |
| 奈良県  | ○ | 奈良市     |
| 滋賀県  | ○ | 大津市     |
| 和歌山県 | ○ | 和歌山市    |
| 〃    |   | 橋本市     |

**中国四国地方支部（12名）**

- |     |   |            |
|-----|---|------------|
| 広島県 | ◎ | 広島市        |
| 〃   | ○ | 呉市         |
| 〃   |   | 福山市        |
| 岡山県 | ○ | 岡山市        |
| 〃   |   | 倉敷市        |
| 山口県 | ○ | 下関市        |
| 鳥取県 | ○ | 鳥取市        |
| 島根県 | ○ | 松江市        |
| 香川県 | ○ | 香川県広域水道企業団 |
| 愛媛県 | ○ | 松山市        |
| 徳島県 | ○ | 徳島市        |
| 高知県 | ○ | 高知市        |

**九州地方支部（12名）**

- |      |   |      |
|------|---|------|
| 福岡県  | ◎ | 福岡市  |
| 〃    | ○ | 北九州市 |
| 〃    |   | 久留米市 |
| 大分県  | ○ | 大分市  |
| 〃    |   | 別府市  |
| 長崎県  | ○ | 長崎市  |
| 〃    |   | 佐世保市 |
| 佐賀県  | ○ | 佐賀市  |
| 熊本県  | ○ | 熊本市  |
| 宮崎県  | ○ | 宮崎市  |
| 鹿児島県 | ○ | 鹿児島市 |
| 沖縄県  | ○ | 那覇市  |

**全国地区（1名）**

- |      |      |
|------|------|
| (東京都 | 東京都) |
| (京都府 | 京都市) |
| 兵庫県  | 神戸市  |

**【特別会員（5名）】**

(敬称略)

- |       |
|-------|
| 桂島剛   |
| 小山隆   |
| 佐々木史朗 |
| 林秀樹   |
| 山崎弘太郎 |

**【賛助会員（5名）】**

- |             |
|-------------|
| 株式会社クボタ     |
| 愛知時計電機株式会社  |
| 株式会社日立製作所   |
| 株式会社東京設計事務所 |
| 前澤工業株式会社    |

# 公益社団法人日本水道協会運営会議新委員（案）

任期：令和3年6月24日～令和5年6月の総会終結の日まで

(◎：地方支部長 ○：都府県支部長 ●：地区協議会区長)

【正会員（78名）】（会員名簿順）

## 北海道地方支部（7名）

道央 ◎ 札幌市  
〃 ● 小樽市  
道東 ● 釧路市  
〃 帯広市  
道南 ● 室蘭市  
道西 ● 函館市  
道北 ● 旭川市

## 東北地方支部（9名）

宮城県 ◎ 仙台市  
〃 ○ 石巻地方広域水道企業団  
福島県 ○ 郡山市  
〃 福島市  
青森県 ○ 青森市  
〃 八戸圏域水道企業団  
山形県 ○ 山形市  
秋田県 ○ 秋田市  
岩手県 ○ 盛岡市

## 関東地方支部（13名）

東京都 ○ 東京都  
神奈川県 ◎ 横浜市  
〃 ○ 川崎市  
〃 神奈川県  
千葉県 ○ 千葉県  
〃 いすみ市  
埼玉県 ○ さいたま市  
〃 川口市  
群馬県 ○ 前橋市  
栃木県 ○ 宇都宮市  
茨城県 ○ 日立市  
〃 水戸市  
山梨県 ○ 甲府市

## 中部地方支部（14名）

愛知県 ◎ 名古屋市  
〃 ○ 豊橋市  
〃 愛知県  
〃 一宮市  
三重県 ○ 津市  
静岡県 ○ 静岡市  
〃 浜松市  
岐阜県 ○ 岐阜市  
福井県 ○ 福井市  
石川県 ○ 金沢市  
富山県 ○ 富山市  
長野県 ○ 長野市  
新潟県 ○ 新潟市  
〃 長岡市

関西地方支部（10名）

- 大阪府      ◎ 大阪市
- 〃            ○ 豊中市
- 〃            堺市
- 京都府      ○ 京都市
- 兵庫県     ○ 西宮市
- 〃            阪神水道企業団
- 奈良県      ○ 奈良市
- 滋賀県      ○ 大津市
- 〃            彦根市
- 和歌山県   ○ 和歌山市

中国四国地方支部（12名）

- 広島県      ◎ 広島市
- 〃            ○ 呉市
- 〃            福山市
- 岡山県      ○ 岡山市
- 〃            倉敷市
- 山口県      ○ 下関市
- 鳥取県      ○ 鳥取市
- 島根県      ○ 松江市
- 香川県      ○ 香川県広域水道企業団
- 愛媛県      ○ 松山市
- 徳島県      ○ 徳島市
- 高知県      ○ 高知市

九州地方支部（12名）

- 福岡県      ◎ 福岡市
- 〃            ○ 北九州市
- 〃            久留米市
- 大分県      ○ 大分市
- 〃            別府市
- 長崎県      ○ 長崎市
- 〃            佐世保市
- 佐賀県      ○ 佐賀市
- 熊本県      ○ 熊本市
- 宮崎県      ○ 宮崎市
- 鹿児島県   ○ 鹿児島市
- 沖縄県      ○ 那覇市

全国地区（1名）

- (東京都      東京都)
- (京都府      京都市)
- 兵庫県      神戸市

【特別会員（5名）】

(敬称略)

- 桂 島 剛
- 小 山 隆
- 佐々木 史朗
- 林 秀 樹
- 山 崎 弘太郎

【賛助会員（5名）】

- 株式会社クボタ
- 愛知時計電機株式会社
- 株式会社日立製作所
- 株式会社東京設計事務所
- 前澤工業株式会社



## 第3号議案

### 会員提出問題について

## I. 防災・減災、国土強靱化

### (東日本大震災)

1. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について

[東北、中部]

### (要望事項)

- (1) 国及び東京電力ホールディングス（株）の責任において、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む浄水発生土について、処分地の確保など速やかに処理を進めること。
- (2) 各水道事業者が放射性物質対策に要したとして請求している費用については全額を速やかに支払うとともに、今後においても、水道事業者ごとに置かれた個別事情を踏まえた必要な追加的費用の賠償を継続するよう、東京電力ホールディングス（株）に強く働きかけること。

### (理 由)

東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質は、事故から10年以上が経過した現在でも、依然として水道事業運営に多大な影響を及ぼしている。

放射性物質を含む浄水発生土の放射能濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の処理については、放射性物質汚染対処特措法等において、国が最終処分場を確保して進めることとされているが、それまでの間は、排出者である水道事業者が仮置き保管することとされており、いまだに浄水場等での保管を余儀なくされている。

また、当該事故を原因とする損害賠償については、水道事業者ごとに東京電力ホールディングス（株）との間で賠償の合意形成が必要となっていることに加えて、放射性物質の流入を防ぐための遮蔽、水道水のモニタリング、放射性物質除去効果のある粉末活性炭処理等、放射性物質対策に要した費用の全てを

賠償するものとはなっていない。

このため、各水道事業者が経済的な負担を負いながら対応している状況にあることから、原因者である東京電力ホールディングス（株）には、正当な賠償請求全てに対し、誠実かつ速やかな対応が求められる。

よって、浄水発生土の適切な処理等、水道事業を円滑に運営するとともに、国民の不安を一日も早く解消し、健康と安全・安心な生活環境を確保するため、万全な対策を早急に講じることを国に対して強く要望する。

---

### (災害対策関係)

#### 2. 水道施設の災害対策に対する行財政支援等について

[東北、関東、中部、関西]

#### (要望事項)

- (1) 水道施設災害復旧工事（給水装置工事も含む。）を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に規定し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象とするとともに、財政援助のより一層の充実・拡充を図ること。
- (2) 管路のループ化や二重化工事など、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。
- (3) 配水場の場内連絡管の耐震化対策に係る費用を補助対象とするとともに、伸縮可とう管をその対象に含め、複数年にわたる事業にも対応が可能とすること。
- (4) 応急給水用資機材・災害復旧用備蓄資材及び加圧式給水車の整備に係る費用を補助対象とすること。
- (5) 災害救助法の求償対象とする飲料水の供給については、「やむを得ない事情がある場合」等の制約を設けず、柔軟に取り扱うこととし、貯水槽に飲料水を供給するなど、施設での対応や飲料水と生活用水を分割できない場合も含め、国と都道府県等で応急給水費用を負担し、その他市町村や料金に転嫁される水道事業者には負担を生じさせないこと。

- (6) 災害からの復興の円滑化に資するため、国、行政部局、水道事業者及び関係団体間における連携強化のための支援体制の構築等に係る措置を検討し講じること。
- (7) 内閣府の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の検討結果を踏まえた、富士山噴火時の国や水道事業者の連携方法の検討及びマニュアルを作成すること。
- (8) 上水道施設災害復旧費補助金の現在給水人口から算定される適用除外限度額を引き下げる等、算定基準の緩和を図ること。
- (9) 災害時において、機動的な予算執行等が可能となる地方公営企業会計制度の仕組みについて検討し対策を講じること。
- (10) 水道施設が甚大な被害を受ける恐れがある「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」等に指定されている地域については、必要な施設整備の財源措置として、普通会計債の防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債を水道事業まで対象を拡大すること。

#### (理 由)

水道は国民生活や産業活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震や集中豪雨等の自然災害が発生した場合においても、飲料水等生活に必要な最低限の水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとした地震災害はもとより、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風及び東日本台風等においても、水道施設は甚大な被害を受け、長期間にわたり国民生活や都市活動に重大な支障を来し、我が国のいずれの地域においても、災害対策は必要不可欠なものと再認識されたところである。

こうした中、発生の確率が高いとされている南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、さらには近年頻発している豪雨災害等への備えとして、水道事業者は、ハード面では管路を始めとした水道施設の

耐震性の強化、災害時の給・配水拠点となる配水池の増設、停電・浸水対策の強化、応急給水用資機材や非常用貯水施設の整備等、ソフト面では国が示す危機管理対策マニュアル策定指針を基に、各種マニュアルの作成とともに訓練の実施を鋭意進めている。

令和2年には、「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ（内閣府）」により、富士山は宝永噴火から300年以上が経過し、いつ噴火してもおかしくない状況であることから、富士山噴火をモデルケースとした降灰予測や測定される影響が示されたところであるが、ひとたび富士山が噴火すると、被害は広域にわたることが想定されており、富士山噴火時における国や水道事業者の連携も必要不可欠となる。

しかしながら、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響が非常に大きいところではあるが、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、財源の全てを水道事業者が負担することのないよう十分な国の支援が必要である。

また、各種補助制度はこれまで随時拡充が図られてきたところであるが、被災後の水道施設災害復旧について、市町村合併の進展と簡易水道事業の上水道事業への統合により、上水道事業の給水人口が増加している水道事業者においては、現行の補助要綱では補助の適用除外となる場合があり、被災時の財政負担が大きい状況にある。

さらに、近年、各種自然災害が懸念される中、水道施設が甚大な被害を受ける恐れがある「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」等に指定されている地域において、災害発生時においても水道がその機能を維持できるよう、災害に対し万全に備えるための水道施設整備が急務とされているが、普通会計債の防災対策事業債及び緊急防災・減災対策事業債について、水道事業が対象となっていないことから、必要な水道施設整備の財源措置として不十分な状況にある。

加えて、水道施設等が被災した際に、直ちに復旧し水道水供給を確保するためには、発災時に速やかに予算執行可能とする仕組みを整え、機動的に対応す

る必要性があるが、現行制度の下における補正予算等による対応は手続きに一定期間を要することとなる。さらに、復旧に係る費用の財源確保のためにも、災害に備えた引当金の計上が認められるよう制度の見直しが必要であると考えられる。また、被災した施設・設備の残存価値はゼロになり、当該年度において多額の除却損が発生することになることから、災害損失の繰延資産への整理が必要と考える。

災害救助法においても、求償対象とする飲料水の供給については、給水所において直接被災者に供給するものとされており、福祉施設の貯水槽に飲料水を供給し、飲用のほかトイレ等の生活用水として使用する場合のように、施設にて対応するものは災害救助法に基づく求償対象外とする内閣府の見解があるため、最終的に被災水道事業者が当該費用を負担することとなる。現場で対応する水道事業者としては、被災者の保護を目的とした災害救助法の視点に立ち、被災状況に合わせて柔軟に対応することで、円滑な支援が行えるため、応急給水の方法に制約を持たせるべきでないと考えられる。

よって、地震等自然災害に対する強靱な水道施設の整備を推進するとともに、被災後の速やかな応急対策及び復興が図れるよう、ハード及びソフトの両面において災害対策に対する行財政支援等を国に対して強く要望する。

---

### 3. 防災・減災、国土強靱化のための持続的かつ安定的な行財政支援について

[東北、関東、関西]

(要望事項)

- (1) 近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策として、水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策及び水道施設・管路の耐震化について持続的かつ安定的な財政支援を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る採択基準における資本単価等の要件を撤廃又は緩和し、交付対象事業を拡大すること。
- (2) 土砂災害・山地災害・浸水災害等の指定区域から水道施設を移転する場合においても、活用できるよう適用要件を拡大すること。

(理 由)

国においては、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の水道事業者を対象に、重要度の高い水道施設の災害対応状況について緊急点検が行われ、平成30年度から令和2年度の3か年で集中的に緊急対策を実施する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策や基幹管路等の耐震化を推進してきた。

また、令和3年度からは引き続き、これらの対策の加速化・深化等を図るため新たに策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、水道施設における自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事及び基幹管路の耐震化の加速・深化などを図り、水道施設の耐災害性強化を推進するための施設整備に対しての財政支援が行われている。

しかしながら、当該補助金及び交付金においては、従来どおり資本単価等の採択基準及び交付対象事業が付されていることから、緊急対策事業を実施するにあたり、この基準等を満たさないと補助対象とならないことに加え、5か年という期間の限られた財政措置であることから十分に事業が進まないことも懸念される。

よって、我が国全体の水道の防災・減災、国土強靱化を図るため、技術的な考え方の整理を行うとともに、持続的かつ安定的な行財政支援及び採択基準の緩和等適用要件の拡大を国に対して強く要望する。

---

#### 4. 水道事業における電力確保対策等について

[関東、中部、関西]

(要望事項)

- (1) 電気事業法第27条に基づく電力使用制限及び計画停電を実施する際は、水道事業を対象から除外すること。
- (2) 水道用薬品の安定供給体制が確保できるよう、薬品製造メーカーについても、電力使用制限及び計画停電の対象から除外すること。
- (3) 電気料金値上げに関し責任を持って関与し、徹底したコスト削減、経営

合理化を図ることなどにより電力料金の再値上げがなされないよう、電気事業者に対する監督・指導を強化すること。

- (4) 停電時に使用する自家発電設備の石油燃料を水道事業へ優先して供給できる体制の整備及び緊急時の輸送手段を確保すること。
- (5) 水道事業に対する再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免割合の見直しを行うこと。
- (6) 電力会社が南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、施設の耐震化及び災害に備えた複数のバックアップ施設の構築を迅速に進められるよう、電力会社に対し、必要な措置を講じること。
- (7) 大規模災害時には、電力会社の停電復旧作業が迅速に完了するよう、電力事業者間の相互応援等、一層の支援体制を構築すること、また、広域的な停電が発生した場合には復旧見込み・影響範囲等の情報を関係者に可能な限り速やかに提供することを電力会社に働きかけること。

#### (理 由)

東日本大震災の影響により電力会社の電力供給力が低下し、平成23年の夏季は電気事業法第27条に基づく電力使用制限令が実施され、平成24年の夏季にも計画停電が準備されるなど、関係する水道事業者においては、自家発電設備の増強運転、ポンプ送水量の減量など、受電量を減らすため、様々な厳しい対応が求められた。併せて、浄水場で使用する薬品の多くは、塩化ナトリウムの電気分解等により製造されており、その製造にも安定的な電力供給は不可欠である。

水道は、国民の日常生活及び社会経済活動の安定と発展を支える基盤として欠くことのできないものであり、計画停電・電力使用制限の実施、また、自然災害等に起因する大規模停電は、水道水の安定供給に甚大な影響を及ぼすものである。

また、自家発電設備用燃料に関して、東日本大震災時にはその調達に苦勞した事例が多く、調達経路の確保が必要となるが、民間企業等との交渉などは水道事業者単独での対応は困難であることから、関係機関に対する国からの指導



等が必要である。

さらに、近年の電気料金の値上げに加え、平成28年10月から再生可能エネルギー発電促進賦課金減免制度が見直され、減免水準が段階的に引き下げられた。

これらにより、厳しい水道事業財政がさらに圧迫されることとなり、将来的には、増加した負担を水道料金へ転嫁するに至ることも考えられ、国民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしかねない。

よって、安全で安定した水道水の供給を持続するため、水道事業における電力確保対策等を国に対して強く要望する。

## II. 水道の基盤強化

### (新型コロナウイルス感染症関係)

#### 5. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について

[関東、関西]

#### (要望事項)

- (1) 公営企業における特別減収対策企業債について、資金不足が見込まれる場合に限定することなく減収分を発行対象とするなど発行要件の緩和を図り、必要な財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した水道料金収入に対し、必要な財政措置の拡充を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る水道料金の減免措置を行った結果、料金回収率の下がった水道事業者に対して、生活基盤施設耐震化等交付金等の採択基準を緩和すること。

#### (理 由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国から「緊急事態宣言」が発出され、商業施設や宿泊施設を中心とした民間企業等では臨時休業や営業時間の短縮等に努めてきたところである。こうした社会経済活動の停滞に伴い、各水道事業者の水道料金収入は大きく減少し、事業経営への影響は避けられない状況である。

こうした中、国からは当面の資金繰り支援として「公営企業における特別減収対策企業債」の発行を措置することが示されたが、当該企業債の発行は、資金不足が見込まれる場合に限定されている。また、水道事業者が水道料金を減免する場合、一般会計等から公営企業会計への繰出に対して「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象とすることが示されたが、今般の社会経済活動の停滞等に伴う水道料金収入の減少は、水道事業者の責によらない災禍であり、水道事業者による経営努力の範疇を超えている。

加えて、水道料金の減免措置を行った結果、料金回収率の下がった水道事業者に対して、生活基盤施設耐震化等交付金等の採択基準から外すことなく、本来どおり交付を受けられるよう採択基準を緩和するなど、現状の交付金制度についても柔軟な対応が求められる。

よって、今後、影響の長期化が見込まれる中で、水道事業を安定的に運営するため、新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業への適切な支援を国に対して強く要望する。

---

### (補助関係)

#### 6. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

[北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州]

### (要望事項)

#### 【水道水源開発等施設整備費】

(1) 水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費において次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価要件等の撤廃又は緩和、補助対象事業・施設の拡大及び補助率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、補助対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。

① ダムの大規模改修事業を補助対象に加える。

#### 【生活基盤施設耐震化等交付金】

(1) 緊急時給水拠点確保等事業のうち、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。

① 基幹水道構造物の耐震化事業において、交付対象事業費の算定基準の見直しを図るとともに、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても交付対象とする。

② 重要給水施設配水管において、水道料金等に係る採択基準を撤廃する

とともに、令和元年度補正予算で拡充された緊急対策に係る配水支管への財政支援を継続する。

- (2) 水道管路耐震化等推進事業のうち、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。

- ① 老朽管更新事業において、水道料金に係る採択基準を撤廃又は緩和する。

また、布設後20年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする。

- ② 水道管路緊急改善事業において、採択基準における水道料金、給水収益に占める企業債残高等の指標値を撤廃又は緩和するとともに、長期的な更新計画を策定し、計画的な更新事業を実施する水道事業者を全て交付対象とする。

また、布設後20年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする。

- ③ 鉛管更新事業において、交付対象に給水管の更新事業を加える。

- (3) 水道事業運営基盤強化推進等事業のうち、広域連携がより促進されるよう、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価及び人口要件等の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。

- ① 水道広域化推進プランに基づき実施する広域化の取組も交付対象とする。

- ② 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、事務所の統合整備及び水平統合だけでなく垂直統合も含めた広域化が促進されるよう老朽化施設の更新・耐震化についても交付対象とする。

- (4) 水道施設再編推進事業について、複数の末端給水を行う水道事業者の施設を廃止して用水供給事業者の施設を増強（バックアップのための送水施設等を含む。）する施設の再構築を行う場合の費用を対象とするとともに、

資本単価や施設廃止数の要件を緩和し、廃止のみの事業も対象とすること。

- (5) IoT活用推進モデル事業において、小規模事業者及び地理的に隔絶された集落を抱える事業者に対しては、IoTやAIなどを活用した施設運転の自動化やスマートメーター導入等による事業効率化が有効な方策となるため、必要とする事業者が補助対象となるよう、採択条件を緩和するとともに、採択基準を明確にし、今後も先端技術に対する財政支援を積極的に図ること。
- (6) 電気計装設備、水質分析機器、監視制御設備等、比較的耐用年数の短い設備更新及び浄水場の設備改修に対する交付金制度を創設する。
- (7) アセットマネジメントに基づき資本費の抑制に努めている水道事業者、経年施設を多く有する水道事業者に重点的に措置される補助制度とすること。
- (8) 資本単価算定の際の有収水量について、今後の水需要の減少傾向を反映した経営戦略等の最新の推計値の使用も可能とすること。
- (9) 生活基盤施設耐震化等交付金等に係る事業について、ゼロ債務負担行為の活用を可能とすること。

全国一律に適用される施設基準等について、必要性・合理性を検証し、地域の実情に応じて柔軟に事業運営できるよう地方の裁量を拡大すること。

#### (理 由)

水道事業者は、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、より信頼性の高い水道の整備・運営に努めているところである。

特に、地震等の災害に対して強靱な水道施設を整備するため、耐震化の推進及び老朽施設の更新・再構築に全力を傾注しているところであり、加えて、水道を取り巻く環境の変化や一層多様化する水道使用者のニーズへの対応が求められている。

また、病原微生物・有害化学物質等の新たな水質問題に対応した水質管理体制の強化、施設の整備、並びに安定的な水源の確保への取組を実施することが、喫緊の課題となっている。

さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少する中、改正水道法を踏まえ、水道の基盤強化が求められている。

これらの事業の推進並びに課題の解決には多額の資金が必要であり、国の持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、これらの事業の円滑かつ確実な推進に向けて、水道事業に対する予算を十分に確保するとともに、財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

---

## 7. 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立について

[東北、関東、中部、関西]

### (要望事項)

- (1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道施設の長寿命化事業、更新・再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や大規模災害時の撤去事業を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 広域連携により近隣水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）と連携し、施設の統廃合とこれに併せたバックアップ機能強化を図る事業に対し、制度的支援を確立すること。
- (3) 導・送水管の更新に係るバイパス管等の整備に対する財政支援制度を創設すること。
- (4) 水道施設の更新・再構築に備え、必要な更新資金をストックするためのルール化を図ること。
- (5) 既存施設の共同化に伴う補助対象財産の財産処分について、承認条件の見直しを図ること。

### (理 由)

水道事業者は、これまで増加する水需要に対応し、安全で安定した水道水の

供給を確保するため、施設能力の増強及び基幹施設の整備を進めてきた。

これら施設には、水需要が急増した昭和30年代から40年代にかけて建設されたものが多く、現在では、建設後相当年数を経過し、老朽化が進んでいることから、その多くが更新の時期を迎えている。

更新・再構築に当たっては、人口減少等による水需要の減少を踏まえた施設規模の適正化、地震等の自然災害に対して強靱な水道施設の整備、病原微生物・有害化学物質等の新たな水質問題に対応した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備など、緊急かつ重要な課題への対応に加え、改正水道法を踏まえ、水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら課題等の対応を踏まえた施設の長寿命化事業、更新・再構築事業、並びに広域連携による施設の統廃合とこれに併せたバックアップ機能強化を図る事業等には、莫大な事業費を要する一方で、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を水道事業者が独自で負担することは、事業経営に及ぼす影響も大きく、老朽化した水道施設の更新・再構築等を早急に推進することは極めて困難な状況となっている。

また、令和2年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

さらに、既存施設の共同化において、補助対象財産の共同化にあたって施設の有償譲渡や有償貸付等を行う場合には、各省庁の財産処分規定に基づき補助金等の国庫納付が必要となり、施設の再編成による広域連携の推進に影響を及ぼしかねない。

よって、水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立を国に対して強く要望する。

---

## 8. 簡易水道事業統合等に対する財政支援について

[東北、関西、中国四国、九州]

### (要望事項)

統合により上水道事業が負担することとなる旧簡易水道施設の整備費等について、引き続き簡易水道事業繰出基準と同等の繰出基準を適用する等、必要な財政支援を図るほか、次の事項を実現すること。

- ① 統合前の簡易水道の建設改良に要する繰出金について、旧簡易水道事業債の元利償還金に係る交付税措置は、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたって維持する。
- ② 旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金については、統合後6年目以降も減額することなく継続され、11年目以降も継続する。
- ③ 簡易水道等施設整備費の採択基準の緩和及び補助率の引き上げを図る。
- ④ 旧簡易水道事業区域で実施する建設改良事業に充てる企業債元利償還金の2分の1が地方公営企業繰出制度の対象となったが、この繰出しに対する財源は一般財源と特別交付税であり、設置自治体の財政負担増大が懸念されることから、負担軽減のための制度改善を行う。

### (理 由)

簡易水道事業の多くは、過疎地域や中山間地域・離島など地理的条件から施設の効率化には限界があり、また、既存施設の老朽化や水源の枯渇、水質悪化等の問題も山積し、運営基盤は脆弱なものとなっている。

こうした中、国からは、既存の上水道事業の給水区域からの移動距離（道路延長距離）が原則として10km未滿の地域にある簡易水道事業を統合する方向で指導がなされ、水道事業者は統合を鋭意推進しているところであるが、地理的条件から上水道への施設統合ができず、経営のみを統合するソフト統合となり、経営の効率化や運営基盤の強化等につながらない状況もある。

さらに、簡易水道事業の多くは、国の財政支援や一般会計からの繰入れ、簡易水道事業債等を主な財源としてかろうじて収支均衡を保っており、こうした



簡易水道事業を統合することは、独立採算制を基本としている上水道事業の健全な経営に支障を来す恐れがある。

よって、上水道事業及び簡易水道事業の健全な経営を図るため、簡易水道事業統合等に対する財政支援を国に対して強く要望する。

---

## 9. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

[関東、関西]

### (要望事項)

- (1) 対象事業が採択されるための条件をより具体的に要領等に明記するとともに、対象事業の範囲の拡大及び採択条件を緩和すること。
- (2) 補助対象事業として工事発注を行えるよう、公募時期を早めるとともに、早期に交付決定を行うこと。
- (3) 2か年や複数年次に亘る事業となる場合にも、弾力的な運用が可能となる補助制度を確立すること。

### (理由)

環境省では、平成25年度から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を行っており、その補助対象事業には、厚生労働省連携事業「上水道システムにおける省CO<sub>2</sub>促進モデル事業」として再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設等を整備する場合に補助金を交付している。

この補助金は、非営利法人が補助事業者（執行団体）として環境省から一旦交付を受け、補助事業者（執行団体）が設置する委員会において審査を行い、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制のための技術等を導入する事業に対して交付される仕組みとなっているが、その審査の基準については、前年度の審査項目及び観点のみが示され、採択条件については不明確なものとなっている。

また、単年度事業では、契約手続きや事業の工期等を考慮した場合、補助金の交付決定から事業を完了させるまでの期間が約5～6か月と短期間になるこ

とから、補助金を断念せざるを得ないこともある。

さらには、2か年の事業の場合、1年目に出来高のないものは補助対象として認められないなど、制約が多い制度運用となっている。

加えて、近年はPPP手法の導入による民間企業のノウハウを活用した浄水場等の更新を行う事例が増加しているが、PPP手法は複数年にわたる整備事業の工事請負契約を当初に一括して締結するため、対象となる施設・設備の工事は契約後数年を経てからとなる場合が多く、補助金の交付を受けるには課題の多い制度となっている。

水の移送等に多大なエネルギーを要する水道事業における地球温暖化対策が社会的な要請となっている一方で、水道事業者は老朽施設の更新や耐震化に多額の費用が必要となり、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入まで手が回らないのが現状である。

よって、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

---

## (起債・繰出関係)

### 10. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について

[北海道、関東、中部、関西、中国四国]

#### (要望事項)

起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度における実効性の強化、安全対策事業、高料金対策等における繰出基準の緩和及び対象事業の拡充を図るほか、次の事項を実現すること。

- ① 政府資金などによる安定した資金調達機能を維持するとともに、起債に係る利率の更なる引き下げを図る。
- ② 一般会計出資債に係る地方交付税措置を拡充する。
- ③ 浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業について、耐用年数を経過した施設の更新・改築事業を対象とする。
- ④ 浄水場・管路等の更新事業、浄水施設覆蓋整備事業、既存施設の撤去事

業並びに自己水源の一部を用水供給事業に転換するための施設整備事業を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。

- ⑤ 水道事業が担う水源涵養に係る取組を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑥ 大規模地震や自然災害の災害復旧に要する経費を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑦ 社会的配慮として実施する福祉減免に要する経費を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑧ 山間部や離島などにおける小規模集落への給水に要する経費を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑨ 消火栓設置に伴う水道管路の維持管理費用等について、明確な算定基準を示し、着実な一般会計からの繰出を図る。

#### (理 由)

水道事業においては、安全で良質な水道水の安定供給を確保するため、施設の建設・改良に多額の資金を必要とし、この財源の多くを起債に依存せざるを得ないことから、その元利償還金は水道財政を圧迫しており、水道事業の健全な経営に大きな影響を及ぼしていることに加え、人口減少社会においては、現行制度では自らの努力だけでは経営を維持することが困難な水道事業者が増加することが予想される。

今後も、安全で安定した水道水の供給を確保するためには、水源開発を始め、老朽化した施設の更新、再構築事業や震災対策事業の推進等、施設の整備、さらには、広域連携の推進が不可欠であり、これに要する巨額な資金もまた起債に依存せざるを得ない実状にある。

こうした中、地方公営企業繰出制度については、毎年度、総務省において、一般会計から公営企業会計への繰出に関する基本的な考え方を示し、地方公営企業法に定める経営に関する基本原則の堅持と経営基盤の強化を図ることとしている。しかしながら、この繰出基準に沿った事業に係る経費であっても、実

際の繰出金の拠出は、一般会計の財政状況によって左右されることが多く、必ずしも制度の趣旨が保たれているとは言い難い状況にある。

一方、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、また、令和元年度から森林環境譲与税の地方公共団体への譲与が開始された。次世代に豊かな水源林を引き継いでいくために、水道事業の担う水源林保全への理解促進や住民参加による植林活動などの水源涵養に係る取組は、極めて公益性の高い事業であり、まさに森林環境譲与税の使途に謳われている活動内容にも通じているものがある。

また、災害復旧に係る経費について、自然災害による水道料金収入の減少や復旧経費の増加は、水道事業の経営基盤に与える影響が多大であることに加え、近年は台風や集中豪雨などによる風水害なども多発していることから、水道事業単独での経営努力により賄いきれるものではないため、災害の規模や対象となる経費を明確にした上で、当該経費の一部について一般会計等において負担すべきであると考ええる。

さらに、福祉減免に係る経費について、地方公共団体における社会配慮として実施する福祉施策等である水道料金の低料金制度、減免措置などは、地域の特性に応じて一般会計等が実施する福祉施策にほかならず、独立採算を旨とする公営企業の水道料金収入で負担する性質のものではないことから、当該経費の全部について一般会計等において負担すべきであると考ええる。

加えて、小規模集落への給水に係る経費について、近年、多くの地域において集落の小規模化や高齢化の進行が見られる中、少数の需要者のために、多大な水道施設整備・更新費用をかけることは、費用対効果の面からも水道事業者にとって大きな負担となっていることから、当該地域への給水に必要な水道施設の建設改良事業に要する経費の一部について一般会計等において負担すべきであると考ええる。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰化を抑制するため、地域の実情等を踏まえ、起債の融資条件等を改善するとともに、地方公営企業

繰出制度の拡充等を国等に対して強く要望する。

---

11. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について  
〔北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州〕

(要望事項)

(1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。

なお、制度の復活に際して、次の要件を緩和するとともに、手続きを簡素化する。

- ① 許可要件となっている資本金費、将来負担比率等の要件を緩和する。
- ② 対象となる公営企業債の範囲を拡大し、年利率5%未満の企業債についても対象とする。
- ③ 貸付日の条件により対象外となった年利率5%以上の企業債について、優先的に繰上償還を実施する。
- ④ 繰上償還を行った財政融資資金の対象となっている事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃する。
- ⑤ 制度利用に当たって必要な財政健全化計画の策定及び申請手続きの簡素化を図る。

(2) 公営企業借換債制度を復活すること。

なお、制度の復活に際して、次の要件を緩和するとともに、手続きを簡素化する。

- ① 年利率3%以上の企業債を対象とする。
- ② 償還年限については、施設の耐用年数に応じた延長を可能とする。
- ③ 民間等資金だけではなく、政府資金による借換債の発行を可能とする。

(理 由)

水道事業者は、起債を主な財源として水道施設の整備拡充を行ってきたため、その元利償還金が水道事業にとって大きな負担となっており、特に過去に借り入れた高金利既往債が、この負担を一層大きくしている。

こうした状況の中、繰上償還については、政府資金は平成19年度から3年間、旧公営企業金融公庫資金は平成19年度から2年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられた。さらに、平成22年度から平成24年度の3年間についても制度の継続がなされ、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であった。

なお、平成25年度に限り、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとされたが、対象となる資金は年利率4%以上の旧公営企業金融公庫資金のみと限定的なものであった。

また、平成30年度からは、令和3年度までの時限措置として、上下水道事業について公共施設等運営権の設定に係る実施方針条例の制定等、一定の要件を満たした地方公共団体に限り、補償金免除繰上償還が制度化されているが、これも限定的なものである。

よって、水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、広く活用できる公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活を国に対して強く要望する。

### Ⅲ. 安定・安全の確保

#### (水源関係)

12. 安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の推進について

[関東、九州]

#### (要望事項)

- (1) ダムにおける堆積土砂対策事業に対する国庫補助制度を復活すること。  
また、豪雨災害等で治水効果を発揮したダムに堆積する土砂については、治水・利水の用途に関わらず災害復旧事業の対象とするなど、財政上必要な措置を講じること。
- (2) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の明確化等を図るなど、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。

#### (理 由)

水道の根幹的使命の一つである安定給水確保のためには、安定した水源を担保する水源施設の存在が不可欠であるが、その建設には長期にわたる期間と多額の整備費を要する。このため、計画的かつ効率的な水源開発の推進が強く求められるとともに、整備されたダム等を良好な状態で管理運営することが必要である。

こうした中、ダム上流域においては、多くの地域で森林の荒廃が問題となるとともに、所有区分毎に管理者が混在し総合的な治水・涵養事業の実施が困難な状況にある。さらに、近年、頻発する豪雨災害により、ダムにおける堆積土砂は全国的な課題となっている。

また、水循環基本法の枠組みの中で策定される流域水循環計画の事業の推進により、適正な水循環の実現及び水資源の保全を図ることも強く求められている。

よって、安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の推進を国に対し強く要望する。

---

### 13. 水利権制度の柔軟な運用について

[東北、関東、関西]

#### (要望事項)

- (1) 水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用権など）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いでの「水利権の減量」がなされないよう配慮すること。給水人口の減少及び広域連携の一施策としての施設の共同設置・利用等に伴う水道施設の規模縮小や統廃合をせざるを得ない場合にも、水質リスクの低減、水量の安定性、運用の効率性を踏まえたリスク管理型の水の安定供給のために既存の水利権の活用が十分に図れるよう配慮すること。
- (2) 渇水時のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。
- (3) 水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップ分を考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合に、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。
- (4) 水道事業の広域連携の推進による水利権制度等の諸課題に対し、制度上の柔軟な運用を図ること。

#### (理由)

河川法では、申請者の水需要に見合った水利権が許可されるのが原則となっているが、全国的な給水人口の減少傾向、節水機器の普及や節水意識の浸透などにより給水量の減少が予想されるため、今後、水利権が見直しされることも懸念される。

許可水利権を得ている水道事業者にとって、水利権は水道事業経営の根幹をなすものであり、既得の水利権水量を安定給水のための施設整備や水運用の前提としている。



多くの水道事業者は水利権を確保するため、ダム建設等に多額の費用を投じ、それを最終的には水道使用者の料金から回収しており、水利権は、いわば水道使用者の財産とも言えるものである。

また、水利権は厳格な手続きを踏んで許可されることから、河川法に基づく水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない。

地震等の災害や大規模な水質事故などの発生時には、社会経済的な損失の大きい減断水を回避するため、河川管理者においても河川法の原則の範囲で配慮がなされているところであるが、緊急時には、特に水道事業者間における水融通が有効な方策と考えられるとともに、連絡管等により他の水道事業者と接続されている場合、減量または廃止される水利権の一部を他の水道事業者が活用することが可能となれば、水質リスクの低減、水量の安定化、運用の効率化においても有効な方策になり得る。

さらに、広域連携の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、施設規模の縮小や統廃合に伴い、同施設に水利権の減量又は廃止が生じる場合に、その減量等される水利権を他の水道事業者が活用することができれば、広域化の推進による経営基盤強化への効果が期待できる。

加えて、広域連携の形態が多様化することに関連して、水利権の問題も複雑化し、水道法に基づく事業認可や河川法に基づく流水の占用許可等、給水量及び給水区域と水利権等の関係等の諸課題も発生してくることが予想される。

よって、水利権制度の柔軟な運用を国に対して強く要望する。

---

#### 14. 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針への対応について

[関東、九州]

(要望事項)

- (1) 治水協定や事前放流ガイドラインについて、損失補填や費用負担等、改善に向けた協議の場を関係省庁等と行えるよう調整すること。
- (2) 事前放流の実施後に、貯水池の水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となる場合に備え、代替水源として河川維持流量の一時的な転

用を可能とするなど、実害が生じないように河川管理者が予め対応策を定めておくこと。

- (3) 治水協定の締結者には、農業用水利用者等のダムに権利を持たない利水者が含まれないことから、ダムからの補給による水利用が困難となる恐れが生じた場合は、河川管理者が関係利水者間の水利調整を行うこと。
- (4) 事前放流後に水位が回復しなかった場合の損失補填の対象に用水供給事業者から受水する水道事業者を加えるとともに、利水者に特別な負担が生じた場合に備え、事前放流ガイドラインにおいて、現在、損失補填制度対象外となっているダムや関連費用についても、国の責任において適切に対応すること。

#### (理 由)

令和元年東日本台風等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとされ、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日以下、「基本方針」という。）」が定められた。この基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、治水協定の締結、工程表等の各施策について具体的な検討が行われ、国管理の一級水系について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととされたところである。運用方法などの基本的事項については、国土交通省の事前放流ガイドライン（令和3年7月）に定められており、事前放流による利水容量が従前と同等に回復しない場合で、取水制限の新たな発生や、その期間の延伸及び取水制限率の増加に伴い発生する利水事業者の広報等活動費用及び給水車出勤等対策費用の増額分が補填されることになっているが、これらの対応は水道用水供給事業者から受水する水道事業者も行うことになる。

水道事業者及び水道用水供給事業者は、これまでも水源確保のためダム開発事業に参画し、安定給水の確保に努めてきた結果、水道水が国民生活のみならず、社会経済活動を支える重要インフラとして広く定着してきたところである。

近年、気候変動の影響による水害の激甚化により、流域に暮らす方々の安全確保が急務となってきた。一方で、降雨の期間が集中するなどして、河川の利水安全度の低下が見られるなど、ダムの貯留機能を最大限に活用した利水運用も余儀なくされているのが現状といえる。

こうしたことから、治水協定や事前放流ガイドラインについて、損失補填や費用負担等、改善に向けた協議の場を関係省庁等と行えるよう調整するとともに、人命優先の観点から洪水調節機能の拡大に最大限協力しつつも、事前放流により水不足等の実害が生じないよう、安定給水確保のための基本方針への対応について国に対して強く要望する。

---

#### 15. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について

[東北、中部、関西]

##### (要望事項)

- (1) ダムの維持管理等に係る負担金（特定多目的ダム法第33条）の軽減を図ること。
- (2) ダムの所在市町村への交付に係る納付金（特定多目的ダム法第35条）の利水者負担額の軽減を図ること。

##### (理由)

多くの水道事業者では、特定多目的ダム建設事業に参画し、安定的に取水するための許可水利権を取得している。

しかしながら、特定多目的ダム事業の参画には、膨大な建設費用の負担に加え、ダム完成後は特定多目的ダム法第33条の規定に基づきダムの維持管理等に要する負担金及び同法第35条に基づきダムの所在市町村への交付金を支払うための納付金の負担を強いられるため、厳しい水道事業財政をさらに圧迫するも

のとなっている。

よって、特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減を国に対し強く要望する。

---

### (水質関係)

16. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について

[関東、九州]

### (要望事項)

#### 【規制・基準関係】

- (1) 水道原水を取水するダムや河川の上流域における産業廃棄物処分場等の建設に対し、規制を強化すること。
- (2) 水道水源における農薬類など人の健康に影響を及ぼす項目やかび臭原因物質(2-メチルイソボルネオール及びジェオスミン)、浄水処理対応困難物質などの水道水質管理に影響を及ぼす項目について環境基準及び排水基準を早急に設定すること。  
また、シアン化合物など排水基準において有害物質として設定されている項目について規制を強化すること。
- (3) 水道水源に着目した農薬の適正使用に関する規制等の施策について、引き続き強化・充実に努めるとともに、使用実態に関する情報の提供に引き続き配慮すること。
- (4) 水道水源の富栄養化防止のため、引き続き、窒素、リンの排水規制を強化するとともに、監視体制の確立に努めること。
- (5) トリクロロエチレンなどによる水道水源の地下水汚染の原因を詳細に調査し、工場・事業場由来の汚染に対しては監視・指導を強化すること。
- (6) ホウ素及びその化合物の水質基準値について、安全性の視点を持ちつつ、WHO飲料水水質ガイドラインで示される評価方法等も含め最新の知見を参考に見直しを行うこと。
- (7) 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について、各水道

事業者等が統一した見解をもって対応できるよう、給水継続に係る判断基準となるガイドラインを示すこと。

- (8) 「浄水処理対応困難物質」等の健康への影響が予想される項目について、化学物質の管理強化として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善促進に関する法律」による化学物質排出移動量届出制度（PRTR）特定化学物質への指定拡大等を行うこと。

#### 【事業実施関係】

- (1) 良質な水道原水が確保できるよう生活雑排水対策の推進等による水質保全対策を強化するとともに、水源河川流域の下水道・合併処理浄化槽・し尿処理施設・農業集落排水事業の推進及び処理の高度化を図り、当面は、アンモニア態窒素の硝化促進など、既存の下水道処理施設の運用による対策の推進を図ること。
- (2) 畜産業における排水のクリプトスポリジウム等に対する効果的な処理方法に関する研究・開発を進め、公共用水域へ排水する畜産由来の汚水に係る排水処理施設整備を推進すること。
- (3) 水道原水を汚濁河川の直接的な影響から守るため、水道事業者等の取水地点よりも下流に汚濁河川水を導く流水保全水路などの整備を推進すること。

#### 【調査・研究関係】

- (1) 微量有機物質及び農薬等の化学物質の使用実態、安全性等に関する調査、研究等をさらに推進すること。
- (2) 水道水源のクリプトスポリジウム等原虫類について、生態・感染性・不活化・簡便な試験方法に関する研究・開発を進めること。
- (3) かび臭の発生を予測できるよう、河床の生物由来のかび臭発生メカニズムを解明すること。
- (4) かび臭原因物質の吸着性能がより高い粉末活性炭の開発を促進すること。

(理 由)

水道事業者等は、常に安全で良質な水の安定供給という使命を果たすため、水道水源の水質保全や水質事故の発生防止について、日頃より細心の注意を払っているが、水源で水質汚染事故が発生すれば、取水停止や水源系統切替え、さらには摂取制限や給水停止等を余儀なくされる場合もあり、住民の生活に多大な影響を及ぼすことが考えられる。

これまで、水道水の水質基準の改正はもとより、環境基準、排水基準などが強化され、水道水源の水質保全に関する法令が整備された。しかし、水源水質汚染事故は依然として発生しており、生活雑排水の流入や富栄養化に伴うかび臭、工場排水の影響による異臭味の発生、さらには、規制対象外の物質が浄水処理工程で水道水質基準物質に変化するなど多大な影響を被っている状況にある。また、水道水源地域に産業廃棄物処分場が進出しており、水道原水の汚染や水源涵養地の保水力低下が懸念されている。搬入される廃棄物の安全性の確保や浸出水漏洩時の対策、事業廃止後の浸出水処理施設の稼働期間、PFOS や PFOA 等の新たな物質が着目される中、これらは水道事業者等にとって重大な危害因子であり、浄水処理に多大な影響を与えるだけでなく、水道水に対する信頼性の低下や処理コストの増加などの大きな要因となっている。

水源水質の問題は広域的、専門的な内容であることから、水道事業者等が安全で良質な水道水を安定的に供給するためには、国が水源保全について一層の規制強化を図るとともに、水質事故の発生防止や水源の水質改善に対してより具体的な対策を実施することが必要である。

また、海水淡水化施設を導入している水道事業者等にとって、ホウ素及びその化合物の水道水質基準値は、浄水方法、施設の運用方法及び浄水コストに大きく影響する要因となることから、常に最新の知見及び安全性確保の視点を持ちつつ見直しを図ることが望まれる。

よって、水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等を国に対して強く要望する。

## Ⅳ. その他の重要事項

### 17. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について

[北海道、関東、中部、関西、中国四国]

#### (要望事項)

- (1) 地下水利用専用水道の実態を正確に把握するとともに、水質管理の徹底も含め、立入検査など適切かつ迅速な行政指導が行われるよう指針等について明示すること。
- (2) 地下水保全も含めた健全な水循環、水道水質の安全性の確保、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備を図ること。
- (3) 専用水道の設置者及びその利用者に対し一定の負担を求めることができる仕組みの創設等、地下水利用に係る新たな施策を検討すること。

#### (理由)

近年、水使用の合理化・経済性の観点から、地下水等の膜処理水と水道事業者が供給する水道水とを混合して給水する、あるいは、通常は地下水等の膜処理水を給水し、そのバックアップ用として水道水を使用するといった専用水道の設置が全国的かつ急速に拡大している。

しかしながら、このような専用水道への移行は、地下水等の膜処理水と水道水との混合給水における水質管理の実態が不明瞭であるほか、水道水をバックアップ用として使用する専用水道の場合、通常時は水道水を使用しないことから配水管内に停滞水が発生しやすく、使用時に停滞水が専用水道に混入する場合がある。

また、専用水道が水道水の使用を急激に増やした時に、配水管路内の圧力変動により、他の水道使用者に赤水などの異常が発生する恐れがあるという課題も抱えており、衛生上の観点からも看過できない状況にある。

一方、こうした専用水道による地下水等の利用拡大がもたらす環境への影響

も懸念されるところであり、これまでも地下水の過剰なくみ上げによる地盤沈下を防止するために、工業用地下水のくみ上げ規制などが実施されてきた経緯がある。

今後、専用水道による地下水利用がさらに拡大した場合には、再び地盤沈下が進行することも考えられ、環境にもたらす影響が懸念されることから、これを防止するとともに、公共性の高い貴重な資源である地下水の保全を図るため、地下水の公的な管理に係る取組をより一層推進していく必要がある。

併せて、このような専用水道の水源である地下水は、国や自治体等の財政投資や使用者の負担によって整備された雨水浸透施設等による地下水涵養の取組によってもたらされているものであり、極めて公益的なものであることから、一部の民間企業や特定需要者の利益のために利用されることは、国民の共有財産である地下水の利用の観点から公平性を欠くものである。

さらに、地下水利用専用水道の導入によって、水道の使用量が非常に少なくなった場合には、水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。

よって、地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応を国に対して強く要望する。

---

## 18. 配水管等の耐用年数の見直しについて

[北海道、関東、関西、中国四国]

(要望事項)

- (1) 配水管については速やかに耐久性等の検証を行い、材質・構造等に応じた適切な耐用年数へ見直すこと。
- (2) 配水管以外の水道施設の有形固定資産の耐用年数についても、耐久性や最新技術動向の検証等を行い、個々の施設・設備に応じた適切な耐用年数に見直すこと。



(理 由)

近年、水道事業者においては、高度成長期に埋設された多くの配水管の老朽化が進み、本格的な更新時期を迎えている。

更新に伴い布設する配水管については、東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震性・耐久性に優れた新型管種を選択する水道事業者が多い中、現行の地方公営企業法施行規則では、配水管の耐用年数は一律40年と規定されている。

しかしながら、近年の技術進歩により配水管の耐久性は大きく向上し、特にダクタイル鑄鉄管では100年という長寿命を目指した新製品も開発されており、一律40年と規定する現行の地方公営企業法施行規則は実態に沿わないものとなっている。

また、配水管以外の水道施設についても、ポンプ設備は15年、監視制御設備等の計測設備は10年と規定されているが、これらについても技術レベルの向上や維持管理の適正化を踏まえた見直しを検討すべき時期に来ていると考えられる。

耐用年数は、水道事業の費用構成の中で大きな割合を占める減価償却費に関係し、水道使用者から回収する水道料金の算定にも大きく影響を与えるものである。

よって、配水管等の耐用年数の見直しを国に対して強く要望する。

---

## 19. 電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて

[北海道、東北、関東、関西、中国四国]

(要望事項)

電磁式を含む水道メーターの耐久性等の検証を行い、検定有効期間を見直すこと。

(理 由)

水道事業者においては、平成23年4月から施行された計量法省令に基づき、計量精度の向上等を踏まえた新基準に対応した水道メーターへ平成30年度末までに順次移行した。

新基準に対応した電磁式を含む水道メーターは、材質も環境に配慮したもの

へと改善されており、長期間の使用に支障はほとんど見られない状況である。

しかしながら、現行の計量法に定める検定有効期間は従前のまま8年となっている。

検定有効期間に基づく電磁式を含む水道メーターの購入及び取替に要する費用は、水道財政において大きな負担となっている。

よって、電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直しを国に対して強く要望する。

---

## 20. 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等について

[中国四国]

(要望事項)

- (1) 塗膜に含まれる低濃度 PCB の含有濃度基準については、常に最新の知見等及び安全性確保の視点を持ちつつ、見直しを図ること。
- (2) 塗膜に含まれる低濃度 PCB 廃棄物の処理については、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、処理対象塗料（膜）の明確化及び処理体制の充実・多様化を図るとともに、PCB 含有濃度に係る調査及び処理費用に対する財政措置を講ずること。
- (3) 塗膜に含まれる低濃度 PCB 廃棄物については、その処分量を踏まえた処分期限とすること。

(理由)

平成31年3月28日付けで環境省より「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」において、塗膜くずに含まれる PCB の含有濃度が 0.5mg/kg 以下となる場合は、低濃度 PCB 汚染物に該当しないと判断する旨の通知があった。

一方、この含有量を超える低濃度 PCB 廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により政令で定める期間（令和9年3月31日）までの処分が義務付けられている。

今後の全国的な PCB 含有塗膜の状況把握の調査結果等によっては、全ての対象塗膜の期限内での処分の可否、また、処分場が限定されるうえに処理費用も高額であること等が、大きな課題となることが懸念される。

さらに、塗膜除去を確実かつ適正に行う必要があるため、工法、工期に影響が生じることにより工事費も高額となる。

よって、塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に関する検討及び財政支援措置等を国に対し強く要望する。

---

## 21. 管路更新時の既設管取扱いに係る道路法第40条ただし書の運用について

[関東]

### (要望事項)

道路法第40条第1項のただし書の適用範囲において、国土強靱化基本計画に掲げる「緊急的かつ重点的に進める国の施策にかかわる事業」に係る既設水道管の取扱いについて、道路管理者の裁量の範囲である旨明確に示すこと。

### (理由)

水道は国民生活に欠かすことのできない重要なインフラであり、国が策定した、防災・減災等に資する国土強靱化基本計画の見直しにおいて、重点化すべきプログラムに「上水道の長期間供給停止」が追加された。その主要施策の一つに「水道施設の耐震化の推進」が位置づけられており、全国の水道事業者においても優先すべき課題として、精力的に耐震化に取り組んでいるところである。

こうした中、水道の普及率が飛躍的に向上した高度経済成長期に整備された管路が、順次更新時期を迎えており、水需要と料金収入が減少する厳しい事業環境にあっては、管路の更新に要する財政負担の増大が、特に中小の水道事業者にとって重い負担となっている。

これに加え、昨今改正された道路法において、管路等を更新した際に不要となった占用物の取扱いが強化され、工期の長期化に伴う受注者の施工体制に影響が及ぶことが想定されるとともに、既設管の撤去に要する費用も重い負担となる。

南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘されるなど、水道管路の耐震化を早急に進めていかなければならない中で、こうした課題が、耐震化の促進を阻害する要因ともなっている。

については、道路法第40条の趣旨を十分に踏まえた上で、既設管は十分な強度があり陥没等のリスクも低いことから、同法第40条第1項のただし書の適用範囲において、国土強靱化基本計画に掲げる「緊急的かつ重点的に進める国の施策にかかわる事業」に係る既設水道管の取扱いについては、道路管理者の裁量の範囲である旨明確に示すことを国に対して強く要望する。

---

## 22. 公共工事の支障移設の補償基準緩和等について

[関西]

### (要望事項)

- (1) 公共工事の支障移設工事について、補償基準を緩和すること。
- (2) 道路法に定められた道路占用者に係る占用物件の維持管理業務について、道路占用している水道管路の維持管理に必要な費用に対する財政支援を図ること。

### (理 由)

道路事業における公共工事に伴う道路掘削等が行われる際に、その施工区域内に埋設されている水道管等の施設が工事の支障となった場合、当該施設の部分移設は全額補償となるが、全部移設については経年による減耗相当額が補償対象とならない。また、移設に伴い耐震性を有する管種へ変更する場合でも、同じ管種での補償となっている等、支障移設に伴う費用が水道事業者にとって大きな負担となっている。

さらに、道路法に定められた道路占用者に係る占用物件の維持管理業務に必要な費用についても、水道事業者にとって大きな負担となっている。

よって、公共工事における支障移設工事の補償基準の緩和及び道路占用している水道管路の維持管理に必要な費用に対する財政支援を国に対して強く要望する。

---

### 23. 新型コロナワクチン優先接種の拡大と職域接種要件の緩和について

[関東]

#### (要望事項)

- (1) 住民生活と経済活動において重要なライフラインを守る水道事業に従事する者すべてを新型コロナワクチンの優先接種対象に加えること。
- (2) 職域接種の実施要件(1,000人)を緩和すること。

#### (理由)

水道事業は、住民生活と経済活動にとって最も重要なライフラインである。水道事業者とそこで働くすべての従事者は、自らエッセンシャルワーカーとしての自覚と責任を持って、コロナ禍においても決して途切れさせてはならないという使命のもと水道事業の継続に努めているところである。

新型コロナウイルスの感染防止対策にあたっては、強化、徹底に努めているが、昨今は感染力が強い新型コロナウイルス変異株が流行するなど、新規感染者が再び増加している状況を踏まえると対応が長期に及ぶことが懸念されている。

新型コロナワクチンの接種順位については、①医療従事者等、②高齢者、③高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者とされているが、浄水場等の職員が感染し、大規模なクラスターが発生した場合、水道水の供給に甚大な影響を与えることになる。

加えて、新型コロナワクチン接種を加速させるため、1,000人以上で実施することを要件に職域接種の取組が進められているが、全国の多くの水道事業者では職員数が1,000人を下回る状況であり、また、当該理由により職域接種を受けられない近隣の水道事業者との合同接種の取組も困難な状況にある。

よって、水道水の安定給水の確保に向け、新型コロナワクチン優先接種の拡大と職域接種要件の緩和を国に対して強く要望する。

# 日本水道協会 第99回総会議事録

〔令和3年12月1日（水） 午後1時30分 開会〕

## 1. 開会式

### (1) 開会のことば

#### ○司 会（千秋総務課長）

ただ今から、日本水道協会第99回総会を開会いたします。

初めに、日本水道協会理事長の吉田よりご挨拶を申し上げます。

### (2) 開会挨拶

#### ○日本水道協会代表挨拶（日本水道協会理事長 吉田 永）

日本水道協会理事長の吉田でございます。第99回総会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用の中多くの会員の皆様のご参加を賜り、厚く御礼申し上げます。また、皆様には、平素より本協会事業に対し並々ならぬご協力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の第99回総会は、本来であれば仙台市にて開催を予定していた令和3年度全国会議において開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、本年度の全国会議をオンライン開催としたことに伴い、会場を日本水道協会会議室に変更し、Webを併用しながら本日このようなかたちで開催する運びとなりました。

全国会議は、全国の水道関係者が産官学の立場を超え一堂に会し、水道が直面する諸課題を共有し、また、解決に向けた糸口や行動につなげる水道界最大級の“集い”であるとともに、関係者の連携を構築・強化する大切な場です。

また、本年は東日本大震災から10年という節目の年でもあるため、復興を果たした東北の地で全国の水道関係者の皆さまとともに、未曾有の災禍の教訓と復興への歩みを共有できる、絶好の機会と捉えておりました。こうした中、昨年度に引き続きリアルな開催の場を持てなかったことは、主催者である我々としても非常に残念な想いです。

併せて、仙台市及び東北地方支部の皆さまにおかれましては、これまで現地開催に向けて、3年以上にわたり様々な企画を検討し、準備を進めてくださいました。この場をお借りし、心より感謝を申し上げます。このため、オンライン開催に当たっては、全国会議で予定されていたイベントに関するコンテンツを盛り込み、参集開催と同等の情報提供機能を確保するとともに、これまで検討を重ねてくださった仙台市並びに東北地方支部の成果を可能な限り反映し、参加者の皆さまに、さながら仙台での全国会議に参加したようなイメージをお持ちいただけるよう工夫を凝らしました。是非とも、お時間の許す際に、多くの皆さまにご覧いただき、諸課題とそれらの解決方策を共有する機会に繋げていただくとともに、更なる水道界の活性化にお力添えを賜れましたら幸いに存じます。

さて、本日の会議では「名誉会員の承認」及び「運営会議委員の選任」についてお諮りするほか、「会員提出問題」では、各地方支部から提出された水道を取り巻く数多くの課題をご討議いただきます。また、本日は、厚生労働省から名倉水道課長、総務省から小野寺公営企業経営室長にも特別にご出席いただき、水道行政施策についてお話を頂戴する予定としております。水道を取り巻く諸課題を着実に解決し「水道の基盤強化」、そして「持続的かつ安全・強靱な水道システムの構築」を実現していくため、皆様からの忌憚のないご意見を頂戴するとともに、本総会が実りある会議となることを願っております。

結びに、昨今の水道界をとりまく環境は、コロナ禍はもとより、施設の老朽化、料金収入の減少など、一層厳しさを増しておりますが、こうした厳しい状況であるからこそ、日本水道協会に求められる役割は益々重要になって

くるものと考えております。

こうした認識の下、会員の皆様と一丸となり事業運営に努めて参りたいと思っておりますので、皆様には引き続きのご理解・ご協力を賜りますことをお願い申し上げます、開会のご挨拶に代えさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

### (3) 行政施策説明者紹介

#### ○司 会（千秋総務課長）

続きまして、本日は公務ご多忙の中、行政施策説明のためご出席をいただいております方々をご紹介します。総務省自治財政局公営企業経営室長小野寺様です。

なお、本日は、厚生労働省の名倉水道課長にもご出席いただく予定となっておりますが、公務のため到着が遅れるとのご連絡をいただいております。到着後、ご紹介させていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

### (4) 令和3年度日本水道協会会長表彰

#### ○司 会（千秋総務課長）

また、本日皆様に「令和3年度日本水道協会会長表彰受賞者名簿」をお配りいたしております。本来であれば、全国会議において表彰式を執り行う予定としておりましたが、本年度は、本日付けをもちまして、名簿のとおり表彰させていただきますことをご報告申し上げます。



## 2. 会 議

### ○司 会（千秋総務課長）

これより、会議に入ります。会議の議長は、日本水道協会定款の定めによりまして、出席正会員の中から選出されることとなっております。

選出の方法については、特段の定めはございませんが、本日ご出席の皆様で議長への立候補又は推薦等される方はいらっしゃいますか。

[議長への立候補または推薦者を確認する]

特に無いようですので、事務局からの提案とさせていただきます。

本会議の議長は、仙台市水道事業管理者の芳賀様にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

[拍手による承認を得る]

ありがとうございます。それでは、議長を芳賀様にお願いすることといたします。芳賀様におかれましては、画面が切り替わった後、会議の進行をお願いいたします。

### (1) 議長選任・議事録署名人選任

### ○議 長（芳賀水道事業管理者）

ただ今議長に選任いただきました、仙台市水道事業管理者の芳賀でございます。会議の運営につきまして、皆様方のご協力を得ながら進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながら今回は Web での出席とさせていただきますので、万が一、こちらの通信が途切れるなど会議の進行が困難になった場合には、吉田理事長に代わりに進行をお願いしたいと存じます。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

まず、はじめに、本総会への正会員の出席数をご報告いたします。

本日の出席正会員数は132会員。

この他、委任状の提出により出席とみなされる正会員数は851会員。

以上を合計しますと、正会員の出席は983会員となります。

したがって、議決権を有する総正会員数1,335会員に対し、定款第22条に定める総会会議定数の3分の1を満たしておりますので総会は成立いたしました。

次に、定款の定めにより、本総会の議事録署名人は議長及び出席した理事のうち2名と定められておりますので、私より2名の理事を指名させていただきます。本日ご出席の日本水道協会理事長の吉田永様、並びに新潟市水道事業管理者の佐藤隆司様にお願いしたいと存じます。

## (2) 第1号議案 名誉会員の承認について

### ○議長（芳賀水道事業管理者）

これより議案の審議に入ります。

はじめに、第1号議案「名誉会員の承認について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

### ○事務局（大貫総務部長）

総務部長の大貫でございます。第1号議案、名誉会員の承認についてご説明します。

現在、本協会の名誉会員は、元東京都公営企業管理者の田中文次氏、元名古屋市水道事業管理者の堀内厚生氏、元北海道大学総長の丹保憲仁氏、元岡山市水道事業管理者の遠藤嘉昭氏、元札幌市水道事業管理者の平賀岑吾氏、元日本水道協会専務理事の川北和徳氏の6名に就任いただいております。

本協会の定款第7条第2項では、「水道の普及発達に特別の功績がある者は、理事長の推薦により、総会の承認を経て名誉会員とすることができる」とされていることから、本総会において提案した次第です。

名誉会員は、「水道の普及発達に特別の功績があり、人格・識見ともに優れたものでなければならない。その人数はおおむね10名とする」としており、審査基準は「功労賞を受賞された方であること」、「おおむね20年以上の水道

歴を有すること」、「おおむね70歳以上であること」の3つが条件となっています。

名誉会員候補者の審査は、日本水道協会名誉会員及び功績者の審査等に関する規程第2条により功績者審査会の審議を経て行うものであり、議案書に記載されている小倉氏を名誉会員候補者として功績者審査会にて審議いただきました。

その結果、小倉氏は人格・識見ともに優れた方であり、日本水道協会の名誉会員にふさわしいとの結論をいただきました。

議案書の2頁に小倉氏の略歴を記載しておりますので、ご紹介いたします。

小倉晋氏は昭和41年に神戸市水道局に奉職され、技術部長等の要職を歴任、平成10年から水道事業管理者を務められ、平成15年3月に退任、同年8月に阪神水道企業団の副企業長に就任、6年間副企業長を務められました。

神戸市水道局に在職時には本協会の工務常設調査委員会、水道維持管理指針改訂特別調査委員会などの委員として参加され、水道の発達のためにご尽力いただきました。

小倉氏のご功績のなかで特筆すべき事としまして、平成7年に発生した阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた水道施設の復旧・復興に尽力され、そうした経験・教訓を全国の水道関係者に積極的に発信し、今日の水道界における災害対応体制の構築に多大なる貢献をされたという点でございます。

また、水道事業管理者として、基幹施設の耐震化のほか、緊急貯留システムの整備、市街地大容量送水管の整備などを進められました。

以上、小倉氏が我が国の水道の発達に寄与された功績は顕著でございます。日本水道協会の名誉会員としてふさわしいと考えご推薦申し上げる次第でございます。本件につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で、説明を終了いたします。

#### ○議 長（芳賀水道事業管理者）

それでは、質疑に入ります。

なお、ご発言の際は、正会員にあってははじめに事業体名を告げ、特別会

員にあっては氏名を、また賛助会員にあっては企業・団体名を告げてからご発言されるようお願いいたします。

ただ今の説明について、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

[意見を確認]

特にご発言が無いようですので、異議無しと認め、本件については原案のとおり決定することいたします。

### (3) 第2号議案 公益社団法人日本水道協会運営会議委員の選任について

#### ○議長（芳賀水道事業管理者）

次に、第2号議案「公益社団法人日本水道協会運営会議委員の選任について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

#### ○事務局（大貫総務部長）

第2号議案「公益社団法人日本水道協会運営会議委員の選任」についてご説明いたします。

運営会議は、本協会が全国の水道関係者の協議機関として、様々な地域・お立場のご意見を集約し、水道界の重要事項や諸課題について、総合的な把握や効果的な課題解決を可能とするよう設置された会議です。

さて、本件の運営会議委員の選任については、定款第60条により「本協会の事業を推進するために運営会議を設置する」と規定されており、また運営規則第2条の構成等では、「理事長及び総会において会員から選任された委員により構成する」と規定されております。

この度、北海道地方支部管内の地区協議会区長、関西地方支部管内の県支部長等において、役員の変更に伴う運営会議委員の変更がありましたので、本日、運営会議委員の選任をご提案いたしました。

議案書の5頁以降に記載されている運営会議新委員（案）をご覧ください。変更都市は5頁、6頁の太文字で示す都市です。

北海道道央地区協議会の岩見沢市に代わって小樽市、兵庫県の明石市に代わって西宮市、和歌山県の橋本市に代わって滋賀県の彦根市、以上の都市です。

原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終了します。

○議 長（芳賀水道事業管理者）

ただ今の説明について、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

[意見を確認]

特にご発言が無いようですので、異議無しと認め、本件については原案のとおり決定することいたします。

(4) 第3号議案 会員提出問題について

○議 長（芳賀水道事業管理者）

次に、第3号議案「会員提出問題について」を上程いたします。

会員提出問題は全部で23件の問題が議案として提出されており、問題の性質に応じて、「Ⅰ. 防災・減災、国土強靱化」から「Ⅳ. その他の重要事項」まで、4つの大項目に分類されています。

さらに、この大項目の中でも、例えば「東日本大震災関係」や「災害対策関係」など、中項目ごとに問題が整理されています。

審議の進め方としては、各問題について提案いただいた地方支部から説明を頂戴したのち、4つの大項目ごとに採決をお諮りしたいと思います。

I. 防災・減災、国土強靱化

「東日本大震災関係」

問題1. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について

（東北、中部地方支部）

○議 長（芳賀水道事業管理者）

初めに、「Ⅰ. 防災・減災、国土強靱化」、東日本大震災関係の問題を議題といたします。

「問題1. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について」、東北地方支部の郡山市より提案

理由の説明をお願いいたします。

○会員番号207001 大竹 伸裕氏（郡山市上下水道局次長）

東北地方支部の郡山市です。「問題 1. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について」、提案理由を説明します。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質は、事故から10年以上が経過した現在でも、依然として水道事業運営に多大な影響を及ぼしています。

放射性物質を含む浄水発生土の放射能濃度が8,000Bq/kg を超える指定廃棄物の処理については、放射性物質汚染対処特措法等において、国が最終処分場を確保して進めることとされていますが、それまでの間は、排出者である水道事業者が仮置き保管することとされており、いまだに浄水場等での保管を余儀なくされています。

また、当該事故を原因とする損害賠償については、水道事業者ごとに東京電力ホールディングス株式会社との間で賠償の合意形成が必要となっていることに加えて、放射性物質の流入を防ぐための遮蔽、水道水のモニタリング、放射性物質除去効果のある粉末活性炭処理等、放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていません。

このため、各水道事業者が経済的な負担を負いながら対応している状況にあることから、原因者である東京電力ホールディングス株式会社には、正当な賠償請求全てに対し、誠実かつ速やかな対応が求められます。

よって、浄水発生土の適切な処理等、水道事業を円滑に運営するとともに、国民の不安を一日も早く解消し、健康と安全・安心な生活環境を確保するため、次の事項について万全な対策を早急に講じることを国に対して強く要望します。

- (1) 国及び東京電力ホールディングス株式会社の責任において、放射能濃度が8,000Bq/kg を超える放射性物質を含む浄水発生土について、処分地の確保など速やかに処理を進めること。

- (2) 各水道事業者が放射性物質対策に要したとして請求している費用については全額を速やかに支払うとともに、今後においても、水道事業者ごとに置かれた個別事情を踏まえた必要な追加的費用の賠償を継続するよう、東京電力ホールディングス株式会社に強く働きかけること。
- 以上、会員の皆様の賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

### 〔災害対策関係〕

問題 2. 水道施設の災害対策に対する行財政支援等について

(東北、関東、中部、関西地方支部)

問題 3. 防災・減災、国土強靱化のための持続的かつ安定的な行財政支援について

(東北、関東、関西地方支部)

問題 4. 水道事業における電力確保対策等について

(関東、中部、関西地方支部)

#### ○議長(芳賀水道事業管理者)

続いて、災害対策関係を議題といたします。

災害対策関係には、3件の問題が提出されております。

「問題 2. 水道施設の災害対策に対する行財政支援等について」から「問題 4. 水道事業における電力確保対策等について」まで、中部地方支部の名古屋市より提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○会員番号223001 根崎 徹志氏(名古屋市上下水道局総務部主幹)

中部地方支部の名古屋市です。問題 2、問題 3、問題 4 の 3 件について、提案支部を代表して提案理由を説明します。

まず、「問題 2. 水道施設の災害対策に対する行財政支援等について」です。

水道は国民生活や産業活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震や集中豪雨等の自然災害が発生した場合においても、飲料水など生活に必要な最低限の水を供給することが水道事業者に求められています。

東日本大震災、平成28年熊本地震、令和元年房総半島台風及び東日本台風

等においても、水道施設は甚大な被害を受け、長期間にわたり国民生活に重大な支障を来したことから、災害対策は必要不可欠なものと再認識されたところ です。

こうした中、ハード面では管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化など、ソフト面では国が示す危機管理対策マニュアル策定指針をもとに各種マニュアルの作成とともに訓練の実施を鋭意進めています。

しかしながら、災害対策に要する事業費は水道事業経営に及ぼす影響が非常に大きいところですが、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、財源の全てを水道事業者が負担することのないよう、十分な国の支援が必要です。

よって、地震等、自然災害に対する基本的な水道施設の整備を推進するとともに、被災後の速やかな応急対策及び復興が図れるよう、ハード及びソフトの両面において水道施設の災害対策に対する行財政支援等を国に対して強く要望します。

- (1) 水道施設災害復旧工事（給水装置工事も含む。）を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に規定し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象とするとともに、財政援助のより一層の充実・拡充を図ること。
- (2) 管路のループ化や二重化工事など、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。
- (3) 配水場の場内連絡管の耐震化対策に係る費用を補助対象とするとともに、伸縮可とう管をその対象に含め、複数年にわたる事業にも対応が可能とすること。
- (4) 応急給水用資機材・災害復旧用備蓄資材及び加圧式給水車の整備に係る費用を補助対象とすること。
- (5) 災害救助法の求償対象とする飲料水の供給については、「やむを得ない事情がある場合」等の制約を設けず、柔軟に取り扱うこととし、貯水槽に飲料水を供給するなど、施設での対応や飲料水と生活用水を分割で



きない場合も含め、国と都道府県等で応急給水費用を負担し、その他市町村や料金に転嫁される水道事業者には負担を生じさせないこと。

- (6) 災害からの復興の円滑化に資するため、国、行政部局、水道事業者及び関係団体間における連携強化のための支援体制の構築等に係る措置を検討し講じること。
- (7) 内閣府の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の検討結果を踏まえた、富士山噴火時の国や水道事業者の連携方法及びマニュアルを作成すること。
- (8) 上水道施設災害復旧費補助金の現在給水人口から算定される適用除外限度額を引き下げる等、算定基準の緩和を図ること。
- (9) 災害時において、機動的な予算執行等が可能となる地方公営企業会計制度の仕組みについて検討し対策を講じること。
- (10) 水道施設が甚大な被害を受ける恐れがある「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」等に指定されている地域については、必要な施設整備の財源措置として、普通会計債の防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債を水道事業まで対象を拡大すること。

次に、「問題3. 防災・減災、国土強靱化のための持続的かつ安定的な行財政支援について」、説明します。

国においては、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の水道事業者を対象に、重要度の高い水道施設の災害対応状況について緊急点検が行われ、停電、土砂災害、浸水災害、地震により大規模な断水が生じるおそれがある水道施設に対して、平成30年度から令和2年度の3か年で集中的に緊急対策が推進されました。

また、令和3年度からは引き続き5か年で、これらの対策の加速化・深化等を図るため、水道施設における自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事及び基幹管路の耐震化の加速・深化などを図り、水道施設の耐災害性強化を推進するための施設整備に対しての財政支援が行われています。

しかしながら、当該補助金及び交付金においては、従来どおり資本単価等

の採択基準及び交付対象事業が付されていることから、緊急対策事業を実施するに当たり、この基準等を満たさないと補助対象とならないことに加え、5か年という短期間の財政措置であることから、十分に事業が進まないことも懸念されています。

よって、我が国全体の水道の防災・減災、国土強靱化を図るため、持続的かつ安定的な行財政支援及び採択基準の緩和等、適用要件の拡大を国に対して強く要望します。

- (1) 近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策として、水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策及び水道施設・管路の耐震化について持続的かつ安定的な財政支援を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る採択基準における資本単価等の要件を撤廃又は緩和し、交付対象事業を拡大すること。
- (2) 土砂災害・山地災害・浸水災害等の指定区域から水道施設を移転する場合においても、活用できるよう適用要件を拡大すること。

最後に、「問題4. 水道事業における電力確保対策等について」、説明します。

東日本大震災の影響により電力会社の電力供給力が低下し、平成23年の夏季は電気事業法第27条に基づく電力使用制限令が実施され、平成24年の夏季にも計画停電が準備されるなど、関係する水道事業者においては、自家発電設備の増強運転、ポンプ送水量の減量など、受電量を減らすため、様々な厳しい対応が求められました。

水道は国民の日常生活及び社会経済活動の安定と発展を支える基盤として欠くことのできないものであり、計画停電、電力使用制限の実施、また、自然災害等に起因する大規模停電は、水道水の安定供給に甚大な影響を及ぼします。

よって、安全で安定した水道水の供給を維持するため、水道事業における電力確保対策等を国に対して強く要望します。

- (1) 電気事業法第27条に基づく電力使用制限及び計画停電を実施する際は、水道事業を対象から除外すること。

- (2) 水道用薬品の安定供給体制が確保できるよう、薬品製造メーカーについても、電力使用制限及び計画停電の対象から除外すること。
- (3) 電気料金値上げに関し責任を持って関与し、徹底したコスト削減、経営合理化を図ることなどにより電力料金の再値上げがなされないよう、電気事業者に対する監督・指導を強化すること。
- (4) 停電時に使用する自家発電設備の石油燃料を水道事業へ優先して供給できる体制の整備及び緊急時の輸送手段を確保すること。
- (5) 水道事業に対する再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免割合の見直しを行うこと。
- (6) 電力会社が南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、施設の耐震化及び災害に備えた複数のバックアップ施設の構築を迅速に進められるよう、電力会社に対し、必要な措置を講じること。
- (7) 大規模災害時には、電力会社の停電復旧作業が迅速に完了するよう、電力事業者間の相互応援等、一層の支援体制を構築すること、また、広域的な停電が発生した場合には復旧見込み・影響範囲等の情報を関係者に可能な限り速やかに提供することを電力会社に働きかけること。

以上、会員の皆様方の賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議 長（芳賀水道事業管理者）

ここで、ただ今ご説明いただきました、「I. 防災・減災、国土強靱化」に関連する4つの問題について採決をお諮りしたいと存じます。

これらの問題の処理方法に対するご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

[意見を確認する]

ただ今、Webにてご出席の豊橋市より挙手がありました。

画面が切り替わりましたら、“ミュートの解除”“ビデオの開始”をしていただき、ご発言をお願いします。

○会員番号223002 牧野 正樹氏（豊橋市水道事業及び下水道事業管理者）

中部地方支部の豊橋市です。ただいま上程されました、「問題1. 放射性

物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について」から「問題4. 水道事業における電力確保対策等について」の4題の問題につきまして、賛成の立場から一括して動議を提出いたします。

まず、「問題1. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について」ですが、この問題は、発生から10年以上が経過した現在においても、水道事業者にとって喫緊の課題であると認識しています。特に、指定廃棄物として長期の保管を余儀なくされている浄水発生土の適切な処理を速やかに実施することは、健康と安全・安心な生活環境を確保する上で大変重要であると考えております。また、放射性物質対策に要した費用は、その全額を原因者が負担するべきであり、確実な損害賠償を望むものです。

次に、「問題2. 水道施設の災害対策に対する行財政支援等について」です。東日本大震災はじめ、平成28年熊本地震や平成30年大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など、近年発生した大規模地震による水道施設の被害は甚大であり、長期間にわたり市民生活や都市活動に重大な支障を来しました。また、毎年のように各地で発生している豪雨災害においても、水道施設への被害が数多く報告されております。このようなことから、水道事業者には水道施設の老朽化対策や耐震化はもとより、災害時に必要とされる応急給水用資機材等の整備など、被害が生じた際に迅速かつ円滑に対応できる体制を構築することが求められております。これらの取組は水道事業経営に及ぼす影響が大きい一方で、広く地域防災機能強化に寄与するものであることから、必要となる財源の全てを水道事業者が負担するものではなく、国庫補助制度の採択基準の緩和や、補助率の引き上げなどの財政支援はもとより、関係団体間の連携強化のための支援体制の構築等が、国により行われることが不可欠と考えております。

次に、「問題3. 防災・減災、国土強靱化のための持続的かつ安定的な行財政支援について」です。大規模な断水が生じるおそれのある水道施設に対

して、平成30年度から3か年で緊急対策が集中的に実施され、令和3年度からは引き続き5か年でこれらの対策の加速・深化を図ることとされています。これらの緊急対策に対する財政支援を受けるためには、採択基準における資本単価等の基準を満たさないと補助対象にならず、また、短期間の財政措置であるため、事業が十分に進まないことも予想されることから、さらなる実施を進めていくためには、国に対し採択基準の要件緩和等を求めていく必要があります。

最後に、「問題4. 水道事業における電力確保対策等について」は、近年頻発している自然災害等に起因する大規模停電の発生により水道水の安定供給に甚大な影響を及ぼし、国民生活に大きな支障を来したことから、広域的な停電が発生した場合には電力会社に対して可能な限り速やかに復旧見込みや影響範囲等の情報を関係者に提供するよう働きかけるほか、災害に備えたバックアップ施設の構築を迅速に進められるよう、国に対して強く要望していく必要があります。

こうした問題は、全ての水道事業者に共通する緊急かつ重大な課題であることから、国、さらには国から関係機関への積極的な働きかけをお願いしたく、ここに動議を提出するものです。

会員の皆様におかれましては、提案の趣旨をご理解の上、賛同賜りますようお願いいたします。

#### ○議 長（芳賀水道事業管理者）

ただ今、豊橋市より動議が提出されました。

動議の主旨は、問題1から4はいずれも重要な問題であるので関係当局に強く陳情すべきである、という内容です。

つきましては、これらの提案を採択するとともに、陳情の時期や方法等についてはすべて運営会議に付託することとしてご異議ございませんか。

[了承を得る]

それではご異議無しと認め、そのとおり決定いたします。

## Ⅱ. 水道の基盤強化

### 「新型コロナウイルス感染症関係」

問題5. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について

(関東、関西地方支部)

#### ○議長 (芳賀水道事業管理者)

次に、「Ⅱ. 水道の基盤強化」、新型コロナウイルス感染症関係の問題を議題といたします。

「問題5. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について」、関東地方支部の横浜市より提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○会員番号214001 丹羽 隆氏 (横浜市水道局総務課課長補佐 (庶務係長))

関東地方支部の横浜市です。「問題5. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について」、提案支部を代表して提案理由を説明します。

新型コロナウイルス感染症については、昨年4月以降、今年の9月末まで度々「緊急事態宣言」が発出され、商業施設や宿泊施設を中心とした民間企業等では臨時休業や営業時間の短縮等に努めてきたところです。こうした社会経済活動の停滞に伴い、各水道事業者の水道料金収入は大きく減少し、事業経営への影響は避けられない状況です。

こうした中、国からは当面の資金繰り支援として「公営企業における特別減収対策企業債」の発行を措置することや、水道事業者が水道料金を減免する場合、一般会計等から公営企業会計への繰出に対して「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象とすることが示されています。

現在、感染者数は減少傾向にありますが、依然として予断を許さない状況であり、今後も影響の長期化が見込まれます。水道事業を安定的に運営するため、新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業への適切な支援について、次のとおり国に対して強く要望します。

(1) 公営企業における特別減収対策企業債について、資金不足が見込まれ

る場合に限定することなく減収分を発行対象とするなど発行要件の緩和を図り、必要な財政措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した水道料金収入に対し、必要な財政措置の拡充を図ること。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る水道料金の減免措置を行った結果、料金回収率の下がった水道事業者に対して、生活基盤施設耐震化等交付金等の採択基準を緩和すること。

以上、会員の皆様の賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

#### 〔補助関係〕

問題6. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

(北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部)

問題7. 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立について

(東北、関東、中部、関西地方支部)

問題8. 簡易水道事業統合等に対する財政支援について

(東北、関西、中国四国、九州地方支部)

問題9. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

(関東、関西地方支部)

#### ○議長（芳賀水道事業管理者）

続いて、補助関係を議題といたします。

補助関係には4件の問題が提出されております。

「問題6. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について」から「問題9. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について」まで、関西地方支部の大阪広域水道企業団より提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○会員番号227503 松村 博幸氏（大阪広域水道企業団経営管理部危機管理課長）

関西地方支部の大阪広域水道企業団です。問題6から問題9の4件について提案理由を申し上げます。

まず、「問題6. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について」説明します。

水道事業者は、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、より信頼性の高い水道の整備・運営に努めているところです。

特に、地震等の災害に対して強靱な水道施設を整備するため、耐震化の推進及び老朽施設の更新・再構築に全力を傾注しているところであり、加えて、水道を取り巻く環境の変化や一層多様化する水道使用者のニーズへの対応が求められています。

また、病原微生物・有害化学物質等の新たな水質問題に対応した水質管理体制の強化、施設の整備、並びに安定的な水源の確保への取組を実施することが、喫緊の課題となっています。

さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少する中、改正水道法を踏まえ、水道の基盤強化が求められています。

これらの事業の推進並びに課題の解決には多額の資金が必要であり、国の持続的かつ安定的な財政支援が不可欠であります。

よって、これらの事業の円滑かつ確実な推進に向けて、水道事業に対する予算を十分に確保するとともに、財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望します。

#### 【水道水源開発等施設整備費】

- (1) 水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費において次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価要件等の撤廃又は緩和、補助対象事業・施設の拡大及び補助率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、補助対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。

- ① ダムの大規模改修事業を補助対象に加える。



## 【生活基盤施設耐震化等交付金】

- (1) 緊急時給水拠点確保等事業のうち、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。
  - ① 基幹水道構造物の耐震化事業において、交付対象事業費の算定基準の見直しを図るとともに、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても交付対象とする。
  - ② 重要給水施設配水管において、水道料金等に係る採択基準を撤廃するとともに、令和元年度補正予算で拡充された緊急対策に係る配水管への財政支援を継続する。
- (2) 水道管路耐震化等推進事業のうち、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。
  - ① 老朽管更新事業において、水道料金に係る採択基準を撤廃又は緩和する。  
また、布設後20年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする。
  - ② 水道管路緊急改善事業において、採択基準における水道料金、給水収益に占める企業債残高等の指標値を撤廃又は緩和するとともに、長期的な更新計画を策定し、計画的な更新事業を実施する水道事業者を全て交付対象とする。  
また、布設後20年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする。
  - ③ 鉛管更新事業において、交付対象に給水管の更新事業を加える。
- (3) 水道事業運営基盤強化推進等事業のうち、広域連携がより促進されるよう、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価及び人口要件等の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引

き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。

- ① 水道広域化推進プランに基づき実施する広域化の取組も交付対象とする。
  - ② 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、事務所の統合整備及び水平統合だけでなく垂直統合も含めた広域化が促進されるよう老朽化施設の更新・耐震化についても交付対象とする。
- (4) 水道施設再編推進事業について、複数の末端給水を行う水道事業者の施設を廃止して用水供給事業者の施設を増強（バックアップのための送水施設等を含む。）する施設の再構築を行う場合の費用を対象とするとともに、資本単価や施設廃止数の要件を緩和し、廃止のみの事業も対象とすること。
  - (5) IoT活用推進モデル事業において、小規模事業者及び地理的に隔絶された集落を抱える事業者に対しては、IoTやAIなどを活用した施設運転の自動化やスマートメーター導入等による事業効率化が有効な方策となるため、必要とする事業者が補助対象となるよう、採択条件を緩和するとともに、採択基準を明確にし、今後も先端技術に対する財政支援を積極的に図ること。
  - (6) 電気計装設備、水質分析機器、監視制御設備等、比較的耐用年数の短い設備更新及び浄水場の設備改修に対する交付金制度を創設すること。
  - (7) アセットマネジメントに基づき資本費の抑制に努めている水道事業者、経年施設を多く有する水道事業者に重点的に措置される補助制度とすること。
  - (8) 資本単価算定の際の有収水量について、今後の水需要の減少傾向を反映した経営戦略等の最新の推計値の使用も可能とすること。
  - (9) 生活基盤施設耐震化等交付金等に係る事業について、ゼロ債務負担行為の活用を可能とすること。
  - (10) 全国一律に適用される施設基準等について、必要性・合理性を検証し、地域の実情に応じて柔軟に事業運営できるよう地方の裁量を拡大すること。

次に、「問題7. 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立について」、説明します。

水道事業者は、これまで増加する水需要に対応し、安全で安定した水道水の供給を確保するため、施設能力の増強及び基幹施設の整備を進めてきました。

これら施設には、水需要が急増した昭和30年代から40年代にかけて建設されたものが多く、現在では、建設後相当年数を経過し、老朽化が進んでいることから、その多くが更新の時期を迎えています。

更新・再構築に当たっては、人口減少等による水需要の減少を踏まえた施設規模の適正化、地震等の自然災害に対して強靱な水道施設の整備、病原微生物・有害化学物質等の新たな水質問題に対応した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備など、緊急かつ重要な課題への対応に加え、改正水道法を踏まえ、水道の基盤強化が求められています。

しかしながら、これら課題等の対応を踏まえた施設の長寿命化事業、更新・再構築事業、並びに広域連携による施設の統廃合とこれに併せたバックアップ機能強化を図る事業等には、莫大な事業費を要する一方で、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を水道事業者が独自で負担することは、事業経営に及ぼす影響も大きく、老朽化した水道施設の更新・再構築等を早急に推進することは極めて困難な状況となっています。

また、令和2年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されましたが、対象事業は、限定的なものです。

さらに、既存施設の共同化において、補助対象財産の共同化にあたって施設の有償譲渡や有償貸付等を行う場合には、各省庁の財産処分規定に基づき補助金等の国庫納付が必要となり、施設の再編成による広域連携の推進に影響を及ぼしかねません。

よって、水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立を国に対して強く要望します。

(1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道施設の長

寿命化事業、更新・再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や大規模災害時の撤去事業を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。

- (2) 広域連携により近隣水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）と連携し、施設の統廃合とこれに併せたバックアップ機能強化を図る事業に対し、制度的支援を確立すること。
- (3) 導・送水管の更新に係るバイパス管等の整備に対する財政支援制度を創設すること。
- (4) 水道施設の更新・再構築に備え、必要な更新資金をストックするためのルール化を図ること。
- (5) 既存施設の共同化に伴う補助対象財産の財産処分について、承認条件の見直しを図ること。

次に、「問題8. 簡易水道事業統合等に対する財政支援について」、説明します。

簡易水道事業の多くは、過疎地域や中山間地域・離島など地理的条件から施設の効率化には限界があり、また、既存施設の老朽化や水源の枯渇、水質悪化等の問題も山積し、運営基盤は脆弱なものとなっています。

こうした中、国からは、既存の上水道事業の給水区域からの移動距離（道路延長距離）が原則として10km未滿の地域にある簡易水道事業を統合する方向で指導がなされ、水道事業者は統合を鋭意推進しているところですが、地理的条件から上水道への施設統合ができず、経営のみを統合するソフト統合となり、経営の効率化や運営基盤の強化等につながらない状況もあります。

さらに、簡易水道事業の多くは、国の財政支援や一般会計からの繰入れ、簡易水道事業債等を主な財源としてかろうじて収支均衡を保っており、こうした簡易水道事業を統合することは、独立採算制を基本としている上水道事業の健全な経営に支障を来す恐れがあります。

よって、上水道事業及び簡易水道事業の健全な経営を図るため、簡易水道事業統合等に対する財政支援を国に対して強く要望します。

統合により上水道事業が負担することとなる旧簡易水道施設の整備費等に

ついて、引き続き簡易水道事業繰出基準と同等の繰出基準を適用する等、必要な財政支援を図るほか、次の事項を実現すること。

- ① 統合前の簡易水道の建設改良に要する繰出金について、旧簡易水道事業債の元利償還金に係る交付税措置は、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたって維持する。
- ② 旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金については、統合後6年目以降も減額することなく継続され、11年目以降も継続する。
- ③ 簡易水道等施設整備費の採択基準の緩和及び補助率の引き上げを図る。
- ④ 旧簡易水道事業区域で実施する建設改良事業に充てる企業債元利償還金の2分の1が地方公営企業繰出制度の対象となったが、この繰出しに対する財源は一般財源と特別交付税であり、設置自治体の財政負担増大が懸念されることから、負担軽減のための制度改善を行う。

次に、「問題9. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について」、説明します。

環境省では、平成25年度から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を行っており、その補助対象事業には、厚生労働省連携事業「上水道システムにおける省CO<sub>2</sub>促進モデル事業」として再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設等を整備する場合に補助金を交付しています。

この補助金は、非営利法人が補助事業者（執行団体）として環境省から一旦交付を受け、補助事業者（執行団体）が設置する委員会において審査を行い、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制のための技術等を導入する事業に対して交付される仕組みとなっていますが、その審査の基準については、前年度の審査項目及び観点のみが示され、採択条件については不明確なものとなっています。

また、単年度事業では、契約手続きや事業の工期等を考慮した場合、補助金の交付決定から事業を完了させるまでの期間が約5～6か月と短期間なることから、補助金を断念せざるを得ないこともあります。

さらには、2か年の事業の場合、1年目に出来高のないものは補助対象として認められないなど、制約が多い制度運用となっています。

加えて、近年はPPP手法の導入による民間企業のノウハウを活用した浄水場等の更新を行う事例が増加していますが、PPP手法は複数年にわたる整備事業の工事請負契約を当初に一括して締結するため、対象となる施設・設備の工事は契約後数年を経てからとなる場合が多く、補助金の交付を受けるには課題の多い制度となっています。

水の移送等に多大なエネルギーを要する水道事業における地球温暖化対策が社会的な要請となっている一方で、水道事業者は老朽施設の更新や耐震化に多額の費用が必要となり、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入まで手が回らないのが現状です。

よって、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望します。

- (1) 対象事業が採択されるための条件をより具体的に要領等に明記するとともに、対象事業の範囲の拡大及び採択条件を緩和すること。
- (2) 補助対象事業として工事発注を行えるよう、公募時期を早めるとともに、早期に交付決定を行うこと。
- (3) 2か年や複数年次に亘る事業となる場合にも、弾力的な運用が可能となる補助制度を確立すること。

以上、会員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 「起債・繰出関係」

問題10. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について  
(北海道、関東、中部、関西、中国四国地方支部)

問題11. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活  
について

(北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部)

○議長（芳賀水道事業管理者）

続いて、起債・繰出関係を議題といたします。

起債・繰出関係には、2件の問題が提出されております。

「問題10. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について」並びに「問題11. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について」、北海道地方支部の札幌市より提案理由の説明をお願いいたします。

○会員番号201014 高棹 則嗣氏（札幌市水道局総務部長）

起債・繰出関係に係る「問題10. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について」及び「問題11. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活等について」の2題につきまして、代表して提案理由を説明させていただきます。

まず問題10につきまして、水道事業においては、安全で良質な水道水の安定供給を確保するため、施設の建設・改良に多額の資金を必要とし、この財源の多くを起債に依存せざるを得ないことから、その元利償還金は水道財政を圧迫しており、水道事業の健全な経営に大きな影響を及ぼしていることに加え、人口減少社会においては、現行制度では自らの努力だけでは経営を維持することが困難な水道事業者が増加することが予想されています。

今後も安全で安定した水道水の供給を確保するためには、水源開発を始め、老朽化した施設の更新、再構築事業や震災対策事業の推進等、施設の整備、さらには、広域連携の推進が不可欠であり、これに要する巨額な資金もまた起債に依存せざるを得ない実状にあります。

また、地方公営企業繰出制度については、毎年度、総務省において、一般会計からの公営企業会計への繰出に関する基本的な考え方を示し、地方公営企業法に定める経営に関する基本原則の堅持と経営基盤の強化を図ることとしています。しかしながら、この繰出基準に沿った事業に係る経費であっても、実際の繰出金の拠出は一般会計の財政状況によって左右されることが多く、必ずしも制度の主旨が保たれているとは言い難い状況にあります。

一方、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年

4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、令和元年度から森林環境贈与税の地方公共団体への譲与が開始されました。次世代に豊かな水源林を引き継いでいくために水道事業の担う水源林保全への理解促進や住民参加による植林活動などの水源涵養に係る取組は、極めて公益性の高い事業であり、まさに森林環境譲与税の使途に謳われている活動内容にも通じているものがあります。

また、災害復旧に係る経費について、自然災害による水道料金収入の減少や復旧経費の増加は、水道事業の経営基盤に与える影響が多大であることに加え、近年は台風や集中豪雨などによる風水害なども多発していることから、水道事業単独での経営努力により賄いきれるものではありません。そのため、災害の規模や対象となる経費を明確にした上で、当該経費の一部について一般会計等において負担すべきであると考えます。

さらに、福祉減免に係る経費について、地方公共団体における社会配慮として実施する福祉施策等である水道料金の低料金制度、減免措置などは、地域の特性に応じて一般会計等が実施する福祉施策にはかならず、独立採算を旨とする公営企業の水道料金収入で負担する性質のものではないことから、当該経費の全部について一般会計等において負担すべきであると考えます。

加えて、小規模集落への給水に係る経費について、近年、多くの地域において集落の小規模化や高齢化の進行が見られる中、少数の需要者のために、多大な水道施設整備・更新費用をかけることは、費用対効果の面からも水道事業者にとって大きな負担となっていることから、当該地域への給水に必要な水道施設の建設改良事業に要する経費の一部について一般会計等において負担すべきであると考えます。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰化を抑制するため、地域の実情等を踏まえ、起債の融資条件等を改善するとともに、地方公営企業繰出制度における繰出基準の緩和及び対象事業の拡充等を国等に対して強く要望するものであります。

起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度における実効性の強化、安



全対策事業、高料金対策等における繰出基準の緩和及び対象事業の拡充を図るほか、次の事項を実現すること。

- ① 政府資金などによる安定した資金調達機能を維持するとともに、起債に係る利率の更なる引き下げを図る。
- ② 一般会計出資債に係る地方交付税措置を拡充する。
- ③ 浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業について、耐用年数を経過した施設の更新・改築事業を対象とする。
- ④ 浄水場・管路等の更新事業、浄水施設覆蓋整備事業、既存施設の撤去事業並びに自己水源の一部を用水供給事業に転換するための施設整備事業を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑤ 水道事業が担う水源涵養に係る取組を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑥ 大規模地震や自然災害の災害復旧に要する経費を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑦ 社会的配慮として実施する福祉減免に要する経費を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑧ 山間部や離島などにおける小規模集落への給水に要する経費を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑨ 消火栓設置に伴う水道管路の維持管理費用等について、明確な算定基準を示し、着実な一般会計からの繰出を図る。

つづきまして、「問題11. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活等について」、提案支部を代表いたしまして提案理由を説明させていただきます。

水道事業者は起債を主な財源として水道施設の整備拡充を行ってきたため、その元利償還金が水道事業にとって大きな負担となっており、特に過去に借り入れた高金利既往債が、この負担を大きくしているところです。

こうした状況の中、繰上償還については、政府資金は平成19年度から3年間、旧公営企業金融公庫資金は平成19年度から2年間、一定の経営改革を実

施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられました。さらに、平成22年度から平成24年度の3年間についてもその制度の継続がなされ、財政上の負担の軽減につながる非常に有用な制度になったところです。

なお、平成25年度に限り、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとされましたが、対象となる資金は年利率4%以上の旧公営企業金融公庫資金のみと限定的なものでした。

また、平成30年度からは、令和3年度までの時限措置として、一定の要件を満たした地方公共団体に限り、補償金免除繰上償還が制度化されておりますが、これも限定的なものとなっております。

したがって、水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、広く活用できる公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活等を国等に対して強く要望するものです。

(1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。

なお、制度の復活に際して、次の要件を緩和するとともに、手続きを簡素化する。

- ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等の要件を緩和する。
- ② 対象となる公営企業債の範囲を拡大し、年利率5%未満の企業債についても対象とする。
- ③ 貸付日の条件により対象外となった年利率5%以上の企業債について、優先的に繰上償還を実施する。
- ④ 繰上償還を行った財政融資資金の対象となっている事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃する。
- ⑤ 制度利用に当たって必要な財政健全化計画の策定及び申請手続きの簡素化を図る。

(2) 公営企業借換債制度を復活すること。

なお、制度の復活に際して、次の要件を緩和するとともに、手続きを簡素化する。

- ① 年利率3%以上の企業債を対象とする。

② 償還年限については、施設の耐用年数に応じた延長を可能とする。

③ 民間等資金だけではなく、政府資金による借換債の発行を可能とする。

以上2題につきまして、会員の皆様方のご賛同をたまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（芳賀水道事業管理者）

ここで、ただ今ご説明いただきました、「Ⅱ. 水道の基盤強化」に関連する7つの問題について、採決をお諮りしたいと存じます。

これらの問題の処理方法に対するご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

[意見を確認する]

ただ今、Webにてご出席の、大津市より挙手がありました。

画面が切り替わりましたら、“ミュートの解除”“ビデオの開始”をしていただき、ご発言をお願いします。

○会員番号225001 山田 透氏（大津市企業局施設部施設事業長）

関西地方支部の大津市でございます。ただいま上程されました「問題5. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について」から、「問題11. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について」の7題の問題につきまして、賛成の立場から一括して動議を提出させていただきます。

まず、「問題5. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について」に関してですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済活動が停滞するなか、各水道事業者の水道料金収入は大きく減少し、事業経営への影響は避けられないのが現状であります。また今後も引き続き経営への影響が考えられることから、安定的な水道事業を運営するためには、特別減収対策企業債の発行対象要件及び生活基盤施設耐震化等交付金等の採択基準の緩和等を求めるなど、新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業への適切な支援を国に対して要望する必要があると考えます。

次に、「問題6. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について」に関してですが、耐震化対策や老朽施設の更新・再構築などの事業を推進するためには、多額の資金が必要であることから、財政予算の十分な確保並びに財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して要望する必要があると考えます。

次に、「問題7. 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立について」に関してですが、施設の更新・再構築には、莫大な事業費を要する一方で、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を水道事業者が独自で負担することは、事業経営に及ぼす影響も大きく、生活基盤施設耐震化等交付金において、令和2年度に水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業が限定的であることから、新たな財政支援体制等の確立を国に対して要望する必要があると考えます。

次に、「問題8. 簡易水道事業統合等に対する財政支援について」に関してですが、簡易水道事業の多くは、過疎地域や中山間地域・離島など、地理的条件から施設の効率化には限界があり、上水道への施設統合が困難であります。さらに、簡易水道事業を統合することは、独立採算制を基本としている上下水道事業の健全な経営に支障を来するおそれもあることから、簡易水道事業統合等に対する財政支援を国に対して要望する必要があると考えます。

次に、「問題9. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について」に関してですが、補助金については、採択条件について不明確なものとなっており、単年度事業においては、交付決定から事業完了までの期間が短期間であり、補助金の積極的な利用につながらない場合があるのが現状であることから、採択条件の明確化、対象事業の拡大及び採択条件の緩和など、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して要望する必要があると考えます。

次に、「問題10. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について」に関してですが、安全で安定した水道水の供給を確保するためには、老朽化施設の更新・再構築事業及び震災対策事業の推進並びに、施設の

整備等には巨額な資金を必要とします。その財源は、起債に依存せざるを得ない実状にあることから、起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充が必要となると考えます。

最後に、「問題11. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について」に関してですが、過去に実施された公的資金補償金免除繰上償還については、財政上の負担軽減につながる非常に有効な制度であり、今後水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、広く活用できる当制度の復活を国に対して強く要望する必要があると考えます。

これら7題の問題に関しましては、本総会に参加しておられます会員の総意として関係機関に強く要望していただきますよう動議を提出するものでございます。

会員の皆様方におかれましては、提案の趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議 長（芳賀水道事業管理者）

ただ今、大津市より動議が提出されました。

動議の主旨は、問題5から11はいずれも重要な問題であるので、関係当局に強く陳情すべきである、という内容です。

つきましては、これらの提案を採択するとともに、陳情の時期や方法等についてはすべて運営会議に付託することとして、ご異議ございませんか。

[了承を得る]

それではご異議無しと認め、そのとおり決定いたします。

○議 長（芳賀水道事業管理者）

ここで、休憩といたします。

なお、会議の再開は、3時10分からといたします。

[休憩]

### Ⅲ. 安定・安全の確保

#### 「水源関係」

問題12. 安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の推進について

(関東、九州地方支部)

問題13. 水利権制度の柔軟な運用について

(東北、関東、関西地方支部)

問題14. 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針への対応について

(関東、九州地方支部)

問題15. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について

(東北、中部、関西地方支部)

#### ○司 会 (千秋総務課長)

まもなく会議を再開いたしますので、皆様ご着席をお願いします。

ここで、厚生労働省の名倉様が到着されましたので、ご紹介いたします。

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長の名倉様です。本日は、宜しくお願  
いします。それでは議長よろしくお願ひします。

#### ○議 長 (芳賀水道事業管理者)

では、会議を再開します。

「Ⅲ. 安定・安全の確保」、水源関係の問題を議題といたします。水源関  
係には4件の問題が提出されております。「問題12. 安定水源の確保及び水  
源施設における堆積土砂対策等の推進について」から「問題15. 特定多目的  
ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について」まで、関東地方支部  
の神奈川県内広域水道企業団より提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○会員番号214501 廣井 孝充氏 (神奈川県内広域水道企業団建設部電機課長)

関東地方支部の神奈川県内広域水道企業団です。会員提出問題12、問題  
13、問題14、問題15の4件について、提案支部を代表して提案理由を説明い  
たします。

まず、「問題12. 安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の  
推進について」、提案理由をご説明いたします。

水道の根幹的使命の一つである安定給水確保のためには、安定した水源を担保する水源施設の存在が不可欠ですが、その建設には長期にわたる期間と多額の整備費を要します。このため、計画的かつ効率的な水源開発の推進が強く求められるとともに、整備されたダム等を良好な状態で管理運営することが必要です。

こうした中、ダム上流域においては、多くの地域で森林の荒廃が問題となるとともに、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が困難な状況にあります。さらに、近年頻発している豪雨災害により、ダムにおける堆積土砂は全国的な課題となっています。

また、水循環基本法の枠組みの中で策定される流域水循環計画の事業の推進により、適正な水循環の実現及び水資源の保全を図ることも強く求められています。

よって、安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の推進を国に対して次のとおり強く要望するものです。

- (1) ダムにおける堆積土砂対策事業に対する国庫補助制度を復活すること。また、豪雨災害等で治水効果を発揮したダムに堆積する土砂については、治水・利水の用途に関わらず災害復旧事業の対象とするなど、財政上必要な措置を講じること。
- (2) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の明確化等を図るなど、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。

続きまして、「問題13. 水利権制度の柔軟な運用について」、提案理由をご説明いたします。

河川法では、申請者の水需要に見合った水利権が許可されるのが原則となっていますが、全国的な給水人口の減少傾向、節水機器の普及や節水意識の浸透などにより、給水量の減少が予想されるため、今後、水利権が見直しされることも懸念されます。

許可水利権を得ている水道事業者にとって、水利権は水道事業経営の根幹

をなすものであり、既得の水利権水量を安定給水のための施設整備や水運用の前提としています。

多くの水道事業者は水利権を確保するため、ダム建設等に多額の費用を投じ、それを最終的には水道使用者の料金から回収しており、水利権は、いわば水道使用者の財産とも言えるものです。

また、水利権は厳格な手続きを踏んで許可されることから、河川法に基づく水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていません。

地震等の災害や大規模な水質事故などの発生時には、社会経済的な損失の大きい減断水を回避するため、河川管理者においても河川法の原則の範囲で配慮がなされているところですが、緊急時には、特に水道事業者間における水融通が有効な方策と考えられるとともに、連絡管等により他の水道事業者と接続されている場合、減量または廃止される水利権の一部を他の水道事業者が活用することが可能となれば、水質リスクの低減、水量の安定化、運用の効率化においても有効な方策になり得ます。

さらに、広域連携の一施策としての施設の共同設置・共同利用、上流取水の促進という観点において、施設規模の縮小や統廃合に伴い、同施設に水利権の減量又は廃止が生じる場合に、その減量等がされる水利権を他の水道事業者が活用することができれば、広域化の推進による経営基盤強化への効果が期待できます。

加えて、広域連携の形態が多様化することに関連して、水利権の問題も複雑化し、水道法に基づく事業認可や河川法に基づく流水の占用許可等、給水量及び給水区域と水利権等の関係等の諸課題も発生してくることが予想されます。

よって、水利権制度の柔軟な運用を国に対して次のとおり強く要望するものです。

- (1) 水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得したダム使用权などに水道水源や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いでの「水利権の減量」がなされないよ



う配慮すること。給水人口の減少及び広域連携の一施策としての施設の共同設置・利用等に伴う水道施設の規模縮小や統廃合をせざるを得ない場合にも、水質リスクの低減、水量の安定性、運用の効率性を踏まえたりリスク管理型の水の安定供給のために既存の水利権の活用が十分に図られるよう配慮すること。

- (2) 渇水時のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。
- (3) 水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップ分を考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合に、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。
- (4) 水道事業者の広域連携の推進による水利権制度等の諸課題に対し、制度上の柔軟な運用を図ること。

続きまして、「問題14. 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針への対応について」、提案理由をご説明いたします。

令和元年東日本台風等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとされ、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が定められました。この基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、治水協定の締結、工程表等の各施策について具体的な検討が行われ、国管理の一級水系について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度から一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととされました。運用方法などの基本的事項については、令和3年7月に出された国土交通省の事前放流ガイドラインに定められており、事前放流による利水容量が従前と同等に回復しない場合において、取水制限の新たな発生や、その期間の延伸及び取水制限率の増加に伴い、発生する利水事業者の広報等

活動費用及び給水車出動等対策費用の増額分が補填されることになっていますが、これらの対応は水道用水供給事業者から受水する水道事業者も行うこととなります。

水道事業者及び水道用水供給事業者は、これまでも水源確保のため、ダム開発事業に参画し、安定給水の確保に努めてきた結果、水道水が国民生活のみならず、社会経済活動を支える重要インフラとして広く定着してきたところ です。

近年、気候変動の影響による水害の激甚化により、流域に暮らす方々の安全確保が急務となっています。一方で、降雨の期間が集中するなどして、河川の利水安全度の低下が見られるなど、ダムの貯留機能を最大限に活用した利水運用も余儀なくされているのが現状です。

こうしたことから、治水協定や事前放流ガイドラインについて、損失補填や費用負担等、改善に向けた協議の場を関係省庁等と行えるよう調整するとともに、人命優先の観点から洪水調節機能の拡大に最大限協力しつつも、事前放流により水不足等の実害が生じないように、安定給水確保のための基本方針への対応について、国に対し、次のとおり強く要望するものです。

- (1) 治水協定や事前放流ガイドラインについて、損失補填や費用負担等、改善に向けた協議の場を関係省庁と行えるよう調整すること。
- (2) 事前放流の実施後に、貯水池の水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となる場合に備え、代替水源として河川維持流量の一時的な転用を可能とするなど、実害が生じないように河川管理者が予め対応策を定めておくこと。
- (3) 治水協定の締結者には、農業用水利用者等のダムに権利を持たない利水者が含まれないことから、ダムからの補給による水利用が困難となる恐れが生じた場合は、河川管理者が関係利水者間の水利調整を行うこと。
- (4) 事前放流後に水位が回復しなかった場合の損失補填の対象に用水供給事業者から受水する水道事業者を加えるとともに、利水者に特別な負担が生じた場合に備え、事前放流ガイドラインにおいて、現在、損失補填

制度対象外となっているダムや関連費用についても、国の責任において適切に対応すること。

続きまして、「問題15. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について」、提案理由をご説明いたします。

多くの水道事業者では、特定多目的ダム建設事業に参画し、安定的に取水するための許可水利権を取得しています。

しかしながら、特定多目的ダム事業の参画には、膨大な建設費用の負担に加え、ダム完成後は、特定多目的ダム法第33条の規定に基づきダムの維持管理等に要する負担金及び同法第35条に基づきダムの所在市町村への交付金を支払うための納付金の負担を強いられるため、厳しい水道事業財政をさらに圧迫するものとなっています。

よって、特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減を国に対して次のとおり強く要望するものです。

- (1) 特定多目的ダム法第33条に定めるダムの維持管理等に係る負担金の軽減を図ること。
- (2) 特定多目的ダム法第35条に定めるダムの所在市町村への交付金に係る納付金の利水者負担額の軽減を図ること。

以上になります。会員の皆様におかれましては、提案の趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

## 「水質関係」

問題16. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について

(関東、九州地方支部)

### ○議 長 (芳賀水道事業管理者)

続いて、水質関係を議題といたします。

「問題16. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について」、九州地方支部の北九州市より提案理由の説明をお願いいたします。

○会員番号240001 徳原 賢氏（北九州市上下水道局水道部水質試験所長）

九州地方支部の北九州市でございます。「問題16. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について」提案支部を代表いたしまして、提案理由をご説明させていただきます。

水道事業者は、常に安全で良質な水を安定して供給するという使命を果たすため、水道水源の水質保全や水質事故の防止については、日頃より細心の注意を払っております。水源で水質汚染事故が発生すれば、取水停止や水源系統切替え、さらには摂取制限や給水停止等を余儀なくされる場合もあり、住民の生活に多大な影響を及ぼすことが考えられます。

これまで、水道水の水質基準の改正はもとより、環境基準、排水基準などが強化され、水道水源の水質保全に関する法律が整備されました。しかし、水源水質汚染事故は依然として発生しており、生活雑排水の流入や富栄養化に伴うかび臭、工場排水の影響による異臭味の発生、さらには、規制対象外の物質が浄水処理工程で水道水質基準物質に変化するなど多大な影響を被っている状況にあります。

PFOSやPFOA等の新たな物質が着目される中、これらは水道事業者にとっては重大な危害因子であり、浄水処理に多大な影響を与えるだけでなく、水道水に対する信頼性の低下や処理コストの増加などの大きな要因となっています。

水源水質の問題は広域のかつ専門的な内容であることから、国が水源保全について一層の規制強化を図るとともに、水質事故の発生防止や水源の水質改善に対してより具体的な対策を実施することが必要と考えます。

よって、次のとおり国に対して強く要望するものであります。

**【規制・基準関係】**

- (1) 水道原水を取水するダムや河川の上流域における産業廃棄物処分場等の建設に対し、規制を強化すること。
- (2) 水道水源における農薬類など人の健康に影響を及ぼす項目やかび臭原因物質、浄水処理対応困難物質などの水道水質管理に影響を及ぼす項目

について環境基準及び排水基準を早急に設定すること。また、シアン化合物など排水基準において有害物質として設定されている項目について規制を強化すること。

- (3) 水道水源に着目した農薬の適正使用に関する規制等の施策について、引き続き強化・充実に努めるとともに、使用実態に関する情報の提供に引き続き配慮すること。
- (4) 水道水源の富栄養化防止のため、引き続き、窒素、リンの排水規制を強化するとともに、監視体制の確立に努めること。
- (5) トリクロロエチレンなどによる水道水源の地下水汚染の原因を詳細に調査し、工場・事業場由来の汚染に対しては監視・指導を強化すること。
- (6) ホウ素及びその化合物の水質基準値については、WHO 飲料水水質ガイドライン改定状況を含め常に最新の知見及び安全性確保の視点を持ちつつ見直しを図ること。
- (7) 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について、各水道事業者等が統一した見解をもって対応できるよう、給水継続に係る判断基準となるガイドラインを示すこと。
- (8) 「浄水処理対応困難物質」等の健康への影響が予想される項目について、化学物質の管理強化として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善促進に関する法律」による PRTR 制度特定化学物質への指定拡大等を行うこと。

#### 【事業実施関係】

- (1) 良質な水道原水が確保できるよう生活雑排水対策の推進等による水質保全対策を強化するとともに、水源河川流域の下水道・合併処理浄化槽・し尿処理施設・農業集落排水整備事業の推進及び処理の高度化を図り、当面は、アンモニア態窒素の硝化促進など、既存の下水道処理施設の運用による対策の推進を図ること。
- (2) 畜産業における排水のクリプトスポリジウム等に対する効果的な処理方法に関する研究・開発を進め、公共用水域へ排水する畜産由来の汚水

に係る排水処理施設整備を推進すること。

- (3) 水道原水を汚濁河川の直接的な影響から守るため、水道事業者の取水地点よりも下流に汚濁河川水を導く流水保全水路などの整備を推進すること。

#### 【調査・研究関係】

- (1) 微量有機物質及び農薬等の化学物質の使用実態、安全性等に関する調査、研究等をさらに推進すること。
  - (2) 水道水源のクリプトスポリジウム等原虫類について、生態・感染性・不活化・簡便な試験方法に関する研究・開発を進めること。
  - (3) かび臭の発生を予測できるよう、河床の生物由来のかび臭発生メカニズムを解明すること。
  - (4) かび臭原因物質の吸着性能がより高い粉末活性炭の開発を促進すること。
- 以上、会員の皆様のご賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（芳賀水道事業管理者）

ここで、ただ今ご説明いただきました「Ⅲ. 安定・安全の確保」に関連する5つの問題について、採決をお諮りしたいと存じます。

これらの問題の処理方法に対するご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### [意見を確認する]

ただ今、Webにてご出席の東京都より挙手がありました。

画面が切り替わりましたら、“ミュートの解除”“ビデオの開始”をしていただき、ご発言をお願いします。

#### ○会員番号213001 小澤 賢治氏（東京都水道局総務部総務課長）

関東地方支部の東京都です。ただいま上程されました「問題12. 安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の推進について」から、「問題16. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について」の5題の問題について、賛成の立場から一括して動議を提出します。

まず、「問題12. 安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の

推進について」、安定的な水源を確保するためには、水源施設の早期完成のための財源の確保が不可欠です。また、既存ダムの堆積土砂問題は全国的な課題となっており、上流から下流までを総合的かつ一体的に管理するための法整備と堆積土砂対策のための国庫補助制度の復活などの財政措置を一体的に行う必要があります。

そして、流域水循環計画については、認定事業への交付金制度の明確化等を図り、より一層の施策推進に向けた措置を求めていく必要があります。さらに、水源地域の水の貯留、涵養機能の維持向上のための具体的な施策を早急に講じる必要があります。

次に、「問題13. 水利権制度の柔軟な運用について」、安全でおいしい水を安定的に供給し続けることは、水道事業者共通の使命です。東京都水道局においても、首都東京の安定給水を将来にわたって支えるため、水道需要への対応はもとより、気候変動による影響も踏まえ、厳しい渇水の際にも給水ができるよう、確保した水源は最大限活用していくこととしています。

東京都の主要な水源である利根川水系では、令和3年5月にフルプランが見直され、これまでの「需要主導型」から「リスク管理型」に変更されました。

しかし、河川法に基づく水利制度では、水利権は水道需要が基準となっているため、開発時の需要に基づく建設費や維持管理費を負担してきているにもかかわらず、緊急時等において水道事業者間の水融通が容易でないこと、工事等のバックアップ分を考慮した水量が得られないこと、また、水道需要が減少した場合には、既存の水利権を更新できないという課題があります。

以上のように、現状の水利権制度では、水道需要以上の水利権を保有することができないことから、渇水や事故時に対する安全度を確保することが困難です。

次に、「問題14. 既存ダムの洪水調整機能強化に向けた基本方針への対応」に基づいた、事前放流ガイドラインや治水協定について、東京都においても、昨今の台風などによる集中豪雨被害を鑑み、公水を活用している利水者としても、河川の水害防止に協力すべきと考え、対応しているところです。

しかし、現在の治水協定等は、建設費の負担金やダム使用権の設定等の観点から特定多目的ダム法との整合が図れないこと、損失補填の内容に漏水被害を回避するための補償がないこと、及び給水区域外の治水協力に対しても、水道料金で賄うことになるため、受益者負担の原則に反している等の不備が見受けられます。

このため、国に対して様々な改善に向けて、利水者が納得でき、これまでの経緯と整合の取れた協議が必要であると考えます。

次に、「問題15. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について」、水需要が減少する一方で、老朽施設の更新に多額の費用が見込まれるなか、ダムの維持管理等に関する負担金等の支払いが厳しい水道事業財政をさらに圧迫する状況であることから、国に対して負担金等の軽減を求めていく必要があります。

次に、「問題16. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について」、我々水道事業者は、お客様に対して安全でおいしい水を安定的に供給するという使命があります。そのような中、水道水源の水質保全や水質事故の発生防止は大変重要な課題です。

水源水質の保全は安全でおいしい水の基本となるものであり、これまでも水道水の水質基準の改定や環境基準、排出基準などの強化、水道水源の水質保全に関する法律が整備され、廃棄物に関する法令についても、逐次改正・強化されてきました。

しかしながら、水道水源事故は依然として発生しており、また、水道水源地域に産業廃棄物処理場が進出するなど、水道原水の汚染や水源涵養地の保水力低下が心配されています。

水道事業者が安全で良質な水道水源を安定して確保するため、国が水源保全について一層の規制強化を図るとともに、水質事故の発生防止策を強化するよう強く求めます。

これら5つの問題は、本総会に参加する会員の総意として国に対して強く要望していただくよう動議を提出するものです。



会員の皆様におかれましては、提案の要旨を理解の上、賛同賜りますよう、  
よろしく申し上げます。

○議 長（芳賀水道事業管理者）

ただ今、東京都より動議が提出されました。

動議の主旨は、問題12から16はいずれも重要な問題であるので、関係当局  
に強く陳情すべきである、という内容です。

つきましては、これらの提案を採択するとともに、陳情の時期や方法等に  
ついては、すべて運営会議に付託することとして、ご異議ございませんか。

[了承を得る]

それではご異議無しと認め、そのとおり決定いたします。

IV. その他の重要事項

問題17. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について

（北海道、関東、中部、関西、中国四国地方支部）

問題18. 配水管等の耐用年数の見直しについて

（北海道、関東、関西、中国四国地方支部）

問題19. 電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて

（北海道、東北、関東、関西、中国四国地方支部）

問題20. 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理  
等について

（中国四国地方支部）

問題21. 管路更新時の既設管取扱に係る道路法第40条ただし書の運用について

（関東地方支部）

問題22. 公共工事の支障移設の補償基準緩和等について

（関西地方支部）

問題23. 新型コロナワクチン優先接種の拡大と職域接種要件の緩和について

（関東地方支部）

○議 長（芳賀水道事業管理者）

最後に、「Ⅳ. その他の重要事項」を議題といたします。

こちらの項目には、7件の問題が提出されております。

「問題17. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について」から、「問題23. 新型コロナワクチン優先接種の拡大と職域接種要件の緩和について」、中国四国地方支部の岡山市より提案理由の説明をお願いいたします。

○**会員番号233018 小松 佳和氏**（岡山市水道局総務部企画総務課危機管理担当課長）

中国四国地方支部の岡山市でございます。只今、上程されました「Ⅳその他重要事項」・地下水利用等関連7題について、提案の地方支部を代表してご説明します。

初めに「17. 地下水利用」の関係ですが、近年、地下水を利用した専用水道の設置が全国で急速に拡大しております。

地下水膜処理水と水道水との混合、バックアップ用の水道水が配水管内に滞留・専用水道に混入するなど支障があり、水質管理の実態が不明瞭であるのが現状です。

併せて、地下水の過剰くみ上げは工業用での地盤沈下規制など過去の苦い経緯もあり、環境への影響も懸念されるところであります。

一方、地下水の使用拡大は水道事業者への経営、市民負担にも深刻な影響を及ぼしかねません。

地下水は、その涵養をはじめ、極めて公共性の高い貴重な資源で、国民の共有財産ですから、これらを防止するうえで、

- (1) 地下水専用水道の実態を正確に把握し、水質管理の徹底を含め、立入検査など適切な行政指導も行える指針の明示
- (2) 地下水保全、水道水質確保、公共財としての在り方の観点から地下水利用の専用水道の新たな設置規制、法整備
- (3) 専用水道の設置者・利用者に負担を求める仕組みの創設、利用に関する新たな施策

これらについての対応を国に対して強く要望するものです。

次に、「18. 配水管等の耐用年数の見直し」につきまして、配水管は、高度成長期に埋設されたものが多く、老朽化が進み、本格的な更新時期を迎えています。

配水管の耐用年数は幾度か変更はありましたが、現行の地方公営企業法施行規則は、一律40年と規定されております。

しかしながら、技術進歩により管の耐久性は大きく向上し、特にダクタイル鑄鉄管では100年の長寿命を目指す開発もあり、現行法上の一律40年は実態に沿わないものとなっていますし、他の水道施設についても同様であります。

耐用年数は、費用構成で大きな割合を占める減価償却費に関係し、水道料金の算定にも大きく影響を与えるものであります。よって、

- (1) 配水管については、速やかに耐久性等の検証を行い、材質・構造等に  
応じた適切な耐用年数への見直し
- (2) 配水管以外の水道施設の耐用年数についても、同じく検証等を行い、  
適切な耐用年数の見直し

を強く国に要望するものです。

次に「19. 電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直し」につきまして、平成23年4月施行の計量法省令に基づき、計量精度の向上等、新基準対応の水道メーターへ順次移行をしたところです。

電磁式を含め新基準の水道メーターは、材質も環境に配慮したものへと改善されており、長期間の使用に支障は殆ど見られません。

しかしながら、計量法上の検定有効期間は従前の8年のままであり、購入・取替に要する費用は、水道財政において大きな負担となっています。よって、電磁式を含む水道メーターの耐久性等の検証を行い、検定有効期間を見直すよう国に強く求めるものです。

○**会員番号233018 笹川 富士雄氏**（岡山市水道局総務部管財課検査担当課長）

続いて「20. 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等」につきまして、提案理由を説明致します。

塗膜くずに含まれる PCB の含有濃度が0.5mg /kgを超える場合は、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、政令で定める期間である令和9年3月末までの処分が義務付けられています。

今後の全国的な状況調査等によっては、全てを期限内処分の可否をはじめ、処分場も限られ処理費用が高額、工法や工期への影響から工事費も嵩むなど壁は高いものと考えます。よって、

- (1) 塗膜の低濃度 PCB の含有濃度の基準は、最新の知見及び安全性確保から見直しを図る
- (2) その廃棄物処理は、処理を効率的かつ合理的に進められるよう、処理対象の明確化、処理体制の充実・多様化を図るとともに、含有濃度に係る調査及び処理費用に対する財政措置を講ずる
- (3) その廃棄物は、処分量を踏まえた処分期限とする

これら処分等の検討、財政支援を国に対して強く要望するものです。

次に「21. 管路更新時の既設管取扱に係る道路法第40条ただし書の運用」につきまして、国の「国土強靱化基本計画」の見直しにおいて、重点化プログラムに「上水道の長期間供給停止」が追加され、主要施策の1つに「水道施設の耐震化の推進」を掲げ、全国の水道事業者が優先課題として精力的に耐震化に取り組んでいます。

特に水道管路は、水需要と料金収入が減少する厳しい状況の中にあっても、更新を進めなければなりません、財政負担の増大が水道事業者にとって重い負担となっています。

加えて、改正道路法において、占用物の取扱いが強化され、工期の長期化に伴う受注体制への影響はもとより、既設管の撤去費用が重い負担になっています。

南海トラフ・首都直下地震の切迫性が指摘される中、水道管路の耐震化を早急に進めていくに、これらの課題が阻害要因になっています。

水道の既設管は十分な強度があり、陥没リスクも低いことは周知のことから、道路法第40条第1項のただし書きの適用範囲で、国土強靱化基本計画に

掲げる「緊急的かつ重点的に進める国の施策に関わる事業」に係る既設水道管の取扱いは、道路管理者の裁量の範囲である旨を明確に示すよう、国に対して強く要望するものです。

次に「22. 公共工事の支障移設の補償基準緩和等」につきまして道路掘削など道路公共工事の際に、埋設されている水道管等施設の支障移設は、部分移設は全額補償ですが、全部移設は、経年による減耗相当額が対象から外れます。

移設の際に、ほとんどは耐震管に変更しますが、既設の同管種での補償に留まり、更に、道路法に定められた占用物件の維持管理業務に必要な費用も大きな負担となっています。よって、

- (1) 公共工事の支障移設工事の補償基準の緩和
  - (2) 道路法に定められた道路占用者に係る占用物件の維持管理業務について、必要な費用に対する財政支援を図ること
- 以上を国に対して強く要望するものです。

次に「23. 新型コロナワクチン優先接種の拡大と職域接種要件の緩和」につきまして、水道事業は、住民生活と経済活動に最も重要なライフラインとして、従事職員はコロナ禍にあっても、水道水を送り続ける使命があり、水道事業の継続に努めているところです。

新型コロナウイルスの感染防止の徹底は勿論、感染増加に備えた対応は、これから先も長期に及ぶことが心配されます。

ワクチンは、医療従事者や高齢者など接種順位は、国の施策として理解しつつ、水道事業では浄水場等の職員が感染し、大規模なクラスターが発生した場合、水の供給に甚大な影響は避けられません。

国は、次なる感染拡大の波への対策に接種加速を施し、1,000人規模を職域接種の要件としていますが、全国の水道事業者の殆どは条件に満たず、近隣事業者との合同も模索するも困難な状況にあります。

よって、

- (1) 住民生活と経済活動において、重要なライフラインを守る水道事業に従事する者全てを新型コロナワクチンの優先接種対象に加え

(2) 職域接種の実施要件（1,000人）を緩和する

以上を国に対して強く要望するものです。

以上、「Ⅳ. その他の重要事項」7題につきましては、いずれも重要な要望でございますので、是非とも皆様方のご賛同を賜ることを、お願い致しまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議 長（芳賀水道事業管理者）

ここで、ただ今ご説明いただきました、「Ⅳ. その他の重要事項」に関連する7つの問題について、採決をお諮りしたいと存じます。

これらの問題の処理方法に対するご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

[意見を確認する]

ただ今、Webにてご出席の、旭川市より挙手がありました。

画面が切り替わりましたら、“ミュートの解除”“ビデオの開始”をしていただき、ご発言をお願いします。

○会員番号201016 木口 信正氏（旭川市水道事業管理者）

北海道地方支部の旭川市でございます。ただいま上程されました「問題17. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について」から、「問題23. 新型コロナワクチン優先接種の拡大と職域接種要件の緩和について」までの7題の問題につきまして、賛成の立場から一括して動議を提出いたします。

まず「問題17. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について」ですが、地下水の利用が更に拡大された場合は、環境への影響が懸念されるとともに、水道施設にかかる固定費の減収となります。公益的な資源である地下水の保全を図るためには、専用水道の設置者及びその利用者に対して、一定の負担を求めるなど、新たな施策及び法整備が必要であると考えます。

次に「問題18. 配水管等の耐用年数の見直しについて」ですが、地方公営企業法施行規則で、配水管は40年、ポンプ設備は15年、計測設備は10年と規定されていることに対して、本格的な更新時期を迎える中、ダクタイル鋳鉄

管では100年という長寿命の製品が開発されていることなどから、技術レベルの向上や維持管理の適正化を踏まえ、耐用年数の見直しを図ることが重要と考えます。

そのほか、5題の問題についても、水道事業体にとって、非常に重要な問題であると考えます。

これら7つの問題につきまして、本総会に参加している会員の総意として、関係機関に強く要望していただくよう、動議を提出するものでございます。会員の皆様方におかれましては、提案の趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長（芳賀水道事業管理者）

ただ今、旭川市より動議が提出されました。

動議の主旨は、問題17から問題23はいずれも重要な問題であるので、関係当局に強く陳情すべきである、という内容です。

つきましては、これらの提案を採択するとともに、陳情の時期や方法等については、すべて運営会議に付託することとして、ご異議ございませんか。

[了承を得る]

それではご異議無しと認め、そのとおり決定いたします。

○議 長（芳賀水道事業管理者）

以上をもちまして、会員提出問題の審議は終了となりますが、その他、何かご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[意見を確認する]

特に無いようですので、これにて本件を終了といたします。

(5) 次年度全国会議開催地について

○議 長（芳賀水道事業管理者）

次に、「次年度全国会議開催地について」、事務局の説明を求めます。

○事務局（大貫総務部長）

「令和4年度全国会議開催地」についてご説明いたします。

全国会議開催地の選定については、定款上では特に決まりがございませんが、本協会が公益社団法人移行に際して役員会等でご議論いただいた結果、全国会議の開催地方支部は、従来の全国総会と同様に、北海道地方支部から九州地方支部まで北から南へ順番に持ち回ることとご決定いただいております。

令和4年度の全国会議の開催地方支部につきましては、関東地方支部が担当支部の順番であります。東京オリンピック、パラリンピック競技大会が1年延期されたことにより各団体や企業等が令和3年度に予定していたイベントを令和4年度へ繰り延べられたことなどの影響を受け、関東支部管内における会場の確保が困難な事態となったことから、令和2年度第4回理事会において令和4年度は中部地方支部、令和5年度を関東地方支部、令和6年度を関西地方支部以降は順番に持ち回るということが決定されております。

そこで、中部地方支部長でございます名古屋市にご相談したところ「名古屋市」をご推薦いただきました。満場一致をもちまして本件をご承認いただきますようお願い申し上げます。次期全国会議開催地選定に関する説明を終了いたします。

#### ○議 長（芳賀水道事業管理者）

ただ今、事務局より説明がありましたとおり、次年度全国会議開催地を「名古屋市」に決定することにご異議ございませんか。

[意見を確認]

それではご異議無しと認め、次年度全国会議開催地は名古屋市に決定いたします。

ここで、開催地を代表いたしまして、名古屋市の飯田水道事業管理者よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

画面が切り替わりましたら、“ミュートの解除”“ビデオの開始”をしてからお願いします。

#### ○次期全国会議開催地代表（名古屋市水道事業管理者 飯田 貢氏）

ただいまご紹介いただきました、名古屋市水道事業管理者の飯田でございます。来年度の全国会議の開催地を名古屋市に決定いただき、誠にありがと



うございます。関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。少しお時間をいただきましたので、スライドを用いて、本市のご紹介をさせていただきたいと思えます。

名古屋市は本州中央部の濃尾平野に位置しており、人口は230万人あまりで、西日本と東日本を結ぶ交通の要所として歴史上でも重要な役割を担って参りました。

江戸時代天下の実権を握った徳川家康が名古屋城を築城し、徳川御三家筆頭の城下町として発展して参りました。築城にあたっては、現在は本市の水源地でもある木曾の山から木曾川を使って運ばれたヒノキが使用されました。

また、古くから絞りの産地として知られ、400年以上続く染物産業が今もなお受け継がれている有松をはじめとして、本市は歴史的にも「ものづくり」が盛んな地域となっております。

明治以降には、製造業が特に発展しました。現在、名古屋市内の産業観光施設である「トヨタ産業技術記念館」「ノリタケの森」「リニア・鉄道館」では、それぞれ自動車、陶磁器、鉄道などの製造に触れ、この地域の魅力を感じることができます。

名古屋にお越しの際には、これらの歴史・文化・産業をぜひ体感していただければと思えます。

さらに食文化においても、名古屋は中部地方の豊富な食材と、東西両方の文化の流入により、独自のものを形成し、生まれた「なごやめし」は、観光客への満足度調査においても、高い評価をいただいておりますので、あわせてご賞味ください。

続きまして、名古屋の水道についてお話します。

名古屋の水道は、さきほど本市の歴史の中でも紹介した中部地方を流れる「木曾川」の豊かで良質な水を水源とし、3か所の浄水場から市外給水区域を含め245万人余のお客さまへ提供しております。1914年の給水開始以来、「断水のないなごやの水道」という伝統を築き、2024年には給水開始110周年を迎えることとなります。

最後に、来年度の全国会議についてお話をさせていただきます。会場は名古屋市国際展示場、通称「ポートメッセなごや」での開催を予定しています。総会等を実施する第一展示館は、2022年10月にオープンする新館で、日本最大級の無柱空間が特徴となっています。新しい会場にて、ご参加される皆様をお待ちしております。

来年度の全国会議開催に向けまして、鋭意準備を進めて参りますので、皆様方には引き続きお力添えをいただきたいと存じます。

最後になりますが、今年度の全国会議の開催に向けた準備にご尽力くださいました、日本水道協会、仙台市及び東北地方支部の皆様にご敬意を表しますと共に、本日の会議にご参加の皆様のご健勝、また水道業界全体の発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

ご清聴いただき、ありがとうございました。

#### ○議 長（芳賀水道事業管理者）

飯田管理者、ありがとうございました。来年はよろしく願い申し上げます。

以上をもちまして、予定されていましたが議事は終了になりますが、全体を通じて、その他、何かご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[意見を確認]

特に無いようですので、以上をもちまして、議事を終了いたします。

#### (6) 議長退任挨拶

#### ○議 長（芳賀水道事業管理者）

ここで、議長退任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の第99回総会は、仙台にて開催を予定しておりました令和3年度全国会議が、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインに切り換えられたことから、本日このようなかたちでの開催の運びとなり、僭越ながら、皆様のご指名により、私が議長を務めさせていただきました。

議事を滞りなく終了できましたのは、ひとえに、本日ご出席の皆様のご協力のお陰と、厚く御礼申し上げます。

本総会において、長時間にわたり熱心にご討議をいただきました諸問題は、いずれも我が国の水道事業が抱える喫緊の課題でございます。これら諸課題の解決に向けて、日本水道協会をはじめ、全国の関係者の皆様との連携をより一層を強め、鋭意、取組を進めてまいりたいと存じますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本市といたしましても、約3年にわたり全国会議の開催に向けて準備を進めて参りましたところ、仙台での参集開催が叶わず、大変残念な想いですが、今後、コロナ禍を乗り越え、以前の様な社会生活を取り戻すことができた暁には、ぜひ皆さまに仙台まで足をお運びいただき、本市の持つ多様な魅力、さらには大震災から10年を経て復興を果たした現在の東北の姿をご覧になっていただければと切に願っております。

併せて、皆様方のますますのご活躍と、日本水道協会のさらなる発展を祈念いたしまして、議長退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## 〔行政施策説明〕

厚生労働省と総務省の担当者から、施策などについて次のとおり説明があった。

### ○厚生労働省（名倉厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長）

厚生労働省水道課の名倉です。皆様には、災害等の危機管理も含めて、24時間対応で水道事業を運営していただいておりますことを感謝申し上げます。

まず、改正水道法について、改正の趣旨、背景等を配布資料に記載しておりますが、水道事業はいまだかつて経験したことのない段階に来ております。前任の熊谷は、現在の水道を水道第四世代と表現しておりましたが、私は目先を変え、ウォーターサプライ4.0と表現しています。ウォーターサプライ1.0を、小田原の早川上水や神田上水として考えたとしても、今の状況は、給水人口が連続的に減少していくという、いまだかつてない状況に直面しています。2100年の出生・死亡率中位の人口推計では約6,000万人、80年

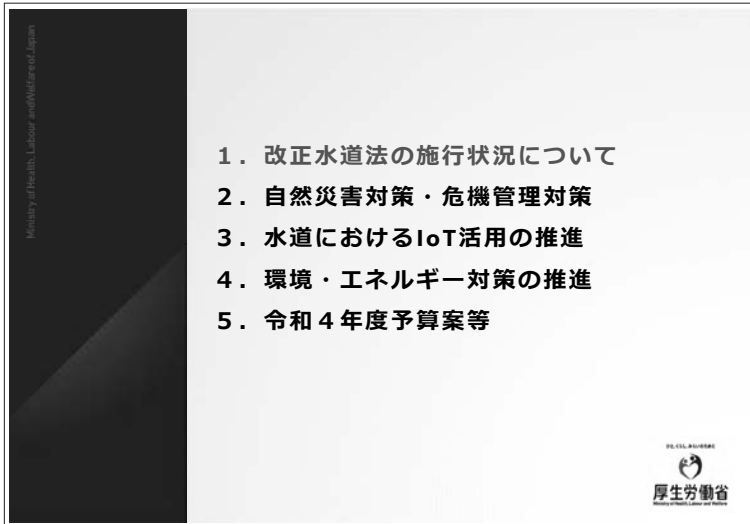


図-1

後に人口は半分になると予測されています。既に人口減少のフェーズに入っている事業体もあり、これから全国的に見てもそのフェーズに入っていくことになろうかと思えます。そうした中で、今、何をしなければならないということが、この改正水道法に表れていると考えています（図－2）。

改正の概要の1番目は、関係者の責務の明確化です。私が以前水道課に在籍していた時に、東日本大震災を経験していますが、その時に水道関係者がそれぞれの立場で一丸となって対応して難局を乗り越え、「水道一家」という言葉を体感しました。一家の中には、色々な立場の方がいらっしゃいますが、これからの局面を乗り越えるには、恐らく皆様が力を合わせないと乗り越えられないであろうということを含めて、責務の明確化が求められていると考えています。

2番目の広域連携の推進ですが、人口減少という局面に伴い、事業体の規模がどんどん小さくなっていく中で、基盤を強化していく一つの方法としては、広域連携が考えられます。

水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の概要	
<b>改正の趣旨</b>	人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。
<b>改正の概要</b>	<p><b>1. 関係者の責務の明確化</b></p> <p>①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。          ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。          ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。</p> <p><b>2. 広域連携の推進</b></p> <p>①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。          ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。          ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。</p> <p><b>3. 適切な資産管理の推進</b></p> <p>①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。          ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。          ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。          ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。</p> <p><b>4. 官民連携の推進</b></p> <p>地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者等に設定できる仕組みを導入する。  <small>※公共施設等運営権とは、国の一施設で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式</small></p> <p><b>5. 指定給水装置工事事業者制度の改善</b></p> <p>資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。  <small>※給水装置工事は給水装置、配管やトイレなどの給水用具・給水機)の工事を行う者を指定する。現時点において、給水装置工事指定給水装置工事事業者が行う旨を規定</small></p>
<b>施行期日</b>	令和元年10月1日(ただし、②、③の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない)

図－2

3番目の適切な資産管理の推進について、既に施設の老朽化が問題となっていますが、きちんと自分の持っている資産を管理し、今ある現状を把握して、将来どうなっていくのか、また、どうしていかなければならないのかを考えていかなければならないと思います。

4番目の官民連携の推進について、水道事業は基本的に市町村経営が原則ですが、そのまま市町村で経営していくところもあれば、それだけでは立ち行かないところもでてくるということで、官民が適切に連携していく必要があると考えています。

5番目の指定給水装置工事事業者制度の改善について、更新制を導入することで、より信頼性を高めていくことにより、適切かつ持続的に事業を推進していけるようになって考えています。

水道の基盤を強化するための基本的な方針というのは、令和元年に大臣告示で示されており、先ほど申し上げた改正の内容を大まかに決めています(図-3)。

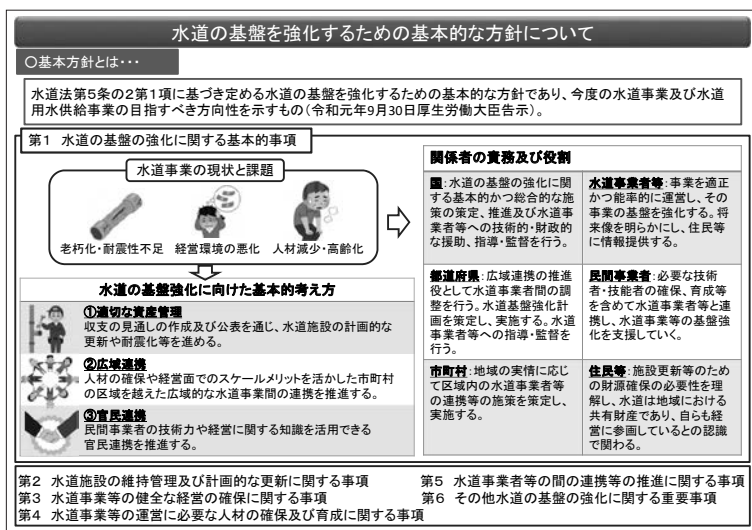


図-3

次に広域連携の推進について、法律で位置付けられた水道基盤強化計画の策定をお願いしていますが、その前段階として広域化推進プラン策定を要請しています（図-4、図-5）。後ほど、総務省からもお話があるかもしれませんが、平成31年に総務省と一緒に推進プランの策定をお願いしています。図-6では、策定の取組例を示しています。また、策定状況については、令和2年9月末時点で既に5団体が策定済みで、その他の団体については図-7のとおりとなっています。

広域連携に色々なタイプがあるのは、従来から申し上げているところですが、事業統合以外にも経営の一体化、業務の共同化等の形態があり、地域の置かれた状況や成り立ちによって、色々な実施例があります（図-8、図-9）。

資産管理に絡めて、管路経年化率、管路更新率を見ていただきたいと思えます（図-10）。平成30年度の更新率は0.68%となりますが、今後20年間で更新が必要な管路を平均的に更新するには、1.22%程度の更新率が必要となります。今後、具体的な更新方法の例をお示しさせていただくことを考えて

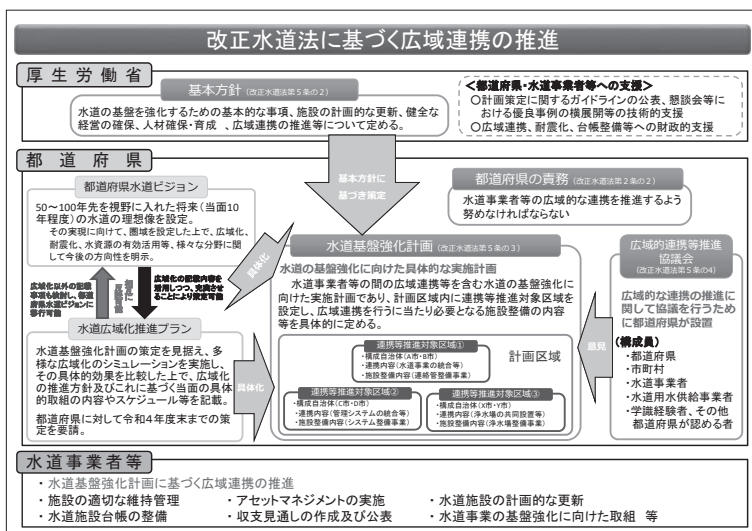


図-4

「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的なかつ計画的に取組を進めていくため、都道府県に対し、平成34年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

<p><b>1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方</b></p> <p>(1)水道広域化推進プランについて 市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、広域化の推進方針や、これに基づく当面的な取組の内容等を定めるもの。</p> <p>(2)策定主体、策定体制 策定は、都道府県が行うこと。 市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、関係部局が連携し一元的な体制を構築すること。</p> <p>(3)策定スケジュール、公表等 平成34年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。 策定状況について、毎年度、調査・公表予定。</p>	<p><b>3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項</b></p> <p>(1)策定のためのマニュアル 策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。</p> <p>(2)都道府県の区域を超えた広域化の取組 都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の広域化推進プランに記載すること。</p> <p>(3)水道基盤強化計画との関係 水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。</p> <p>(4)都道府県水道ビジョン等との関係 水道広域化推進プランの策定に当たっては、都道府県水道ビジョンや、区域内の水道事業者が策定した経営戦略の記載内容の活用が可能。</p> <p>(5)水道広域化推進プランに基づく取組の推進 水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、水道事業の広域化に取り組むことが重要。</p>
<p><b>2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項</b></p> <p>以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。</p> <p>(1)水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し 経営環境(給水人口、取排水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、人口減少や更新投資需要の増大等を反映し、現状と将来見通しを明らかにすること。</p> <p>(2)広域化のバターンと今後の見通しのシミュレーションと広域化の効果 地域の連携を踏まえた広域化のバターンごとに、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、広域化の効果を明らかにすること。</p> <p>(3)今後の広域化に係る推進方針等 ①及び②に基づき、今後の広域化の推進方針並びに今後定める広域化の当面的な取組の内容(想定される広域化の圏域とその方策)及びそのスケジュールについて記載すること。</p>	<p><b>4. 地方財政措置等</b></p> <p>水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象とするともに、地方負担額について、平成31年度から平成34年度までの間、普通交付税措置を講ずる。 また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費について、地方財政措置を講ずる。</p>

図－5

水道広域化の更なる推進について

**水道広域化の更なる推進に係る留意事項**

【水道広域化推進プラン策定に係る体制等】

- 都道府県の市町村財政担当課・水道行政担当課・企業局など、関係部局の連携体制の構築
- 関係市町村の水道担当部局や企画・財政担当部局と連携し、意向調査、情報共有や意見交換の実施
- 住民への積極的周知や市町村議会等への説明機会の充実

【水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項】

- 委託等を行う場合における必要な経費の予算計上、関係部局や関係市町村等が策定された立案の内容を検討できるようなスケジュールの設定
- プラン策定とあわせて、水道施設台帳の整備やアセットマネジメントの高度化
- 施設の共同設置・共同利用にかかわるシミュレーションについて、地図等を活用し、施設の立地場所や更新時期等の情報を参考に、地域の連携を踏まえた検討を実施
- システム標準化・共同化を含むデジタル化推進についての検討や、必要に応じてPPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用検討を実施

**水道広域化推進プラン策定取組例**

<p>【連携体制の構築等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道広域化推進室を設立したほか、実務者に加え、学識経験者や専門職からなるプラン策定検討会を定期的開催。(北海道)</li> <li>○ 広域連携の議論を行うため、県と事業者からなる協議会を新たに設立。「水道情報共有」と、「人材の確保、育成」の部会を設け、議論の結果をプランに反映。(愛知県)</li> </ul> <p>【意向調査・個別にアタック等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村に対するアンケート調査を行い、具体的な要望の多い広域連携手法について、詳細なシミュレーションを実施。(北海道)</li> </ul> <p>【現状と将来見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務委託の状況(水質検査、施設運転管理、保守業務等)27項目の業務形態、委託先、年間委託予算等を詳細に調査。(岐阜県)</li> <li>○ 広域的な観点から県内水道施設の配置を検討するため、県内水道地図を作成。(滋賀県)</li> <li>○ 県が広域化の方法やシミュレーション等を含む流域水道一体化に向けた方向性とスケジュールを検討して、平成30年度に策定した新流域水道ビジョンとあわせてプランとする予定。(奈良県)</li> <li>○ 県の水道行政担当課と市町村担当課が連携し、各事業者のアセットマネジメントの高度化や、経営戦略の質の向上のため、特定型支援を積極的に実施。(兵庫県)</li> </ul>	<p>【水道料金等シミュレーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域連携を行った場合のコスト縮減額について試算を行い、単独経営を維持した場合と比較して、各市町において、今後の水道料金の上昇がどの程度抑制されるか、シミュレーションを実施。(広島県ほか)</li> </ul> <p>【施設共同化等シミュレーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状稼働モデルと一水道モデルを設定し、費用や更新事業費等の財政効果額を算出。その他、具体的な取組目として、浄水場の共同化に着手。(大阪府)</li> <li>○ 広域圏の基幹施設ごとに、共同化を行った場合の費用対効果のシミュレーションを実施。(佐賀県)</li> </ul> <p>【システム共同化等シミュレーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域圏ごとに、管路マッピングシステム導入による費用対効果額を算出。(佐賀県)</li> </ul>
---	--

図－6



## 「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について(R2.9.30時点)

- 令和2年度に、全都道府県の「水道広域化推進プラン」策定取組状況について、ヒアリングを実施。
- 既に策定済の団体が5団体(大阪府・兵庫県・広島県・香川県及び佐賀県)、その他の団体においても、令和4年度までの策定に向けて取り組みを進めており、その進捗状況は下記のとおり。

**各団体の進捗状況 ※策定済の5団体を除く** (凡例) ◎:完了、○:策定中、空欄:未着手

都道府県番号	都道府県名	進捗状況			都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション			A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
1	北海道	◎	◎	○	23	愛知県	○		
2	青森県	○	○	○	24	三重県	○	○	○
3	岩手県	○	○		25	滋賀県	○	○	○
4	宮城県	○	○	○	26	京都府	○	○	○
5	秋田県	○	○		29	奈良県	◎	◎	○
6	山形県	○	○	○	30	和歌山県	○	○	○
7	福島県	○	○	○	31	鳥取県	○	○	○
8	茨城県	○	○	○	32	島根県	○	○	
9	栃木県	○	○		33	岡山県	○	○	
10	群馬県	○	○		35	山口県	◎	◎	
11	埼玉県	○	○		36	徳島県	◎	◎	◎
12	千葉県	○	○	○	38	愛媛県	○	○	
13	東京都				39	高知県	○	○	○
14	神奈川県	○	○		40	福岡県	○	○	
15	新潟県	○	○	○	42	長崎県	○	○	○
16	富山県	○	○		43	熊本県	○	○	
17	石川県	○	○		44	大分県	○	○	
18	福井県	○			45	宮崎県	○	○	
19	山梨県				46	鹿児島県	○	○	
20	長野県	○	○	○	47	沖縄県	○	○	
21	岐阜県	○	○	○					
22	静岡県	○	○	○					
					◎(完了)計	4	4	1	
					○(策定中)計	35	29	17	

※ 「水道広域化推進プラン」の策定について(平成31年1月25日付通知)において、具体的な記載事項として、①「現状把握」、②「将来見通し」、③「広域化シミュレーション」等を行っていることから、この3項目の進捗状況を記載している。  
 ※ 進捗状況は都道府県からの回答を記載しており、3項目全てが完了(◎)となっている場合でも、シミュレーション結果の精緻化や今後の推進方針等の検討が必要であることから、水道広域化推進プランの策定完了を併せて記載しているものではない。また、進捗が未着手となっているものにおいても、内容的な検討・調査等を行っている場合がある。

図-7

## 広域連携の推進

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態	内容	事例	
事業統合	・ 経営主体も事業も一つに統合された形態 (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～)	
経営の一体化	・ 経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が13市町村の水道事業を運営：H29.4～順次拡大)	
業務の共同化	管理の一体化	・ 維持管理の共同実施・共同委託(水質検査や施設管理等) ・ 総務系事務の共同実施、共同委託	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横浜買水、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)
	施設の共同化	・ 水道施設の共同設置・共用 (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ・ 緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)
その他	・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数	

図-8

## 近年における広域連携の実施例

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	移行開始から統合実施まで要した年数
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の水道供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が統合	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が統合	7年
平成29年4月 平成31年4月 令和3年4月	大阪広域水道企業団	約440,000人 ※5市7町1村の計画 給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営の一体化を拡大中 水道事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、 平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営を統合	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市6町）が統合	10年
平成31年4月	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の水道供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が統合	12年2ヶ月
平成31年4月	田川広域水道企業団	94,150人	福岡県田川地域の水道供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化	10年8ヶ月
令和2年4月	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の水道供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が統合	12年2ヶ月
令和2年4月	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、水道供給事業者（1企業団の2事業）と受水事業者（1企業団）が統合	4年

図-9

## 管路の経年化の現状と課題

- 全管路延長(721,873km)に占める法定耐用年数※(40年)を超えた延長の割合は、17.6%(平成30年度)となっている。  
※ 減価償却費を計算する上での基準年数(計画的に更新を実施している水道事業者の実績の平均では56年)
- 現状の年間更新実績は、更新延長4,886km、更新率0.68%(平成30年度)となっている。
- 今後20年間で更新が必要な管路は、1981年以前に整備された173,900km、全体の24%程度と予測され、これらを平均的に更新するには、1.22%程度の更新率が必要となる。

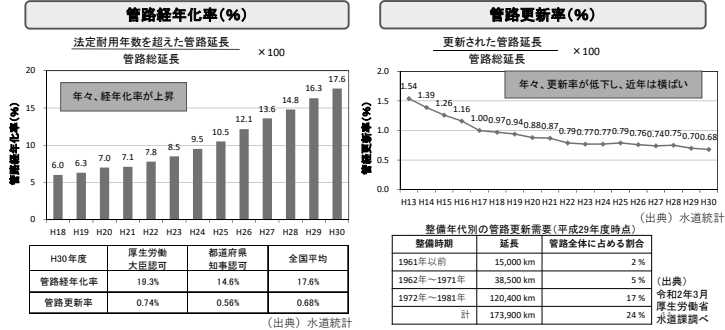


図-10

おります。

資産管理を適切に行うには、現状を把握して、将来どのようなことが必要になるのか考える必要があるということ为先ほど申し上げましたが、様々な観点から効果を考えていくことになると思っております（図-11）。また、その過程で維持・修繕ガイドラインを、日本水道協会専門委員会の意見等を踏まえて策定しましたが、昨今の事故等々も踏まえて、このガイドラインの内容ももう少し考えていかなければならないと思っています（図-12）。今後はご協力をお願いするようなこともあろうかと思っておりますので、その際は、是非ともよろしくお願いたします。

水道施設台帳の整備状況については、令和元年度末現在で上水道事業者等は全体の約80%が整備している状況です（図-13）。ただ、給水人口5,000人未満の水道事業者は少し遅れ気味で、この時点ですと約63%に留まっています。水道法施行令で定める令和4年9月末までに整備が間に合うよう、計画的に取り組んでいただければと思います。

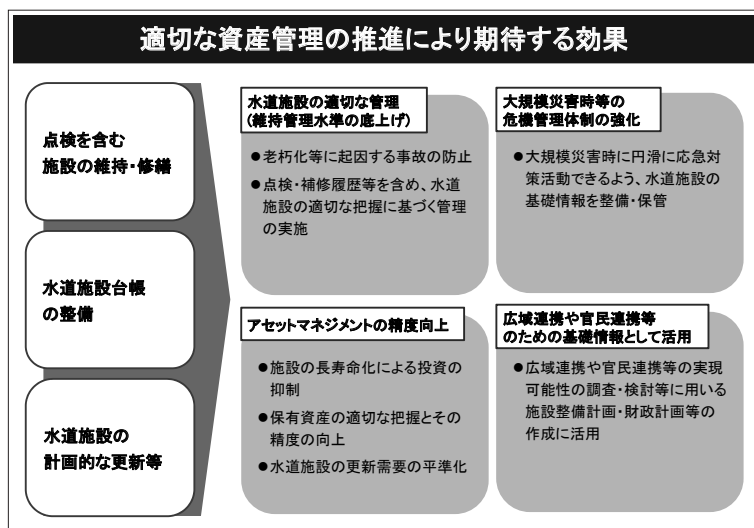


図-11

## 水道施設の点検を含む維持・修繕ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、**法令の主旨を踏まえ、「水道維持管理指針2016」や「簡易水道維持管理マニュアル」等の技術指針類に基づきとりまとめ**、日本水道協会が設置した「水道法改正に係わる専門委員会」の意見等を踏まえて作成
- 技術指針類が改訂された場合には、改訂内容に合わせて実施内容を見直すことや、**新たな技術の採用や創意工夫により、効果的に実施することが望ましい**
- 本ガイドラインは、施行規則に定める基準に従い、水道事業者等が**点検を含む維持・修繕の内容を定めるに当たっての基本的な考え方を示すもの**であり、水道事業者等が管理する**全ての水道施設に適用**
- 水道施設の点検、維持・修繕の実施方法を、考え方、必須事項、標準事項、推奨事項に分類して記載

### 必須事項

**関係法令**(水道法、河川法、道路法、建築基準法、電気事業法等)**に規定され遵守すべき事項**

### 標準事項

法令には規定されていないが、**技術的観点から標準的に実施すべき事項**(水道施設の状況や重要度等に応じて、内容の変更が可能な事項)

### 推奨事項

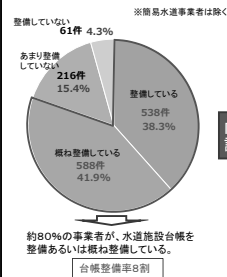
水道施設を効果的に維持するため必要に応じて実施することが望ましい事項

図-12

## 水道施設台帳の整備状況について

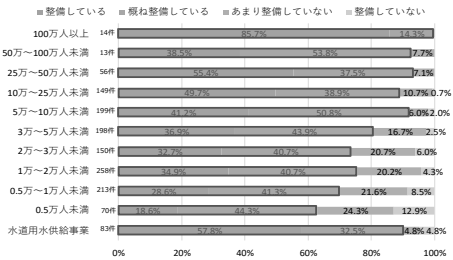
- ▶ 水道施設台帳を整備している上水道事業者等は全体の約80%。
- ▶ 0.5万人未満の水道事業者の整備状況は約63%(令和元年度末時点)にとどまるなど、給水人口が少ない事業者ほど、整備が遅れている状況。
- ▶ 水道施設台帳を整備していない事業者においては、財政支援の活用も検討のうえ、水道法施行令で定める令和4年9月末までに整備が間に合うよう、計画的に取り組まれたい。

### ○水道施設台帳の整備状況(全体)



内訳

### ○水道施設台帳の整備状況(現在給水人口による区別)



(出典)令和2年3月厚生労働省水道課調べ

図-13

アセットマネジメントの実施状況については、私が以前水道課にいたのが平成24年頃になりますが、その時の約29%という数値を見て、そうだったなと思い出しました。なかなか進まないと思っていましたが、令和元年度では約84%と増加しています（図-14）。水道課を少々離れている間に、皆様にご大変ご尽力をいただきました。

次に、和歌山市で水管橋の事故が令和3年10月に発生しましたが、その際も、皆様には応急給水等、早急に体制を整えていただきました（図-15）。また、仮復旧についても、皆様のご尽力のおかげで迅速に対応ができました。厚生労働省ではこの事故を受け、生活基盤施設耐震化等交付金において水管橋耐震化事業を創設させていただいた他、その他の水管橋の状況についても調査を実施し、現在集計中です。取りまとめ次第、公表等をさせていただきたいと思っています。

次に、官民連携については、資料記載のとおり様々な連携手法があります（図-16、図-17）。水道法改正の際、話題となりましたコンセッションにつ

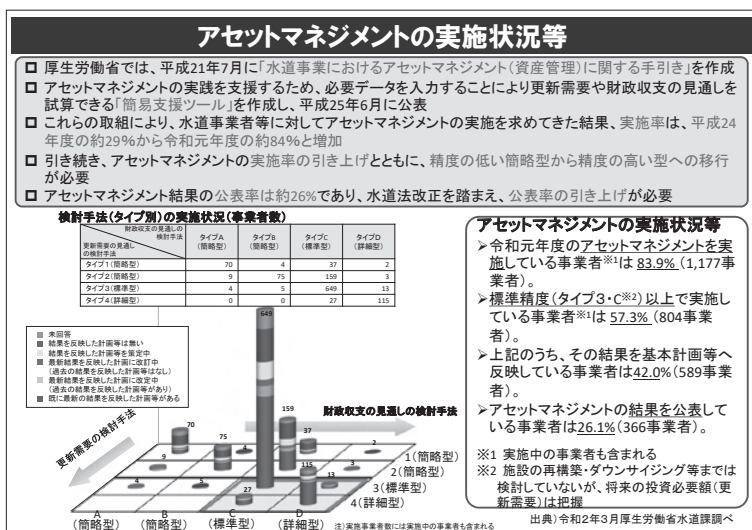


図-14

## 和歌山市における水管橋崩落事故について

### 六十谷水管橋関連状況

- 令和3年10月3日 六十谷水管橋の一部が崩落
- 紀の川以北(河西地区)の約6万世帯(約13万8千人)で断水等の影響が発生
- 応急復旧として、六十谷橋の車道に仮設のバイパス管を布設し、10月9日から各家庭への給水を再開
- 六十谷水管橋破損に係る調査委員会を開催(10月21日)
- 六十谷水管橋緊急復旧工事に着手(11月9日)



六十谷水管橋概要

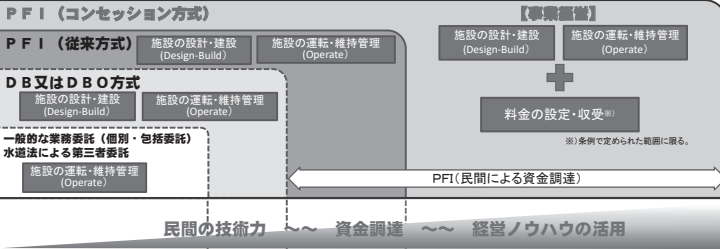
### 厚生労働省の対応

- リエゾン1名の派遣(10月4日~10日)
- 全国の水道事業者等に対し、水管橋の維持及び修繕について依頼
- 全国の水管橋の点検状況等に関する調査の実施(集計中)
- 生活基盤施設耐震化等交付金において、水管橋耐震化等事業の創設

図-15

## 水道事業における官民連携手法とメリット

### ■各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲



契約期間	3~5年が一般的	5~20年程度	20年程度	20年以上が一般的(他分野の例)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識が要求される業務において、民間の技術力を活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能発注による民間のノウハウの活用</li> <li>・業務遂行のための人材の補充</li> <li>・実績、包括の責任により、さらに業務の効率化が図られ、財政負担の軽減</li> <li>・PFIでは、民間の資金調達により、財政支出の平準化が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能発注による数量の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の技術力や経営ノウハウを活かした事業経営の改善</li> <li>・技術職員の高齢化や減少に対応した人材確保・育成、設備の整備</li> <li>・民間の資金調達・運営期間による設備更新の促進</li> </ul>
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転・維持管理業務全般を包括して受託することにより、効率的な事業運営が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能発注による数量の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経営への参画が可能</li> <li>・事業運営についての数量の拡大</li> <li>・一定の範囲での事業受託金控除</li> <li>・担当者の設定による資金調達の円滑化</li> </ul>	

図-16

水道事業における官民連携手法と取組状況		
業務分類(手法)	制度の概要	取組状況及び「実施例」
一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)	○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・発行業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある	運転管理に関する委託:3.17施設 <sup>※</sup> (624水道事業者) 【うち、包括委託は、1.091施設 <sup>※</sup> (179水道事業者)】
第三者委託 (民間業者が委託する場合と他の水道事業者に委託する場合がある)	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託	民間事業者への委託:304施設 <sup>※</sup> (51水道事業者) 「広島県水利用供給事業本郷浄水場」、 「箱根地区水道事業包括委託」ほか 水道事業者(市町村等)への委託:13施設 <sup>※</sup> (10水道事業者) 「福岡地区水道企業団多々良浄水場」、 「横浜真市小倉浄水場」ほか
DBO (Design Build Operate)	○地方自治体(水道事業者)が資金調達を担い、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託	8案件(9水道事業者) 「金澤若松市滝沢浄水場等」、「見附市青木浄水場」、 「松山市かきつばた浄水場等」、 「四国中央市中田井浄水場」、「佐世保市山の田浄水場」、 「大牟田市・荒尾市ありあけ浄水場」、 「函館市赤川高区浄水場」、「北九州市配水監視システム」
PF1 (Private Finance Initiative)	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式	12案件(8水道事業者) 「横浜川井浄水場」、「岡崎市男川浄水場」、 「神戸川東川浄水場排水処理施設」、 「東京都 朝霞浄水場・三箇浄水場常用発電設備」ほか
公共施設等運営権方式 (コンセッション方式)	○PF1の一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設(水道事業の場合、水道施設)について、水道施設の所有権を地方自治体が有し、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	準備中:2案件(2水道事業者) 「宮城県上下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」（令和4年4月 事業開始予定） 「大阪市水道PF1管理更新事業等」（事業開始時期等を精査中）

※令和元年度厚生労働省水道課調べ

※浄水施設のみを対象

図-17

いては、宮城県に先般許可をしたところですが(図-18)。大阪市においては、現在、管路について再検討をされているということも伺っています。

また、官民連携を様々な形で進めていただけるよう、推進協議会を毎年開催させていただいています(図-19)。

災害等の危機管理については、図-21の一番下に書いてありますけれども、令和3年7月豪雨、8月豪雨で断水が生じていますが、1万戸を超える断水は生じていない状況です。

耐震化の状況については、毎年度お示しさせていただいていますが、資料に記載の状況にあります(図-22)。

水道関係予算としては、先般は3か年の緊急対策でしたが、現在は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の目標値を掲げて対応しているところです(図-23、図-24)。

新型コロナウイルス感染症関係については、水道料金の支払い猶予や減免の対応状況をお示ししています(図-25)。

次にIoT関係ですが、水道事業のIoT活用推進モデル事業を実施してお

## 水道事業等におけるコンセッション方式の概要と検討状況

- ・コンセッション方式は、PFI法に基づき、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
- ・水道事業等においても、平成23年のPFI法改正時よりコンセッション方式の導入が可能となり、経営主体を水道事業等の運営等を行うとする公共施設等運営権者とし、公共施設等運営権者が水道法に基づく水道事業経営の認可を取得した上で、実施することとされた（民間事業型）。
- ・さらに、平成30年12月に成立した水道法改正法（令和元年10月施行）により、水道事業等の確実かつ安定的な運営のための公の関与を強化し、厚生労働大臣の許可を受けて、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持し最終的な給水責任を地方公共団体に残した上で、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる、新たなコンセッション方式の導入が可能となった（地方公共団体事業型）。

### 宮城県

- <概要>
- 上工下水一体の「みやぎ管理運営方式」として、浄水場や処理場の運転管理、薬品・資材等の調達、設備の修繕・更新工事等を業務内容としたコンセッション事業
  - 事業期間は20年間
  - 令和元年12月 条例制定、実施方針策定・公表
  - 令和2年3月 募集要項等公表・募集開始
  - 令和2年6月～12月 競争的対話の実施
  - 令和3年3月 優先交渉権者を選定
  - 令和3年7月 県議会において運営権設定の議決
  - 令和3年10月 県から厚生労働大臣へ許可申請
- <今後のスケジュール>
- 基準を満たしている場合、厚生労働大臣が許可
  - 令和4年4月から事業開始
- （上記は現時点の予定であり、今後、状況に応じて随時変更される可能性がある）

### 大阪市

- <概要>
- 管路更新事業全般を業務内容としたコンセッション事業
  - 事業期間は16年間
  - 令和2年3月 条例制定
  - 令和2年4月 実施方針策定・公表
  - 令和2年10月 募集要項等公表・事業者選定手続きの開始（事業提案審査書類の受付期限 令和3年10月末）
  - 令和3年1月～3月 競争的対話の実施
  - 令和3年9月 すべての応募者から辞退届を受領  
事業者選定手続きを終了
- <今後のスケジュール>
- 今後の予定等については現在精査中
- （上記は現時点の予定であり、今後、状況に応じて随時変更される可能性がある）

図－18

## 水道分野における官民連携推進協議会

我が国の水道分野（水道事業及び工業用水道事業）が抱える様々な課題に対して、コンセッション方式を含む官民連携の推進や広域化など多様な形態による運営基盤の強化を推進することが不可欠である。そのため、厚生労働省と経済産業省が連携し、官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、水道事業者等と民間事業者との連携（マッチング）を促進することを目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地において開催している。

### 令和2年度の実施内容

- 先進事例及び国の取組の発表
  - ・水道事業者等の取組紹介
    - ＞宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）
    - ＞管路更新を促進するための小規模簡易DB方式
    - ＞水道事業者における先進的な官民連携の取組事例
  - ・厚生労働省、経済産業省における取組紹介
- 民間事業者によるプレゼンテーション  
協議会に参加した民間事業者から水道事業者等に向け、各社で取り組んでいる官民連携手法をプレゼン。

- フリーマッチング  
水道事業者と民間事業者が個別に対面して、自由な意見交換を実施。

### 開催実績

年度	開催実績
平成22年度	3回
平成23年度	3回
平成24年度	5回
平成25年度	4回
平成26年度	4回
平成27年度	4回
平成28年度	4回
平成29年度	4回
平成30年度	4回
令和元年度	4回
令和2年度	福島（10月）、高知（12月）※、兵庫（2月）※

令和2年度参加実績

- （第1回）：18水道事業者等、35民間事業者、112人
- （第2回）：12水道事業者等、34民間事業者、106人
- （第3回）：13水道事業者等、42民間事業者、105人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ウェブ会議形式で開催



フリーマッチング



図－19



1. 改正水道法の施行状況について
2. 自然災害対策・危機管理対策
3. 水道におけるIoT活用の推進
4. 環境・エネルギー対策の推進
5. 令和4年度予算案等

図-20

### 近年の自然災害による水道の被害状況

#### 主な地震による被害

地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約130万戸	約3ヶ月
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約13万戸	※約1ヶ月
能登半島地震	平成19年3月25日	6強	6.9	約1.3万戸	14日
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約5.9万戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約5.6千戸	※18日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約256.7万戸	※約6ヶ月
長野県神城断層地震	平成28年11月22日	6弱	6.7	約1.3千戸	25日
熊本地震	平成28年4月14・16日	7	7.3	約44.6万戸	※約3ヶ月半
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約1.6万戸	4日
大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約0.4万戸	2日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約6.8万戸	※34日
福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約2.7万戸	6日

#### 主な大雨等による被害

時期・地域名	断水戸数	断水継続期間
平成30年1～2月 豪雨による連続被害（北陸地方、中国四国地方）	約3.6万戸	12日
平成30年7月 豪雨（広島県、愛媛県、岡山県等）	約28.3万戸	38日
平成30年9月 台風第21号（京都府、大阪府等）	約1.6万戸	12日
台風第24号（静岡県、富山県等）	約2.0万戸	19日
令和元年9月 房総半島台風（千葉県、東京都、静岡県）	約14.0万戸	17日
令和元年10月 東日本台風（宮城県、福島県、茨城県、栃木県等）	約16.8万戸	33日
令和2年7月 豪雨（熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等）	約3.8万戸	※6日
令和3年1月 令和3年1月7日から大雪等（西日本等）	約1.6万戸	8日

※令和3年7月の豪雨は静岡県中心に最大約2,600戸、同年8月の豪雨は西日本中心に最大約5,400戸の断水

※京都等損壊地域、全戸避難地区、津波地区等を除く

図-21

## 水道施設における耐震化の状況（令和元年度末）

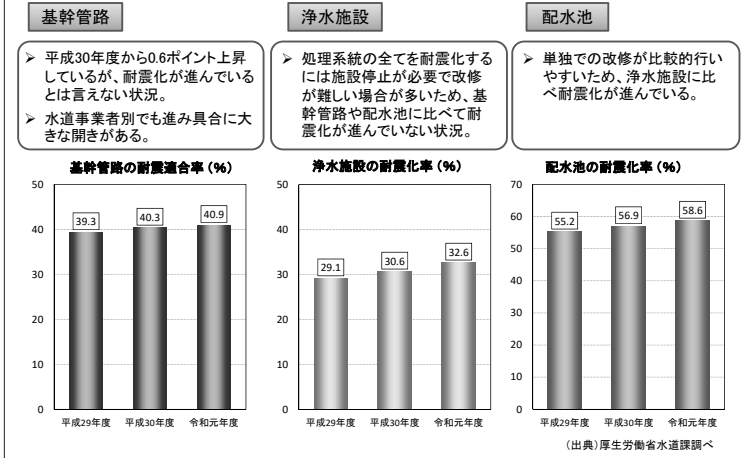


図-22

## 水道における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している状況等を踏まえ、取組の更なる加速化・深化を図るため、政府において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下、「5か年加速化対策」という。）を策定
- 5か年加速化対策の趣旨を踏まえ、引き続き、水道施設の強靱化に関する取組を要請

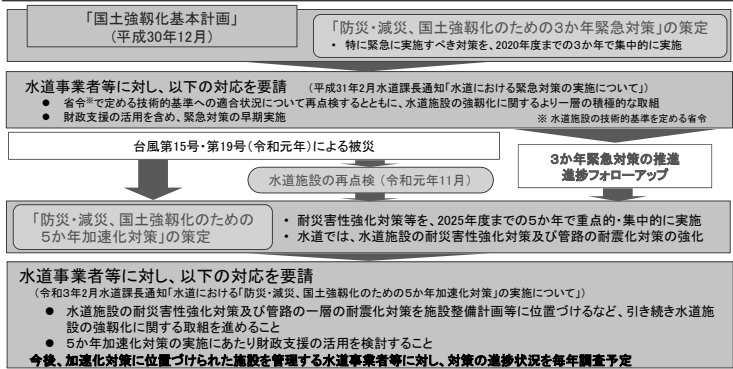


図-23

## 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道の耐災害性強化

- 平成30年7月豪雨災害等の最近の災害による生活への影響を鑑み実施された重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえて策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、自然災害により断水のおそれがある水道施設の停電対策・土砂災害対策・浸水災害対策及び水道施設、基幹管路の耐災害性を集中的に推進
- 近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等について、更なる加速化・深化を図るために策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、新たな中長期目標を掲げ、これら耐災害性強化対策を加速化・深化させ、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する

### 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」 （平成30年度～令和2年度）

停電対策（自家発電設備の整備等）

基幹となる浄水場（1事業体1施設、以下同じ）のうち、停電により大規模な断水が生じるおそれがある施設 緊急対策実施箇所数：139カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（1事業体1施設以上、以下同じ）の停電対策実施率 現状67.7%（令和元年度）⇒目標77%（令和7年度）

土砂災害対策（土砂流入防止壁の整備等）

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設 緊急対策実施箇所数：94カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で土砂警戒域内にある施設の土砂災害対策実施率 現状42.6%（令和元年度）⇒目標48%（令和7年度）

浸水災害対策（防水層の整備等）

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設 緊急対策実施箇所数：147カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率 現状37.2%（令和元年度）⇒目標59%（令和7年度）

施設の地震対策（耐震補強等）

耐震性がなく、耐震化の必要がある水道施設 耐震化率の引き上げ（浄水場3%、配水場4%）

浄水場の耐震化率 現状30.6%（平成30年度）⇒目標41%（令和7年度）  
配水場の耐震化率 現状56.9%（平成30年度）⇒目標70%（令和7年度）

上下水道管路の耐震化

基幹管路の耐震適合率の目標（令和4年度末までに50%）達成に向けて耐震化のペースを加速

基幹管路の耐震適合率（加速化のペースを維持） 現状40.3%（平成30年度）⇒目標54%（令和7年度）  
※達成目標の変更  
50%（令和4年度）⇒60%（令和10年度）



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ



配水施設の耐震化工事（内面からの壁・柱等の補強）

図-24

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に水道料金の支払に困難を来している者を対象として、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討するよう厚労省通知で要請しており、水道事業者ごとに、その必要性と内容を判断した上で対応いただいている。

### 第11回新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い猶予等措置の実施状況調査結果

#### 1. 調査実施概要

- ①対象団体：全国47都道府県の上下水道事業者を対象にアンケート調査を実施
- ②調査実施期間：令和3年9月13日（月）～9月22日（水）（回答基準日：9月15日（水））
- ③回答状況：1,278事業者から回答あり

#### 2. 支払い猶予の実施状況

実施中	今後実施予定	検討中	実施予定なし※1	実施済み	合計
907事業者 (71.0%)	4事業者 (0.3%)	20事業者 (1.6%)	149事業者 (11.7%)	198事業者 (15.5%)	1,278事業者

※1従来の生活困窮者等への対応と同様の対応

#### 3. 支払い猶予件数、金額等

	家専用	家専用以外	合計
①相談件数	74,595件	16,192件	90,787件
②猶予件数	57,366件	10,512件	67,878件
③猶予金額※2	1,050,218,158円	2,669,391,349円	3,719,609,507円

※2金額は、回答のあった952事業者の合計。

#### 4. 減免の実施状況

実施中	今後実施予定	実施済み	合計
65事業者(5.1%)	18事業者(1.4%)	441事業者(34.5%)	524事業者(41.0%)

#### 5. 減免件数、金額等

	家専用	家専用以外	合計
①減免件数	29,738,133件	1,644,650件	31,382,783件
②減免金額※3	59,069,761,897円	7,903,590,526円	66,973,352,423円

※3金額は、回答のあった506事業者の合計。

図-25

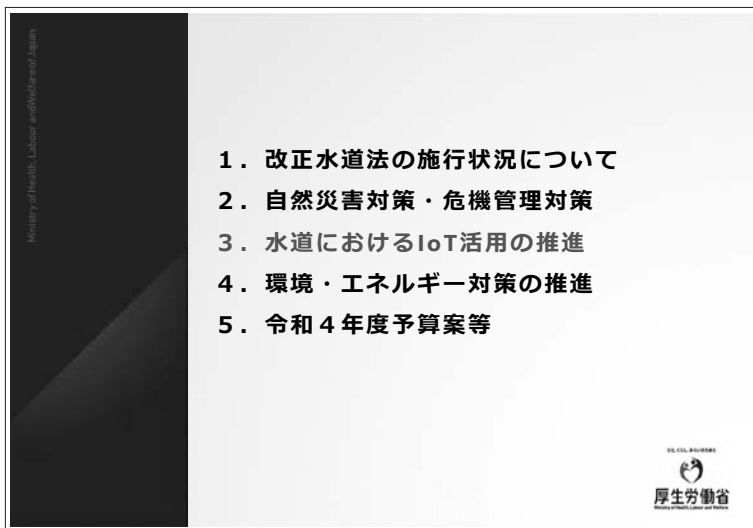


図-26

り、資料記載の事業者で、様々な事業を実施いただいているところです（図-27、図-28）。詳細な具体例として東京都水道局が図-29に記載の事業を実施しています。また、関連して水道情報活用システムとして、プラットフォームで標準化するというようなことも実施しています（図-30、図-31）。

次に、環境・エネルギー対策としては、先般、地球温暖化対策計画が改定されておりますが、水道については、図-33の右のグラフを見ていただきますと、広域化が進んで分母が変わってきていることもあって、若干実績が下がっています。政府全体として、温室効果ガス削減目標が2013年度比26%から46%に目標が上がり、水道も現状を踏まえて、記載の目標値を達成するため強化が必要な状況です。また、再エネ・省エネの関係では、環境省のエネルギー特別会計で補助金がありますので、こういった補助メニューも活用し、進めていただきたいと考えています（図-34）。

次に気候変動への適応対策について、気候変動適応計画に基づき、耐災害性強化に向けた施設整備の推進等を行っていく必要があります（図-35）。

最後に令和4年度水道関係予算について、皆様からご要望等もいただいて

### 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業

**事業目的**  
 水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などのさまざまな課題に直面しており、将来にわたって安全で良質な水道水の供給を確保し、安定的な事業運営を行っていくためには、市町村の垣根を超えた広域連携など通して水道事業の運営基盤の強化とともに、水道事業の業務の一層の効率化を図る必要がある。  
 しかし、水道施設の点検・維持管理は人の手に大きく依存しているため、羅島や山間・豪雪地域といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所特定の時間を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧の課題となっている。  
 このため、IoTによる先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれる事業について支援をし、水道事業の運営基盤強化を図る。

**事業概要**  
 広域的な水道施設の整備と併せて、IoTの活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業について、先端技術を用いた設備の導入及び水道施設の整備の支援を行う。  
 ただし、広域化を伴わない事業については、先端技術を用いた設備の導入経費のみ支援する。  
 ▶ 生活基盤施設耐震化等交付金における事業（平成30年度～）  
 ▶ 対象事業者：先端技術を導入する水道事業者  
 ▶ 交付率：1/3  
 ▶ 令和3年度より新たに簡易水道事業を交付対象とする制度拡充

事例例1：広域化に伴う水道施設の整備と併せて、各種センサやスマートメータを導入する場合  
 （将来的に監視制御設備にて得られた情報を分析・解析することを基本とする）

事例例2：広域化に伴い、複数の監視制御システムを統合し、得られた情報を配水需要予測、施設統廃合の検討、各種整備等の革新的な技術に生かす場合

**【事例例1】**  
**活用例① 高度な配水運用計画**  
 ▶ 配管網に高精度計や圧力計などの各種センサを整備し、その情報を収集・解析することで、高度な配水計画につなげる。  
**活用例② 故障予知診断**  
 ▶ 機械の振動や温度などの情報を収集・解析することで、故障予知診断につなげる。  
**活用例③ 見守りサービス**  
 ▶ スマートメータを活用し、水道の使用状況から高齢者等の見守りを行うもの。  
**【事例例2】**  
**活用例① アセットマネジメントへの活用**  
 ▶ 台帳の一元化、維持管理情報の集約などにより、適切なアセットマネジメントを実施し、施設統廃合や更新計画につなげる。  
 ▶ 上記事例の他、新たな視点から先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業

**ビッグデータやAIの活用**

**効率化** → **付加効果** → **イノベーション**

図-27

### 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業 令和3年度採択事業者

①水道情報活用システム導入支援事業 ※は、前年度からの継続

都道府県	事業者名	導入を検討しているアプリケーション等
1 宮城県	蔵王町※	施設台帳、運転監視
2 富山県	射水市	施設台帳
3 石川県	金沢市	施設台帳、マッピングシステム、水道料金、財務会計、需要予測、運転監視
4 岐阜県	笠松町	水道料金、財務会計
5 滋賀県	草津市※	運転監視
6 京都府	綾部市	水道料金
7 兵庫県	宝塚市	施設台帳
	淡路広域水道企業団	施設台帳
9 奈良県	奈良市※	施設台帳、マッピングシステム、アセットマネジメント、水道料金、財務会計、需要予測、運転監視、水質監視
10	生駒市※	運転監視、水質監視
11 福岡県	直方市	運転監視、水質監視
12	佐賀市	施設台帳
13 佐賀県	佐賀東部広域水道企業団	施設台帳
14	佐賀西部広域水道企業団	施設台帳、マッピングシステム

②その他（スマートメータを含むIoTモデル事業）

都道府県	事業者名	事業概要
1 北海道	恵庭市	管路首任監視システム導入、漏水の早期特定、リスクに応じた維持管理
2 東京都	東京都	スマートメータ導入、見える化・見守りサービス
3 静岡県	湖西市	スマートメータ導入、電力との共同検針、残留塩素濃度動向把握
4 愛知県	豊橋市	スマートメータ導入、漏水の早期特定、見える化・見守りサービス

図-28

## IoT活用推進モデル事業（東京都水道局） 東京都水道局

- 東京都水道局では、IoT技術を活用したお客さまサービスの向上と将来を見据えた業務の効率化、最適化等を目的とした「水道スマートメータリアルプロジェクト」を実施中
- 同プロジェクトは、令和4年度から6年度までに約13万個のスマートメータを先行的に導入し、導入効果を定量的に検証
- 検証結果を踏まえ、2030年代までに東京都水道局が給水する約780万件全件への導入を目指す

### スマートメータ

通信機能を有する水道メータで、携帯電話の通信機能などを利用して遠隔地からの自動検針より高い精度でのデータの取得が可能

- ①通信情報：時刻、メータID、1時間ごとの検針値、アラーム情報（漏水、逆流、過大流量、水不使用）
- ②通信頻度：1日1回（アラーム情報は即時）
- ③通信方式：セルラー系LPWA（NB-IoT 又は LTE-M）



### お客さまサービスの向上

- 定期検針時の検針値等の情報をスマートメータから取得するため、現地訪問不要 ⇒ 検針業務の効率化（自動化）
- 現地訪問時に紙で発行していた検針票・請求書は、電子配信に移行 ⇒ お客さまサービスのデジタル化（ペーパーレス化）
- スマートメータから取得した検針値データを活用し、見える化・見守りサービスを試行実施 ⇒ 過去の使用水量を日別、時間別にグラフ等に表示（見える化） ⇒ 漏水などの異常な水使用があった場合にお知らせ（見守り）

### スマートメータ



### お客さま総合アプリ（仮称）の導入

- スマートメータの導入に併せて、各種申込手続、料金の支払い、情報開示などを一元的に受け付けるスマートフォンアプリを導入
- 検針票や請求書の電子配信及び見える化、見守りサービスはスマートフォンアプリで提供
- 令和4年度にリリース予定



### 設備場所及び設置年度

水道の使用形態の特性が異なる複数のパイロットエリアや、西新宿を始めとする「スマート東京先行実施エリア」等に、約13万個を設置予定

設置年度	設置場所	給水人口	給水戸数	設置戸数	設置率
令和4年度	都庁	1,400	24,200	15,700	64.9%
	港区	27,400	7,400	20,700	280%
	1階～3階	16,500	1,810	14,570	805%
	4階～	6,500	10,600	5,430	51%
令和5年度	都庁	1,400	24,200	15,700	64.9%
	港区	27,400	7,400	20,700	280%
	1階～3階	16,500	1,810	14,570	805%
	4階～	6,500	10,600	5,430	51%
令和6年度	都庁	1,400	24,200	15,700	64.9%
	港区	27,400	7,400	20,700	280%
	1階～3階	16,500	1,810	14,570	805%
	4階～	6,500	10,600	5,430	51%
令和7年度	都庁	1,400	24,200	15,700	64.9%
	港区	27,400	7,400	20,700	280%
	1階～3階	16,500	1,810	14,570	805%
	4階～	6,500	10,600	5,430	51%
令和8年度	都庁	1,400	24,200	15,700	64.9%
	港区	27,400	7,400	20,700	280%
	1階～3階	16,500	1,810	14,570	805%
	4階～	6,500	10,600	5,430	51%
令和9年度	都庁	1,400	24,200	15,700	64.9%
	港区	27,400	7,400	20,700	280%
	1階～3階	16,500	1,810	14,570	805%
	4階～	6,500	10,600	5,430	51%
令和10年度	都庁	1,400	24,200	15,700	64.9%
	港区	27,400	7,400	20,700	280%
	1階～3階	16,500	1,810	14,570	805%
	4階～	6,500	10,600	5,430	51%
令和11年度	都庁	1,400	24,200	15,700	64.9%
	港区	27,400	7,400	20,700	280%
	1階～3階	16,500	1,810	14,570	805%
	4階～	6,500	10,600	5,430	51%
令和12年度	都庁	1,400	24,200	15,700	64.9%
	港区	27,400	7,400	20,700	280%
	1階～3階	16,500	1,810	14,570	805%
	4階～	6,500	10,600	5,430	51%
令和13年度	都庁	1,400	24,200	15,700	64.9%
	港区	27,400	7,400	20,700	280%
	1階～3階	16,500	1,810	14,570	805%
	4階～	6,500	10,600	5,430	51%
合計		125,400	32,700	98,070	77.2%

図-29

## 水道情報活用システムの概要

### 【現状システム】

水道事業において通常利用されている当該水道事業者等・水道施設別に構築されたものとなっているシステム間のデータ流通性は高くなく、データ利用は各システム内で完結しており、データ利用も限定的な状況である（ベンダロックイン）。

### 【水道情報活用システム】

水道情報活用システムは、データ流通仕様が統一され、セキュリティが担保されたクラウドを活用したシステムであり、主な利点は以下の通りである。共同利用することにより、更なる効率化を図ることも可能である。

- ・ベンダロックイン解除：水道施設の運転監視データや施設情報等の各種データは、異なるシステム間・ベンダ間のアプリケーションにおいてもプラットフォームを介して横断的に活用が可能である。
- ・コストの低減：アプリケーションやデバイス等が汎用化されることから、コストの低減が可能である。

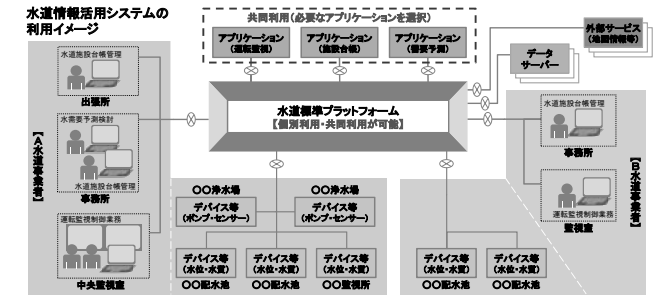


図-30

## 水道情報活用システム 導入支援事業の概要

【支援対象となる水道事業者等】

水道情報活用システムを導入して、業務の効率化や管理の高度化を目指す水道事業者等に対して、『水道事業におけるIoT活用推進モデル事業』を活用した導入支援事業を実施

【導入支援事業】  
『水道事業におけるIoT活用推進モデル事業（生活基盤施設耐震化等交付金の1メニュー）』を活用した支援  
対象事業者：水道情報活用システムを導入する**水道事業者**、**水道用水供給事業者** ※令和3年度より、自然水道事業者も対象  
交 付 率：1/3  
支 援 対 象：導入に際して必要と認められる初期費用  
プラットフォームについては、水道事業者等が自ら構築する場合に限る

【導入支援事業の採択基準】

事業区分	採択基準(抜粋)
水道事業におけるIoT活用推進モデル事業	IoT技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業であること。
導入支援事業	次のいずれにも該当する事業であること。 1. 導入支援事業の募集に登録し、種別仕様に基づくシステムの先進的導入に参加すること。 2. おおむね令和4年度までに水道情報活用システムの導入事業を開始すること。

【留意点】

- 当面**令和4年度までに導入事業を開始**する水道事業者等を対象
- 周辺事業者等と共同で導入する場合においても、水道事業者等ごとに登録が必要
- 導入事業を開始する前年に実施する『**水道情報活用システム**』**導入支援事業の募集において登録**すること
- 複数システムの導入を複数年度で実施する場合はまとめて登録するものとし、基本的に**同一事業者の複数回登録は認めない**
- 本募集とは別に生活基盤施設耐震化等交付金に係る要望書の提出が必要

図-31

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 改正水道法の施行状況について
2. 自然災害対策・危機管理対策
3. 水道におけるIoT活用の推進
4. 環境・エネルギー対策の推進
5. 令和4年度予算案等



図-32

## 水道における環境・エネルギー対策

地球温暖化対策計画 改定(令和3年10月22日 閣議決定)

- 2050年カーボンニュートラル実現に向け、2030年度に2013年度比▲46%の温室効果ガス削減目標。
- 水道分野では「上下水道における省エネルギー・再生エネルギー導入 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等」として2030年度▲21.6万トン-CO<sub>2</sub>(2013年度比▲約5%)の目標を提示。
- 2018年度の実績は▲0.7万トンにとどまり、このままのペースでは2030年度目標の達成は厳しい状況。
- 水道施設における省エネ・再生エネ取組の強化が必要。



### 水道事業における省エネ・再生エネ推進への取組

- 水道事業者による省エネ・再生エネ設備導入時の財政支援（エネルギー特別会計）
- 水道施設における効果的な省エネ・再生エネ取組の調査研究・情報提供
- 再生エネ発電設備を未検討である水道専用ダムへの検討要請 ※新規
- 水道施設の水供給調整能力を活用した電力需給調整力の提供 ※新規

そのほか「再生可能エネルギーに関する規制等の総点検タスクフォース」（担当：河野行政改革担当大臣（当時））において、水循環施策各省庁に対して再生エネ発電の一層の推進を指示。

図-33

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち、  
**(5) 上下水道・ダム施設の省CO<sub>2</sub>改修支援事業（厚生労働省、国土交通省連携）**

【令和3年度予算 6,000百万円の内訳(5,400百万円の内訳)】

上下水道・ダム施設の省CO<sub>2</sub>改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

#### 1. 事業目的

- 上下水道施設の脱炭素化を促進し、業務その他部門のCO<sub>2</sub>削減目標達成に貢献する。
- 再生可能エネルギー設備の設置等によるダム施設の脱炭素化、及び管理設備の改修によるダム施設の省CO<sub>2</sub>化を実現する。

#### 2. 事業内容

(5) 上下水道・ダム施設の省CO<sub>2</sub>改修支援事業  
 上下水道・ダム施設における発電設備等の再生エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

- 補助対象経費：上下水道・ダム施設における発電設備等の再生エネ設備及び附属設備、高効率設備やインバータなど省CO<sub>2</sub>性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体等
- 実施期間 平成28年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

#### 4. 事業イメージ



電話：0570-028-341

図-34



## 水道における環境・エネルギー対策（気候変動への適応対策）

**気候変動適応とは**

- 地球温暖化の進行がもたらす気候変動等により懸念される影響は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減と吸収対策（「緩和」）を最大限実施したとしても完全に避けられず、影響に備えるための「適応」が必要。平成30年に「気候変動適応法」が成立・施行。

**気候変動適応推進会議**

- 構成員

議長：環境大臣                      副議長：環境副大臣

構成員：各省庁部局長級（厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官）  
（幹事会）

幹事長：環境省地球局総務課長    構成員：関係各省庁課室長（厚生労働省から水道課長）

**気候変動適応計画 改定（令和3年10月22日閣議決定）**

気候変動影響の評価と適応施策の進捗管理を定期的・継続的に実施、PDCAを確保（KPIの新規設定）

- 水道に関連する気候変動影響の予測

- ・水温上昇による藻類等の原水水質の悪化    ・降水の時空間分布変化や融雪期のズレに伴う漏水
- ・豪雨災害の激甚化（取水制限、洪水・土砂災害被害、停電による施設停止など）

⇒【取り組むべき施策】防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく浸水災害対策等、水道施設の耐災害性強化に向けた施設整備を推進するとともに、危機管理マニュアルの策定（KPI：策定率）や、施設の損壊等に伴う減断水が発生した場合における迅速で適切な応急措置及び復旧が行える体制の整備

図-35

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 改正水道法の施行状況について
2. 自然災害対策・危機管理対策
3. 水道におけるIoT活用の推進
4. 環境・エネルギー対策の推進
5. 令和4年度予算案等



厚生労働省

図-36



(参考) 「水道の基盤強化」に関する政府方針について

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日 閣議決定)(抄)

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

(1) 防災・減災、国土強靱化

発災から10年を迎えた東日本大震災で得られた経験も教訓に、切迫化する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の命と暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、本年、具体化される気候変動への取組強化、防災・減災、国土強靱化新時代等の新たな動きと歩調を合わせて、女性、高齢者や障害者など多様な視点を踏まえながら、ハード・ソフト一掃となった取組を強力に推進する。

(2) 防災

中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化を図るため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に強い国土づくりを進める。

第2章 次なる時代をリードする新しい成長の源泉～4つの原動力基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(6) 経済安全保障の確保

「戦略的インフラ産業」について、経済安全保障の観点も踏まえつつ、インフラ機能の維持等に関する安全性・信頼性を確保するための、機器・システムの利用や業務連携・委託等を通じたリスクへ対応するための所要の措置を講ずるべく検討を進める。

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3. 国と地方の新たな役割分担

「地方財政改革及び地方財政の「見える化」改革」

「上五水道の広域化」社会の再正立」を引き続き推進する。

5. 生産性を高める社会資本整備の推進

「社会資本整備重点計画」等に基づき、デジタル化や脱炭素化を図りつつ、生産性向上に資する取組を進めるとともに、新技術等の導入促進や集約・再編等の広域の取組による公的ストックの適正化も含め予防保全型のメンテナンスへの早期転換を図る。設計、施工、維持管理等の自動化・AI活用等による効率化などインフラDXを進め、特に、中小建設業等のICT施工の利活用環境の充実等によりConstructionを推進する。個別施設計画の内容充実、公共施設等総合管理計画の充実に促進するとともに、メンテナンスAIの発行状況把握も推進する。(関係) PPP/PPFなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる。特に、人口20万人未満の地方自治体への優先的検討規程の導入要請や策定支援等により、PPP/PPF導入促進を図る。その上で、公共事業の効率化等を図り、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。

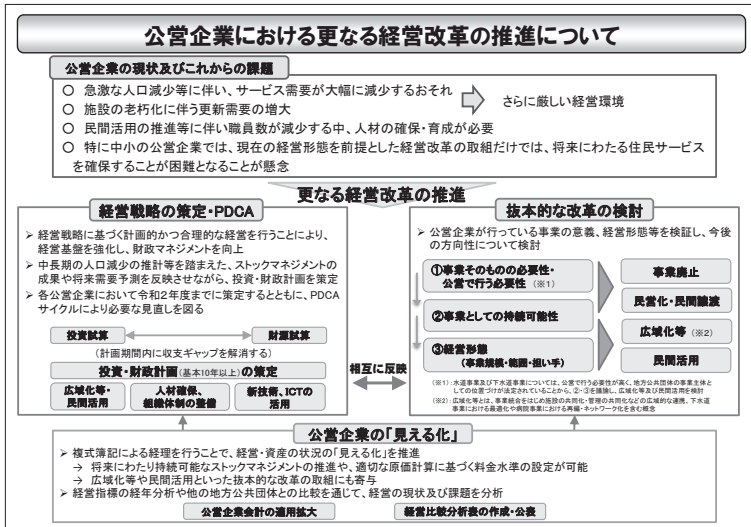
図-38

○総務省 (小野寺総務省自治財政局公営企業経営室長)

今日は、水道事業の経営の現状と課題を公営企業の観点からお話させていただきます。

まず、厚生労働省からお話もありましたが、今後急速に進んでいく人口減少、施設の老朽化といったものが、公営企業の経営に与える影響というのは極めて大きく、経営環境は急速に悪化していくことが想定されています。水道事業は、住民生活に不可欠な公営企業のサービスで、将来にわたって持続可能な経営を確保していくためには、中長期的な経営見通しに基づいた経営基盤の強化を進めていく必要があると考えています。このため、総務省では、さらなる経営改革の推進を求めているところです。

具体的には、経営戦略の策定、抜本的改革、公営企業の見える化の推進に取り組んでいただいているところです(図-39)。経営戦略については、将来にわたって中長期的視点に立ち、置かれている状況を的確に把握し、今後行ふ必要がある投資の見通しと、収入として見込める財源の試算を行って



#### 公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経営を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大      経営比較分析後の作成・公表

図-39

ただし、収支均衡が図られる内容としていかなければなりません。収支均衡を図っていくためには、抜本的な改革の検討が不可欠であり、抜本的な改革を検討する際には、経営戦略における将来見通しを踏まえることが必要になります。そういったことで、2つの取組が相互に関連して密接な関係にあります。

また、見える化は、公営企業会計の適用拡大と経営比較分析表の作成という2つの取組で構成されていますが、これらの取組で得られる経営状況、資産状況といった情報が経営戦略の策定や抜本的改革の検討を行うための判断材料として活用されるという関係にあります。これら三本の柱となる取組を通じて、経営改革を推進していただいているところです。

経営戦略の策定については、将来にわたって中長期的な視点に立って置かれている状況を的確に把握して、収支均衡が図られるような取組を計画的に進める仕組みというのが経営戦略です。大きな構成要素は、今後行う必要がある投資の試算と今後の収入見込みである財源試算で、それが10年以上の計画期間を通じて収支均衡になるような投資・財政計画を策定することがポイ

ントになってきます(図-40)。経営戦略は、策定したら終わりということではなく、毎年度作成した経営戦略に基づく取組を行い、その進捗管理や計画と実績との乖離の検証を行いつつ定期的な見直しを行うという、いわゆるPDCAサイクルを回していただく必要があります。そのため、総務省としても令和7年度までの見直しをお願いしているところです。また、資料下段の財政措置等に、高料金対策や水道管路耐震化事業、後ほどご説明する簡易水道事業を統合した上水道事業における旧簡易水道施設に対する交付税措置については、前年度末時点で経営戦略を作成していることが要件となっておりますので、ご留意いただく必要があると思っております。

経営戦略の策定状況につきましては、令和3年3月末時点で、既に策定済みの事業と令和3年度に策定予定の事業を合わせた割合が上水道事業では99.5%、簡易水道事業では98.7%となっています(図-41)。改定状況は、令和7年度までの見直しを要請しているところですが、既に策定済みの事業のうち、資料には記載がありませんが、改定実績のある事業と令和7年度までに改定を行う予定の事業を合わせた割合が、上水道事業では44%、簡易水道

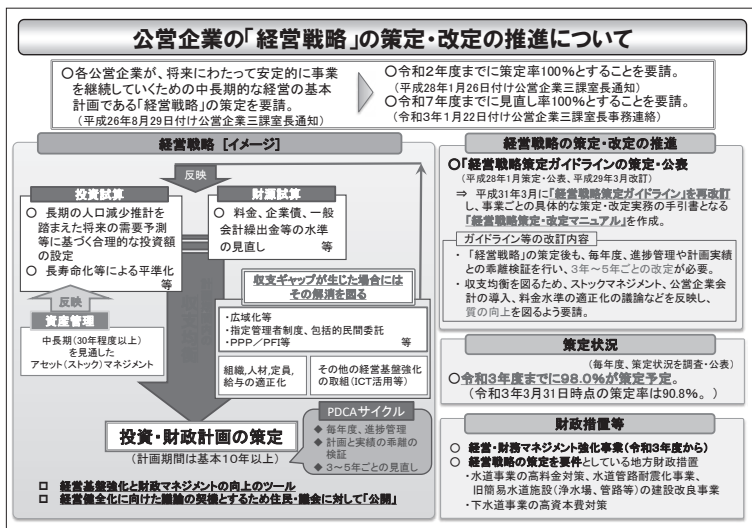
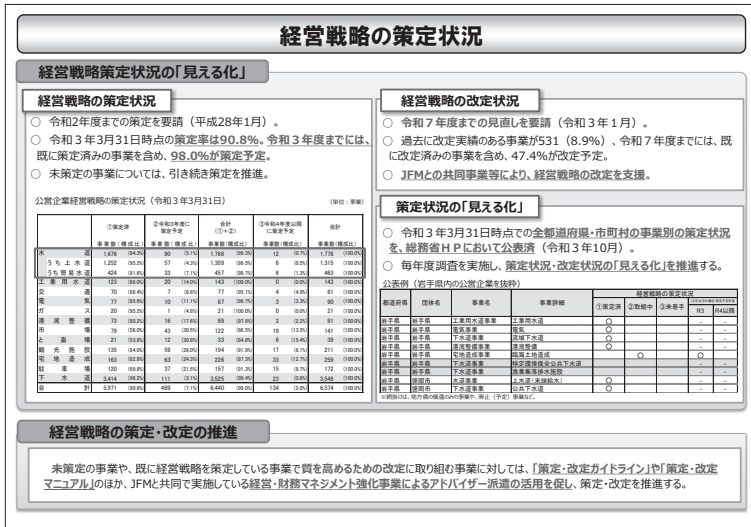


図-40



## 経済財政運営と改革の基本方針2021

### 第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

#### 3. 国と地方の新たな役割分担等

(地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革)

地方自治体業務改革・デジタル化、地方公営企業改革、**上下水道の広域化・料金の適正化**、地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革・EBPM(証拠に基づく政策立案)を引き続き推進する。感染症対応として実施された地方創生臨時交付金などの地方自治体の自由度が高い予算措置について、事業の使途等の比較検証を行うとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す。総務省は、デジタル化等による地方会計の財務書類等を始めとする地方財政データのより迅速な公表に取り組む。

【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

#### 第3章 「新たな日常」の実現

##### 2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

##### ① 持続可能な地方自治体の実現等

水道・下水道の広域化計画の中にシステム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項も盛り込むよう促すとともに、その実現に向け、都道府県が広域的な地方自治体として、関係市町村と連携体制を構築し、主体的に取り組むよう求める。民間知見の取込みのため、性能発注推進、PFI推進及びデータの地方自治体をまたいだ活用を推進する。  
地方公営企業について、公営企業の業務効率化とデジタル化を徹底して進めるとともに、実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内を実現することを目指し工程を明確化する。

図-42

新経済・財政再生計画 改革工程表2020			
KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	
			21   22   23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算(938事業)より減少】</p>	<p><b>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の推進、抜本的な改革等の推進</b></p> <p>a 経営戦略に沿って収入、支出、管理費の情報の「見える化」を推進するとともに、給付基準の精査・見直し、事業廃止、脱炭化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革を推進(総務省)</p> <p>b 経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。(総務省)</p> <p>c 経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じて指標の検証を行うこと等により、その効果を確認するとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進(総務省)</p> <p>d 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進(総務省、関係府省)</p> <p>e 経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。(総務省)</p>	<p style="text-align: right;">→</p> <p style="text-align: right;">→</p> <p style="text-align: right;">→</p> <p style="text-align: right;">→</p> <p style="text-align: right;">→</p>
	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人未満)【2024年度予算から対象団体の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p><b>4. 公営企業会計の適用促進</b></p> <p>a 重点事業(下水道、<b>麗星水道整備</b>)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体に對しても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。(総務省)</p> <p>b その他の事業(港渠整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。(総務省)</p>

図-43

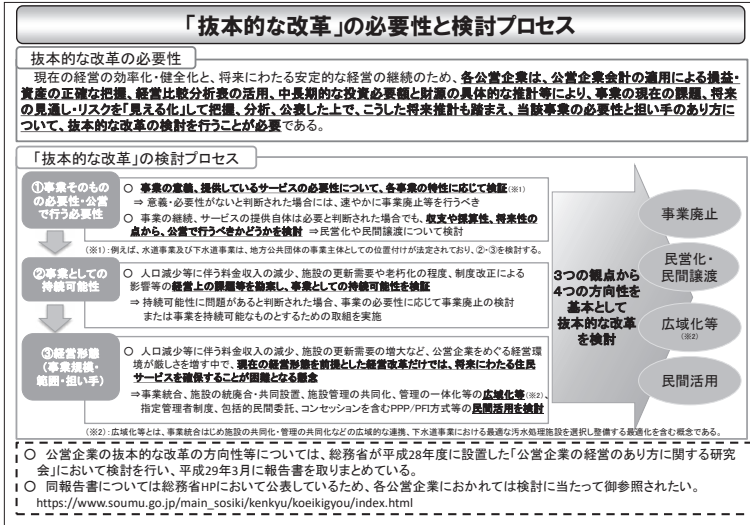


図-44

による経費削減、組織体制の強化といった幅広い効果が期待できると考えております（図-45）。資料にも記載がありますが、広域化の中でも経営統合は経営主体が単一となり、浄水場等の施設の統廃合、人員・財源等の経営資源を一元的に管理することから、給水原価の低減や専門人材の確保など、経営基盤を強化する効果が期待できます。また、地理的な要因によって、統合の実現が難しい地域であっても、浄水場等の施設の共同設置や共同利用などは、施設の更新費用、民間委託の維持管理費の削減等が可能となり、大きな効果が期待できると考えています。さらに、ハード面だけでなく、ソフト面として業務の共同委託やシステムの共同化、施設管理業務の広域的処理などによって、専門人材の確保をはじめとする組織体制の強化により技術水準の確保が期待できたり、業務量の拡大ができることによって、民間委託、コスト削減などの効果が期待できると考えております。こういった広域化には様々な効果が期待できることから、厚生労働省とともに平成31年1月に各都道府県に通知を出し、広域化の推進、各都道府県で広域化の推進方針や具体的な取組内容等を記載した水道広域化推進プランを令和4年度までに策定し



## 水道事業における広域化の推進について

**<広域化の推進の背景・効果>**

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組み広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ① 香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前の26年度の試算で約954億円の削減。また、料金統一により、中長期的には、全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大約7割）。）
- ② 福岡県大牟田市及び熊本県尾尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約19億円の削減）

**<「水道広域化推進プラン」策定の要請>**（厚労省と連携）

- 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月）を发出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表。
- 令和2年12月に、**庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等**、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を发出。

**<地方財政措置>**

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置。（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

**<多様な広域化（イメージ）>**

図－45

ていただくよう要請をしているところです。

この水道広域化推進プランは、都道府県が策定することにしています（図－46）。都道府県では、給水人口、水需要、料金収入、施設の更新費用、職員数、人件費などの現状把握を行い、40年から50年を見据えた将来見通しを行って、事業者が抱える経営上の課題を把握していくということになります。課題を把握した上で、経営統合や施設の共同設置など、多様な広域化のパターンを実現可能性も踏まえて設定して、そのパターンごとに効果を算出するシミュレーションを行います。将来見通しと広域化効果の比較を行って、今後の広域化に係る推進方針や当面の具体的な取組内容、スケジュールを定めて水道広域化推進プランとしてまとめていくという流れとなっています。

先ほど厚生労働省の資料にもありましたが、策定取組状況については、令和2年9月30日時点のもので、プランの主な構成要素である現状把握、将来見通し、広域化シミュレーション、この3つの項目の進捗状況について記載したものととなります（図－47）。進捗状況については、各都道府県から回答

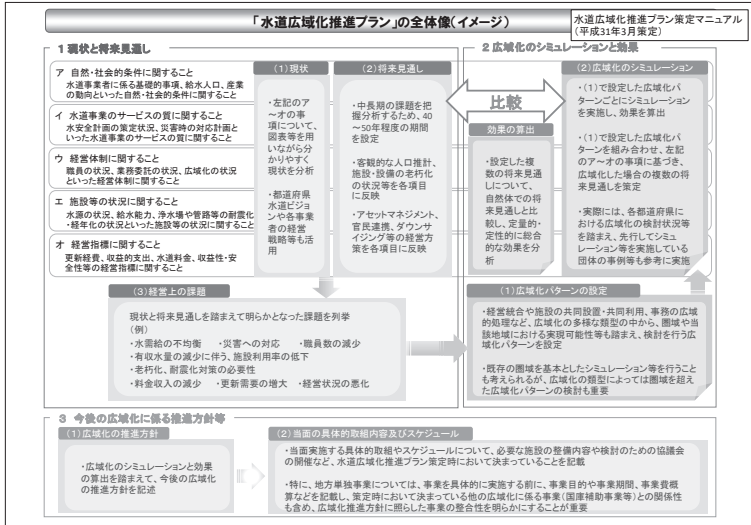


図-46

**「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について(R2.9.30時点)**

○ 令和2年度に、全都道府県の「水道広域化推進プラン」策定取組状況について、ヒアリングを実施。  
○ 既に策定済の団体が5団体(大阪府、兵庫県、広島県、香川県及び佐賀県)、その他の団体においても、令和4年度までの策定に向けて取り組みを進めており、その進捗状況は下記のとおり。

各団体の進捗状況 ※策定済の6団体を除く (凡例) ◎:完了、○:策定中、空欄:未着手		進捗状況		進捗状況				
都道府県番号	都道府県名	A 現状把握	B 将来見通し	都道府県番号	都道府県名	A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
1	北海道	◎	◎	23	愛知県	○	○	○
2	青森県	○	○	24	三重県	○	○	○
3	岩手県	○	○	25	滋賀県	○	○	○
4	宮城県	○	○	26	京都府	○	○	○
5	秋田県	○	○	29	奈良県	◎	◎	◎
6	山形県	○	○	30	和歌山県	○	○	○
7	福島県	○	○	31	鳥取県	○	○	○
8	茨城県	○	○	32	島根県	○	○	○
9	栃木県	○	○	33	岡山県	○	○	○
10	群馬県	○	○	35	山口県	◎	◎	◎
11	埼玉県	○	○	36	徳島県	○	○	◎
12	千葉県	○	○	38	愛媛県	○	○	○
13	東京都	○	○	39	高知県	○	○	○
14	神奈川県	○	○	40	福岡県	○	○	○
15	新潟県	○	○	42	長崎県	○	○	○
16	富山県	○	○	43	熊本県	○	○	○
17	石川県	○	○	44	大分県	○	○	○
18	福井県	○	○	45	宮城県	○	○	○
19	山梨県	○	○	46	鹿児島県	○	○	○
20	長野県	○	○	47	沖縄県	○	○	○
21	岐阜県	○	○	◎(完了)計	4	4	1	
22	静岡県	○	○	◎(策定中)計	35	29	17	

※ 「水道広域化推進プラン」の策定について(「平成31年1月25日付通知」)において、具体的な記載事項として、①「現状把握」、②「将来見通し」、③「広域化シミュレーション」等を示していることから、この項目の進捗状況を反映している。  
※ 進捗状況は都道府県からの回答を記載しており、3項目全てが完了(◎)となっている場合でも、シミュレーション結果の精査や今後の推進方針等の検討が必要であることから、水道広域化推進プランの策定完了を示しているものではない。また、進捗が未着手となっているものにおいても、内容的な検討・調整が実施されている場合がある。

図-47

新経済・財政再生計画 改革工程表2020			
KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21   22   23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の取組を重点推進（改定・改善）、繰出金（即納）</p>	<p>○広域連携に取り組みこととした市町村数【2022年度までに850団体】</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した取組市町村数【2022年度末までに47取組市町村】</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、自治データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合【2025年度までに100%】</p>	<p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取組み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組は改善・公表し、システム共同化等のデジタル化をめぐるシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに長く取組に対して実態構築を誘導することにより広域化の取組を推進。</p> <p>c 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、社会の適正化、ICT等デジタル技術を活用した推進（水道事業者等における水道施設自給の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のOIS/I/Iの活用）、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>d 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道事業プラットフォームの創設の促進、関係機関の協賛化、技術開発の促進や情報活用の高次元化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。</p> <p>（総務省、経済産業省、厚生労働省）</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

図-48

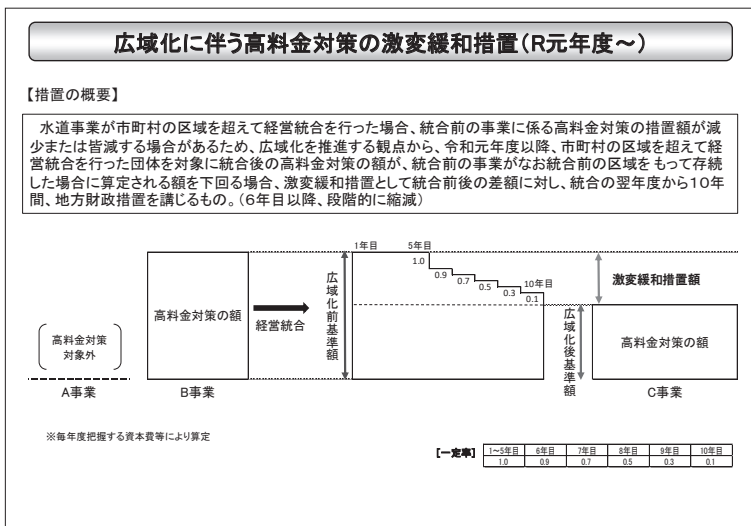
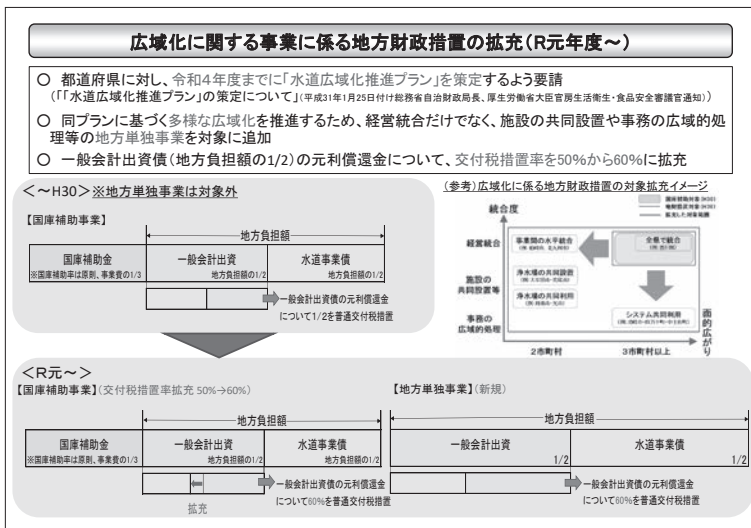
を取りまとめたもので、3項目全てが完了となっている場合であっても、今後の推進方針との検討が必要となっていることから、水道広域化推進プラン策定が完了したということを表しているものではありません。令和2年9月末時点では、5団体が策定済みとなっており、それ以外の団体は、令和4年度までの策定に向けて、各地域の実情を踏まえながら内部的な検討調整を進めていただいているところです。なお、先ほども申しましたように、水道広域化推進プランは、都道府県が策定します。都道府県が策定する過程においては、都道府県には水道事業者を経営する市町村に広域連携に係る意向の調査や情報の共有、意見交換などの取組を積極的に行っていただくよう依頼しています。多くの都道府県では、今年度にシミュレーションを行っていただいております。今後、シミュレーションの結果や広域化の案について、都道府県から各市町村に対し提案や意見聴取がなされると思います。都道府県が検討している広域化の案というのは、地域の水道事業の将来見通しを十分把握した上で、水道事業経営の持続性を高めるために必要と考えて提案されるものですので、水道事業者としての市町村には、関係部局や市町村長とも相談

をしながら建設的な意見を述べていただくなど、積極的に参加をしていただきたいと考えております。

広域化に関する事業に係る地方財政措置について説明します（図-49、図-50）。広域化推進プランに基づく多様な広域化を推進していくために、地方財政措置を令和元年度から拡充しています。具体的には、国庫補助事業のみを対象としていましたが、水道広域化推進プランに基づく地方単独事業についても対象としているところです。具体的な措置内容は資料記載のとおりですが、水道事業は原則として水道料金収入で賄うべきところを、特別に財政措置を講じています。厚生労働省の交付金も時限措置となっていますが、財政措置の有無は、水道料金に直結してくると思います。ぜひとも財政措置があるうちに広域化の取組を進めていただきたいと考えています。

次に、水道管路耐震化事業に関する地方財政措置の拡充について説明します（図-51）。申し上げるまでもなく、水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、老朽化に起因する事故等が発生した場合は、住民生活に大きな影響を与えますので、着実な更新投資を進めていく必要があると思っています。しかしながら、先ほど厚生労働省からお話もありましたが、管路の更新率が低い数字に留まっている傾向にあるので、平成30年度までの時限措置となっていた水道管路耐震化事業を経営戦略の策定を要件としまして、令和5年度まで5年間延長しています。また、資本費が非常に高い水準にあるなど、経営条件の厳しい団体に対して着実な更新投資を促していく観点から、一定の要件を満たす団体に対しては、一般会計からの繰り出しを4分の1から2分の1に拡充しております。老朽化対策、災害対策の着実な更新投資を行っていくためにご活用いただきたいと思います。

次に、旧簡易水道事業に対する地方財政措置について説明します（図-52、図-53）。ご案内のとおり、簡易水道事業は、平成19年度から28年度まで、事業統合が推進されてきましたが、統合前後で経営の実態が簡易水道事業から大きく変化がないにもかかわらず、財政措置は統合前と比較すると限定的になるということもあって、経営状況が厳しい事業の存在が指摘されてきま



## 水道管路耐震化事業に関する地方財政措置の延長・拡充(令和元年度～5年度)

- 着実な更新投資と災害対策を進めるため、管路の耐震化に係る地方財政措置を5年間延長(R元～R5まで)
- 経営条件の厳しい団体について、一般会計からの繰出を1/4から1/2に拡充【特別対策分の創設】(R元～R5まで)

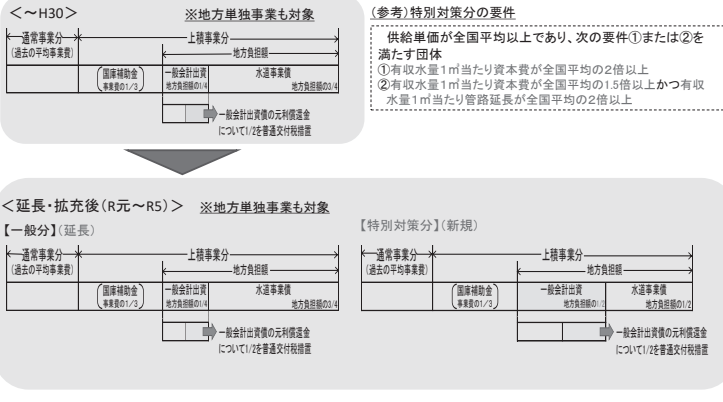


図-51

## 「旧簡易水道事業等の経営に関する研究会」報告書 概要(令和2年12月)

### 簡易水道事業統合の沿革

- 簡易水道事業は、給水人口が小規模で、経営基盤が脆弱な事業が多いが、今後も人口減少による料金収入の低下や施設等の更新投資の増大が見込まれる中、経営基盤を強化し、持続的な運営を確保するため、平成19年度から平成29年度まで(一定の条件を満たす団体は令和元年度まで)、事業統合が推進されてきた。
- 簡易水道事業の統合により考えられる効果として、ソフト面では、公営企業会計適用による経営状況の明確化や、水道施設の管理体制の効率化・強化等、ハード面では、施設等の統廃合が挙げられるが、これらの効果が実際に発揮されているかについては、事業によって差が生じている。

### 簡易水道事業を統合した上水道事業の現状

- 簡易水道事業を統合した上水道事業(以下、「統合上水道事業」という。)は、その他の上水道事業と比較すると、資本費など経営状況を表す指標等は厳しい状況にあり、有収水量あたりの管路延長が長く、更新も進んでいない傾向にある。
- 統合上水道事業の経営状況について、資本費や給水原価の水準が高くなるほど、割当回収率は低くなる傾向にある。また、複数の簡易水道事業のみが統合した場合をはじめ、統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口割合が高いほど、経営指標は厳しい傾向にある。

### 旧簡易水道事業に対する取組方策の検討

- 統合上水道事業の現状は、複数の簡易水道事業のみが統合した場合をはじめ、経営の実態が統合前から大きく変わらぬ事業や、地理的な条件等によって資本費や給水原価が高水準となっている事業があり、統合後においても、未だ経営が厳しく、経営基盤の強化に至っていない事業も多い。
- 一方で、統合上水道事業の管路の更新は進んでいない状況にあり、持続的な経営に不可欠な更新投資の必要性は増加することが見込まれる。また、統合に伴い、それまで対象であった簡易水道事業の財政措置から外れたことが、経営を圧迫する要因となっている。
- これらのことを踏まえ、適切な更新投資を行うことが経営上困難とみられる統合上水道事業について、旧簡易水道施設の必要な更新投資を可能とし、持続的な経営を確保するため、新たな財政措置を講じる必要がある。

### 委員

氏名(役職)	氏名(役職)	氏名(役職)
【座長】石井 晴夫(東洋大学名誉教授)	木村 慎介(明治大学公共政策大学院専任教授)	原田 大樹(京都大学法理学系(大学院法学研究科)教授)
宇野 二郎(横浜市立大学国際教養学部教授)	西郷 由里恵(中央大学経済学部准教授)	星野 菜穂子(地方財政審議会委員)
大塚 英樹(長崎県地域振興部市町村課長)	鈴木 伸一(岩手県一関市上下水道部長)	三上 和彦(鳥根県邑南町水道課長)

※ 報告書の全文は総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000723326.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000723326.pdf)) において公表している。

図-52

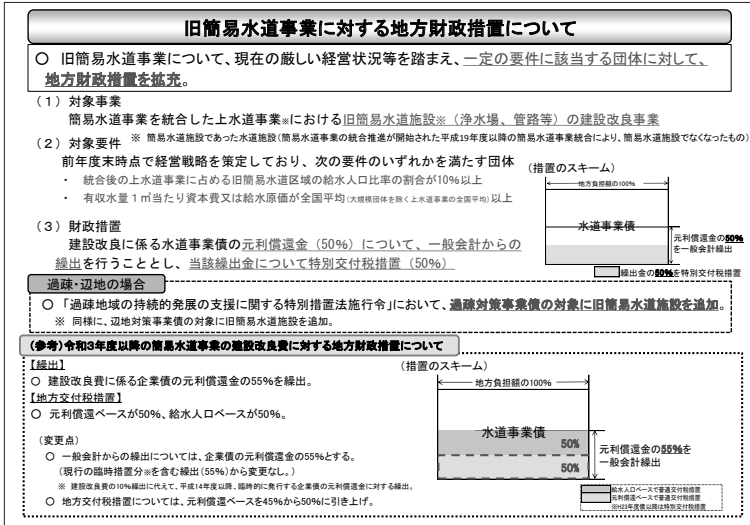


図-53

した。このため、統合した上水道事業について、適切な更新投資を行うことが経営上困難と見られる場合に、令和3年度から地方財政措置を講じることとしました。ぜひともこの財政措置をご活用いただき、旧簡易水道施設の必要な更新投資を進めていただきたいと思います。

最後に人口減少社会では、一般会計においても、社会保障関係費の増加や一般会計の持っている公共施設の老朽化などに対応していかざるを得ない状況になってくると思います。そういったことから、一般会計の方の財政状況もより一層厳しくなると考えられますので、なかなか繰出金を出すことも難しくなっていくのではないかと思うところです。こういう状況なので、公営企業である水道事業も将来にわたる財政シミュレーションを行い、その上で水道事業者である皆さんが自らの水道事業をどのように経営していくのか、積極的に検討していただく必要があると思っています。水道広域化の検討については、令和4年度を目途とした水道広域化推進プランの策定を通じて、現在は全国一斉に取り組んでいただいています。この検討というのは、今後の各地域における水道事業の展望をしっかりと把握する契機となる意味で特

に重要だと思えます。時間的にはあまり残されておらず、難しい課題ではあるとは思いますが、この機会に周辺市町村や都道府県と一緒に考えていただきたいと思っています。

水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増していく中で、広域化の取組だけで全ての課題が解決できるものではありませんので、様々な観点からの総合的な取組が求められると思っています。将来にわたって持続可能な経営ができるように、引き続き総務省としても最大限の支援を行って、後押しをしていきたいと考えています。



## 総会事務局関係者名簿

### 公益社団法人日本水道協会

総務部長	大 貫 三子男
調査部長	玉野井 晃
研修国際部長	市 村 敬 正
工務部長	田 村 聡 志
検査部長	平 本 重 夫
大阪支所長	山 野 一 弥